「地域建設産業のあり方検討委員会」
報 告 書

平成 24 年 2 月

「地域建設産業のあり方検討委員会」

目　　次

【本編】

はじめに ..... - 1 -

１．地域における建設業の現況 ..... - 4 -
1.1　建設投資の今後の見通し ..... - 4 -
1.2　公共工事の全国的な減少と地域への影響 ..... - 5 -
1.3　あまり減少していない建設企業数 ..... - 9 -
1.4　倒産動向と資金繰り支援策 ..... - 11 -
1.5　地方、特に中山間部の人口減少、活力の低下 ..... - 18 -
1.6　建設業の利益率 ..... - 19 -
1.7　建設業の労働時間 ..... - 23 -
1.8　建設業の賃金 ..... - 24 -
1.9　建設業の労働者不足 ..... - 25 -
1.10　東日本大震災以降の建設業界 ..... - 28 -

２．地域において建設企業が果たす役割 ..... - 30 -
2.1　背景と現状 ..... - 30 -
2.2　論点と提言 ..... - 31 -

３．地域にとって重要な建設企業に配慮する入札契約制度 ..... - 34 -
3.1　背景と現状 ..... - 34 -
3.2　論点と提言 ..... - 35 -

４．人材確保 ..... - 38 -
4.1　背景と現状 ..... - 38 -
4.2　論点と提言 ..... - 39 -

５．新たな事業分野への展開 ..... - 40 -
5.1　背景と現状 ..... - 40 -
5.2　北海道の事例 ..... - 42 -
5.3　論点と提言 ..... - 47 -

【資料編】

１．北海道に関わる状況 - 49 -
1.1 統計データ - 49 -
1.2 北海道建設企業の経営分析データ - 70 -
1.3 現地視察記録 - 74 -
1.4 新分野進出企業ヒアリング調査記録 - 88 -

２．香川県に関わる状況 - 111 -
2.1 統計データ - 111 -
2.2 香川建設企業の経営分析データ - 124 -
2.3 現地視察記録 - 128 -

はじめに

建設企業の活動は地域住民の生命や財産を守ることに直結している。例えば、建設企業が整備する堤防は、大雨による洪水発生時には、大切な家族の生命、苦労して購入した持家、思い出のこもった品物の数々を水害から守ってくれる。また、建設企業が整備する道路等は、地域の経済活動を支える大動脈として機能する。そして、建設企業が作り上げるビルや家屋は住民の生活や企業活動を支える箱となる基盤であり、その良し悪しは、住民生活や企業活動の効率性や創造性を大きく左右するといっても過言ではない。

そして、東日本大震災における建設企業の献身的な活動の例からもわかるように、ひとたび災害が発生すれば、建設企業は、地域の地質等の自然条件や病弱で歩行困難な老人の所在等の社会条件に関する土地勘をフルに生かして、真っ先に現場に駆けつけるとともに住民の生命・財産を守るために昼夜兼行の徹夜作業を厭わず必死の活動を続ける。

建設投資がピーク時に比べて半減する状況において、こうした地域を支える建設企業が、存亡の危機に立たされているといっても過言ではない。そして、東日本大震災をきっかけに国民の防災意識が

高まっており、防災において建設企業の果たす役割についても期待が大きくなっているが、地域に詳しい建設企業が撤退することによって災害への適切な対応を行うことができない災害対応空白地帯が生じる等様々な課題が生じている。

本委員会は、厳しい状況に置かれている建設産業について、全国レベルのみならず都道府県レベルにおいてもきめ細かく検討し、提言してほしいという関係者からの強い要望に応え、昨年度から活動を実施した。本年度は特に、北海道と香川県の関係者の協力を得て、入札契約制度、新分野進出などの課題について学識経験者、業界関係者等が検討を行い、提言を行うものである。本委員会の検討の成果が、地域における建設企業の士気を少しでも鼓舞し、地域の発展に貢献できることを切に期待している。

地域建設産業のあり方検討委員会　委員名簿

井出　多加子	成蹊大学経済学部教授（座長）
中川　雅之	日本大学　経済学部教授（副座長）
安田　郁夫	北海道建設部建設管理局　建設情報課　建設業支援担当課長
中村　貴紀	香川県土木部　土木監理課長
押田　彰	(社)全国建設業協会　専務理事
野村　敬明	(社)全国建設業協会　常務理事
青柳　剛	(社)群馬県建設業協会　会長
田村　孝夫	(社)群馬県建設業協会　専務理事
牧野　光博	(社)北海道建設業協会　専務理事
佐藤　准一	(社)香川県建設業協会　専務理事
篠原　敬	(財)建設業振興基金　構造改善センター次長
大竹　重幸	(財)建設業技術者センター　常務理事
田口　芳一	(財)建設業技術者センター　業務部調査役
齋藤　芳久	(財)建設業情報管理センター　専務理事
山元　光次郎	(財)建設業情報管理センター　事務局長兼企画業務部長
安井　康夫	(財)建設業情報管理センター　東日本支部長
曽川　紫朗	(財)建設業情報管理センター　理事　西日本支部長
小川　栄一	(財)建設業情報管理センター　企画業務部次長
松本　直也	(財)建設経済研究所　特別研究員
河田　浩樹	(財)建設経済研究所　研究理事

（敬称略）

１．地域における建設業の現況

1.1　建設投資の今後の見通し

①　（財）建設経済研究所は 2011 年 10 月に発表した「建設投資見通し」で、2011 年度の建設投資を前年度比 8.5%増の 44 兆 6400 億円と予測している。うち、東日本大震災の復旧・復興のため政府建設投資は 13.3%の増加、民間建設投資も回復基調の継続が見込まれ、民間住宅投資は 7.0%の増加、民間非住宅建設投資は 3.6%の増加と予測している。また、2012 年度の建設投資は対前年度比 2.9%増の 45 兆 9300 億円と予測している。うち、政府建設投資は 1.1%の増加、民間住宅投資は 5.1%の増加、民間非住宅建設投資は 3.2%の増加と予測している（図表 1-1、1-2)。

図表 **1-1**　建設投資の推移及び **2011** 年度、**2012** 年度の予測

年度	1995	2000	2005	2007	2008	2009（見込み）	2010（見込み）	2011（見通し）	2012（見通し）
名目建設投資	790,169	661,948	515,676	476,961	481,517	424,000	411,300	446,400	459,300
（対前年度伸び率）	0.3%	-3.4%	-2.4%	-7.1%	1.0%	-11.9%	-3.0%	8.5%	2.9%
名目政府建設投資	351,986	299,601	189,738	169,463	167,177	173,700	165,800	187,800	189,900
（対前年度伸び率）	5.8%	-6.2%	-8.9%	-4.8%	-1.3%	3.9%	-4.5%	13.3%	1.1%
（寄与度）	2.5	-2.9	-3.5	-1.7	-0.5	1.4	-1.9	5.3	0.4
名目民間住宅投資	243,129	202,756	184,258	166,021	163,870	128,400	124,300	133,000	139,800
（対前年度伸び率）	-5.2%	-2.2%	0.3%	-11.5%	-1.3%	-21.6%	-3.2%	7.0%	5.1%
（寄与度）	-1.7	-0.7	0.1	-4.2	-0.5	-7.4	-1.0	2.1	1.5
名目民間非住宅建設投資	195,053	159,591	141,680	141,477	150,470	121,900	121,200	125,600	129,600
（対前年度伸び率）	-1.8%	0.7%	4.0%	-4.3%	6.4%	-19.0%	-0.6%	3.6%	3.2%
（寄与度）	-0.4	0.2	1.0	-1.2	1.9	-5.9	-0.2	1.1	0.9
実質建設投資	779,352	663,673	515,676	456,076	445,959	406,537	392,893	423,800	435,400
（対前年度伸び率）	0.2%	-3.6%	-3.5%	-9.4%	-2.2%	-8.8%	-3.4%	7.9%	2.7%

注1)2010年度までは、国土交通省「平成23年度建設投資見通し」より。　（単位：億円、実質値は2005年度価格）
注2)民間非住宅建設投資＝民間非住宅建築投資＋民間土木投資

出典：（財）建設経済研究所「建設経済モデルによる建設投資の見通し（2011 年 10 月）

図表 1-2　建設投資（名目）の推移と GDP 比

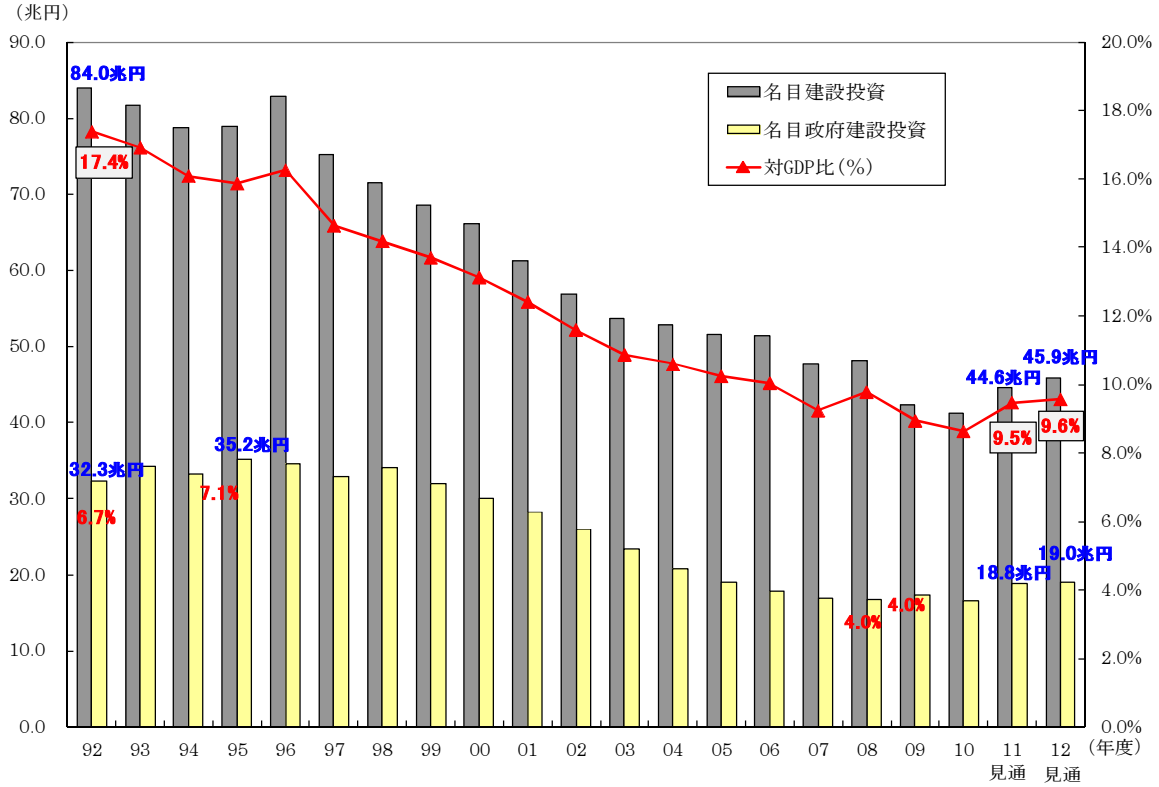

＊2010年度までは、GDPは内閣府「国民経済計算」、建設投資は国土交通省「平成23年度建設投資の見通し」による。

＊2011年度以降は、（財）建設経済研究所「建設経済モデルによる建設投資の見通し」による。

出典：（財）建設経済研究所「建設経済モデルによる建設投資の見通し（2011 年 10 月）

注 1 ：2009 年度までの建設投資は、国土交通省「平成 22 年度建設投資見通し」より。

1.2　公共工事の全国的な減少と地域への影響

① 国土交通省の「建設工事受注動態統計調査」をみると、2011 年度上半期までの全国の公共工事受注額（累計）は前年度を 6.3%下回っている（図表 1-4）。
民間工事受注額については、東日本大震災の影響から一時落ち込んだが、その後は回復基調となり、上半期までの累計は前年度を 1.5%上回っている（図表 1-7）

② 北海道をみると、公共工事は前年度並みであるが（図表 1-4）、民間工事が大幅に増加している（図表 1-7）。このため民間工事の割合はここ 3 年で最も高くなったが、全国と比べれば公共からの受注の比率が高い（図表 1-8）。

③ 香川県をみると、公共工事は前年度をやや下回っている（図表 1-4）が、民間工事は増加し前年度を上回って推移している（図表 1-7）。官民割合は 2009 年から概ね同程度で推移している（図表 1-8）。

④ 震災からの復旧・復興関連予算が組まれ、東北の一部で大幅な増加が見られる。一方で、2011 年度の公共事業関係費は 5.1%削減されており、復旧工事のない被災地以外の地域の受注環境はこれまで以上に厳しい状況である。

⑤　このように工事受注が減少する中で、建設業の経営者からは「競争激化」「受注の減少」を経営上の問題であるという指摘が北海道、香川県を含めた全国で強い（図表 1-9）。

図表 1-3　建設工事元請受注額（公共機関発注）の前年度、前々年度との比較

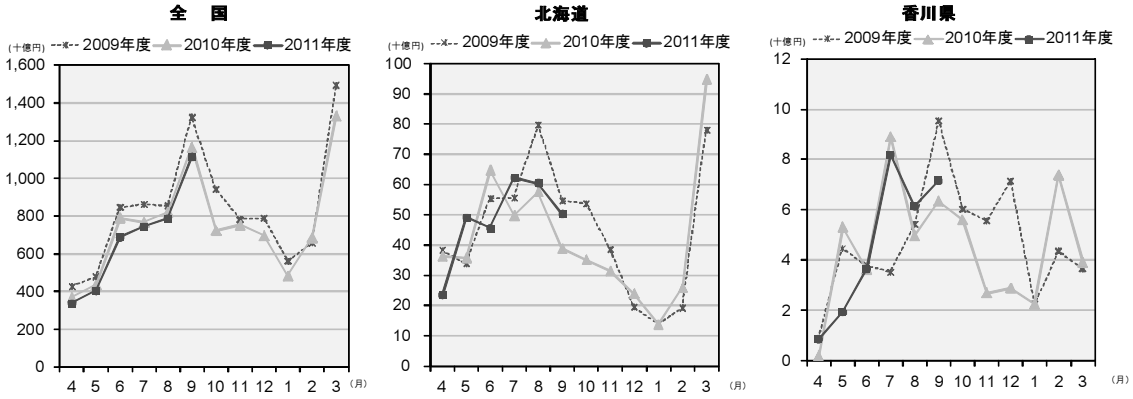

出典：国土交通省「建設工事受注動態統計」　図表 1-4～1-8 も同様

図表 1-4　建設工事元請受注額（公共機関発注）の前年度、前々年度との比較（累計値）

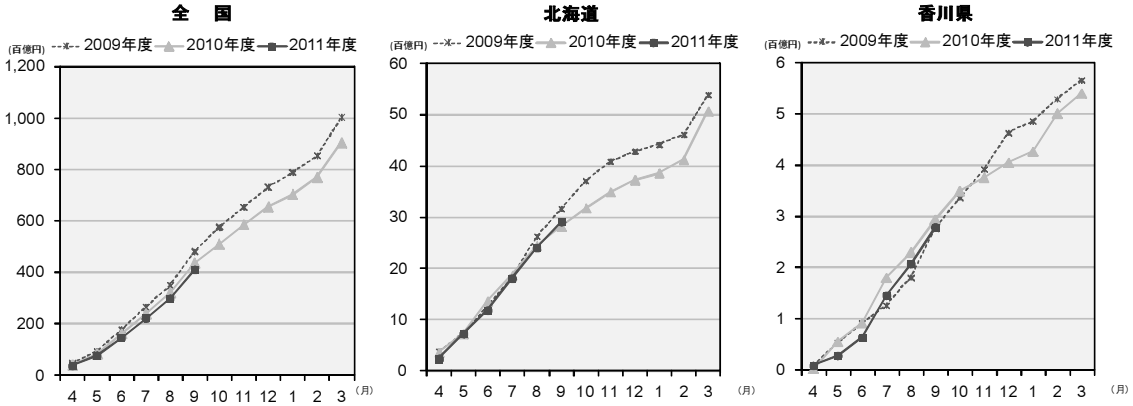

図表 1-5　建設工事受注額の民間・公共別の月次推移

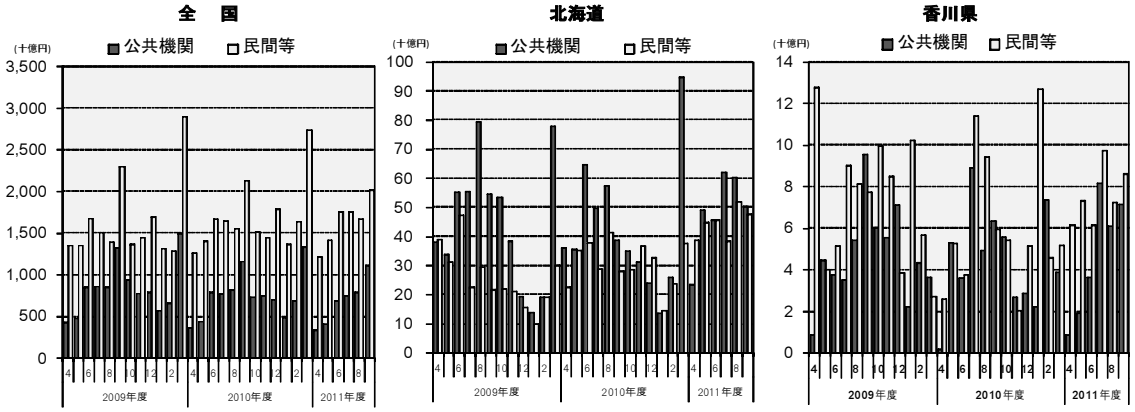

図表 1-6　建設工事元請受注額（民間等）の前年度、前々年度との比較

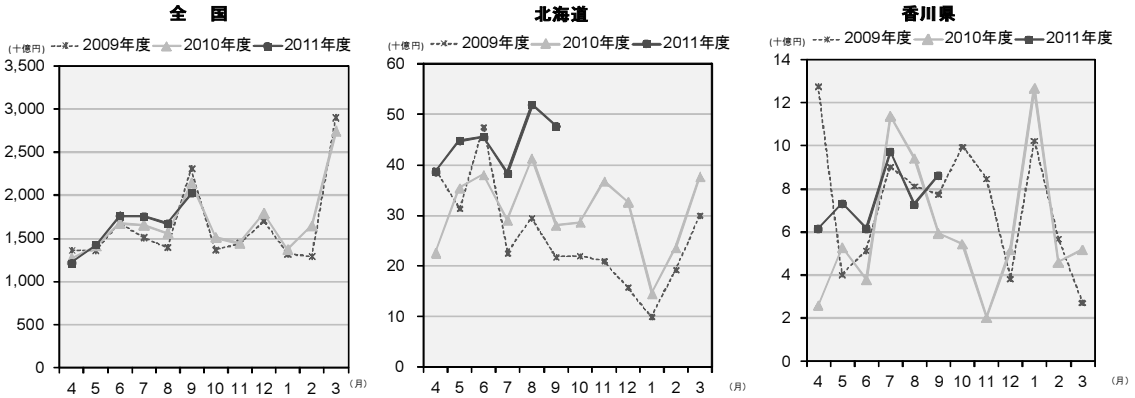

図表 1-7　建設工事元請受注額（民間等）の前年度、前々年度との比較（累計値）

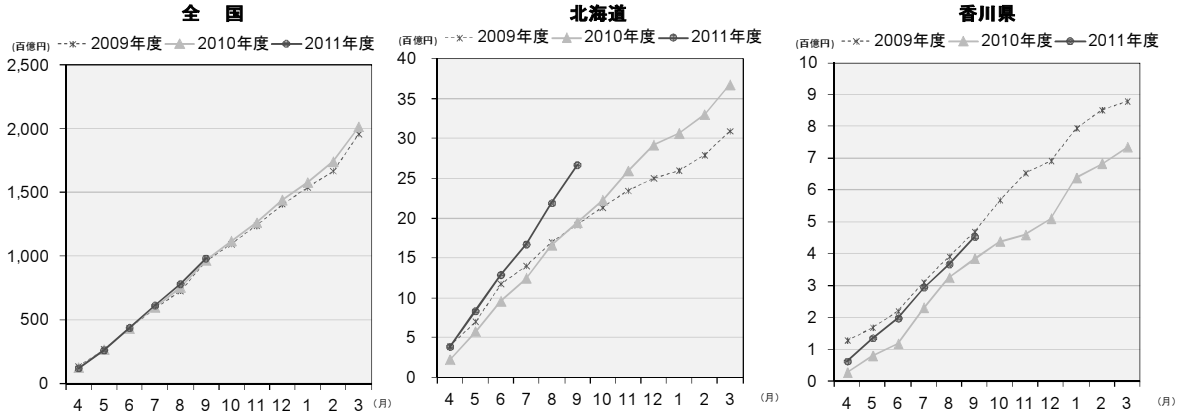

図表 1-8　元請受注高の公共・民間工事の割合

	2009年度			2010年度			2011年度		
	官庁	:	民間	官庁	:	民間	官庁	:	民間
全国	33.8	:	66.2	30.9	:	69.1	29.3	:	70.7
北海道	63.5	:	36.5	57.9	:	42.1	52.1	:	47.9
香川県	39.2	:	60.8	42.4	:	57.6	38.1	:	61.9
東北	56.3	:	43.7	55.0	:	45.0	43.9	:	56.1
関東	29.1	:	70.9	25.1	:	74.9	23.4	:	76.6
甲信越・北陸	54.1	:	45.9	48.5	:	51.5	40.5	:	59.5
東海	35.0	:	65.0	32.7	:	67.3	32.3	:	67.7
近畿	19.7	:	80.3	19.3	:	80.7	21.6	:	78.4
中国	41.9	:	58.1	43.5	:	56.5	39.8	:	60.2
四国	53.3	:	46.7	54.6	:	45.4	52.2	:	47.8
九州	51.9	:	48.1	51.0	:	49.0	39.7	:	60.3
沖縄	64.0	:	36.0	64.3	:	35.7	52.8	:	47.2

注　:2011年度は2011年9月までの累計値で算出している。

図表 1-9　建設業景況調査における経営上の問題点

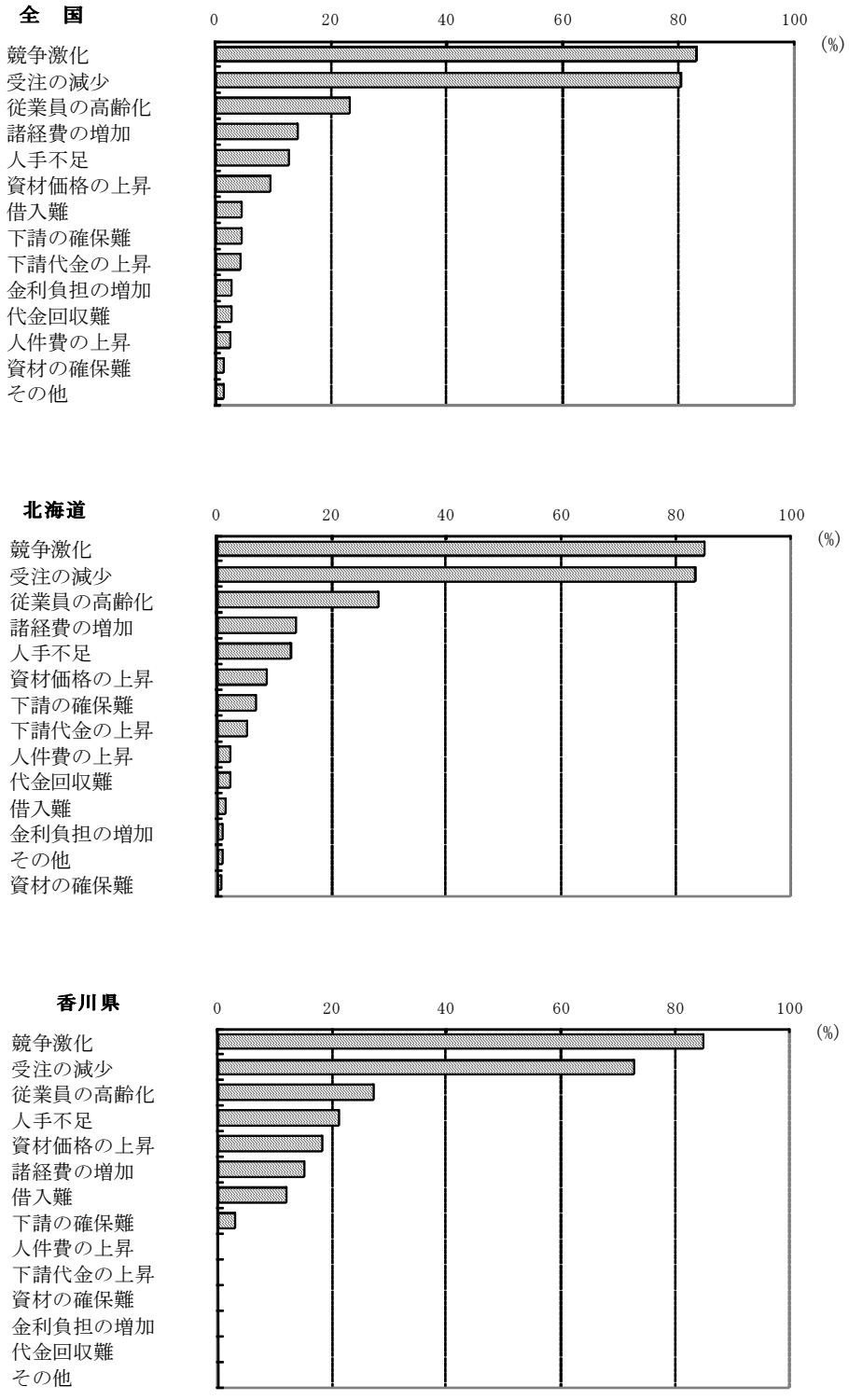

出典：保証事業会社「建設業景況調査（平成 23 年 9 月）」

1.3 あまり減少していない建設企業数

① 建設企業数の推移について、まず建設業許可業者数をみると、2000 年度に 60 万業者を超えたのち、2011 年には 50 万業者を割り込むまで減少した（図表 1-10)。ただし、この建設業許可業者数には実際に建設工事を施工していないものも相当数含む。

② サンプル調査ながら、建設工事の施工実績がある業者（以下「施工業者数」という）の推計値を含む建設工事施工統計では、2009 年度までの業者数が発表されており、2009 年度は 22 万業者となっている（図表 1-10)。この数は、同年度の建設業許可業者数の 43%程度である。

③ 北海道、香川県の 2009 年度の施工業者数は、それぞれ 12,301 社、2,217 社である。また、同年度の建設業許可業者数に対する割合はそれぞれ 55%、52%程度で全国を 10 ポイント程度上回っている（図表 1-10)。

④ 1990 年代後半から建設投資が継続的に減少しているのに、施工業者数が全国で見ても地域別にみてもさほど減っていない理由については、一社当たりの工事額は減少しているものの、下請企業や自社の従業員の人件費を抑制することで存続を図り、転業や廃業する企業数はさほど多くないことがその理由として考えられる。

⑤ さらに、合併が進んでいないことも理由の一つとして考えられる。建設業は入札により仕事を得ることが多く、合併すると入札する札数が減ってしまうので、仕事を得られやすくなる度合が増えず、メリットが少ないとの建設企業の意見を聞くことが多い。実際、建設企業の合併の実績は企業数を考えると極めて少ない。

⑥ また、建設業は他産業に比べて新規参入しやすいことが考えられる。雇用保険に加入している事業所の総数に対する新規適用事業所・廃止事業所の割合を主要産業別でみると、建設業の新規適用事業所割合は3.8%で製造業、卸売業を上回っている(図表1-11)。北海道、香川県においても、機械設備が必要な製造業よりも新規適用事業所割合は高くなっており、建設業への新規参入数は未だ相当数ある。

図表 1-10　建設業許可業者数と建設工事実績のある業者数（全国、北海道、香川県）

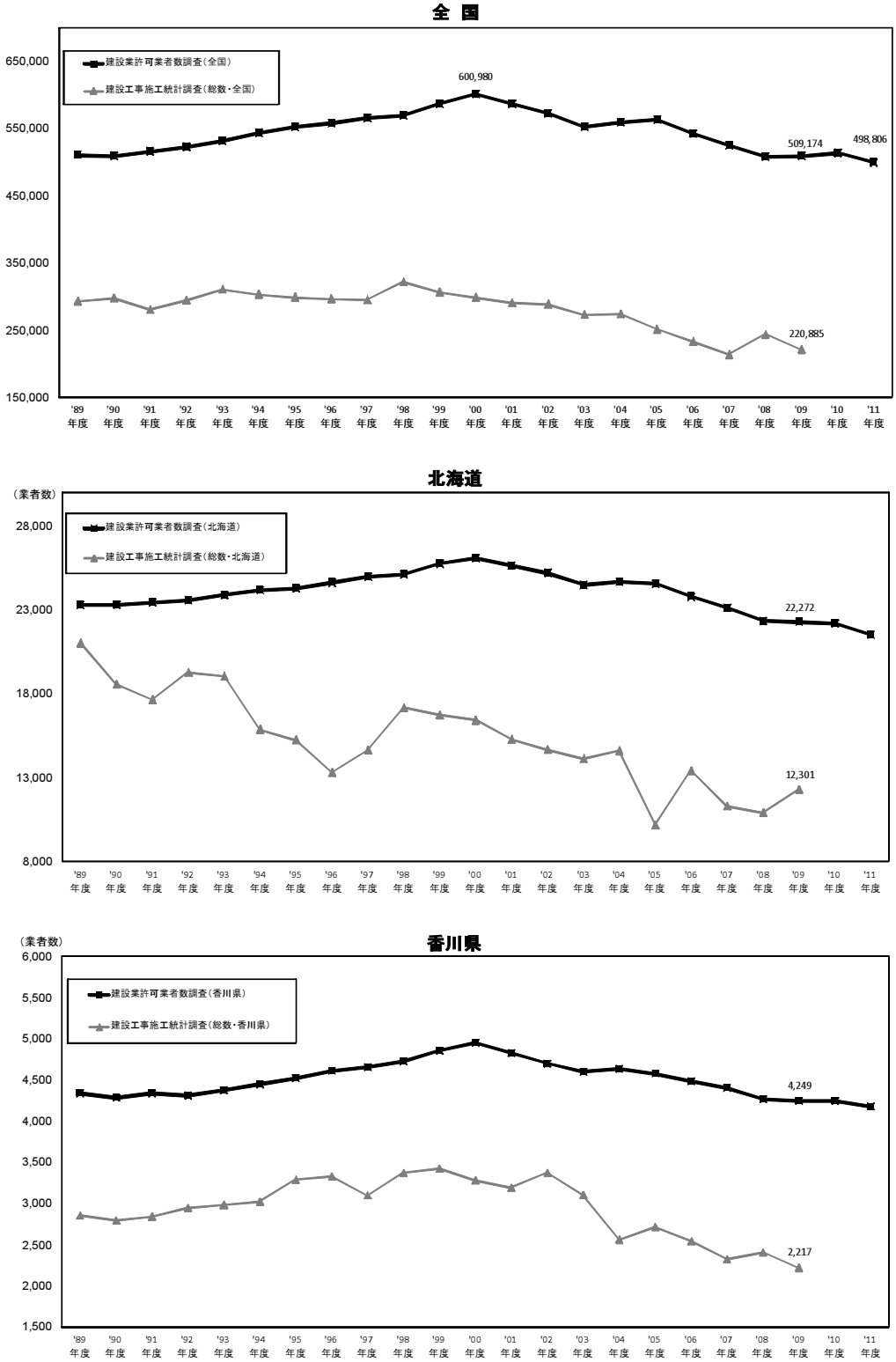

出典：国土交通省「建設業許可業者数調査」「建設工事施工統計調査」

図表 1-11　各産業別の新規適用事業所数とその割合（平成 22 年度）

（単位：所）

	産業種別	新規適用事業所数	廃止事業所数	年度末適用事業所数	新規適用事業所割合
全国計	**建設業**	**11,504**	**14,320**	**300,184**	**3.8%**
	製造業	5,778	13,271	313,723	1.8%
	卸売	4,256	5,595	144,414	2.9%
	小売業	11,813	11,287	249,296	4.7%
	全体	91,300	82,688	2,029,067	4.5%
北海道	**建設業**	**724**	**1,471**	**23,412**	**3.1%**
	製造業	188	373	8,204	2.3%
	卸売	143	171	4,458	3.2%
	小売業	674	641	12,858	5.2%
	全体	4,638	4,713	97,815	4.7%
香川県	**建設業**	**88**	**151**	**2,652**	**3.3%**
	製造業	69	152	3,237	2.1%
	卸売	23	44	1,091	2.1%
	小売業	89	108	2,309	3.9%
	全体	697	730	17,880	3.9%

出典：厚生労働省職業安定局

1.4　倒産動向と資金繰り支援策

① 建設業の倒産件数は、2006 年度から 2008 年度にかけて増加傾向となったが、2009 年度、2010 年度と減少しており、2011 年度も月次で前年を下回る水準となっている。これは全産業でも同様の傾向が見られる。（図表 1-12）。

② 北海道をみると、建設業の倒産件数は、2009 年度から 2010 年度にかけてほぼ横ばいであったが、2011 年度は月次で前年度を下回っており、全産業に占める割合も低下している（図表 1-12）。

③ 香川県をみると、建設業の倒産件数は 2010 年度は前年を大きく下回ったが、2011 年度は前年度とほぼ同水準で推移しており、全産業に占める割合は低下している（図表 1-12）。このように倒産件数が落ち着いているのは、建設業の業況が傾向として改善したというよりも、以下に説明する政府の金融支援策の効果が大きいと考えられる。

図表 1-12　建設業の倒産件数の推移（全国、北海道、香川県）

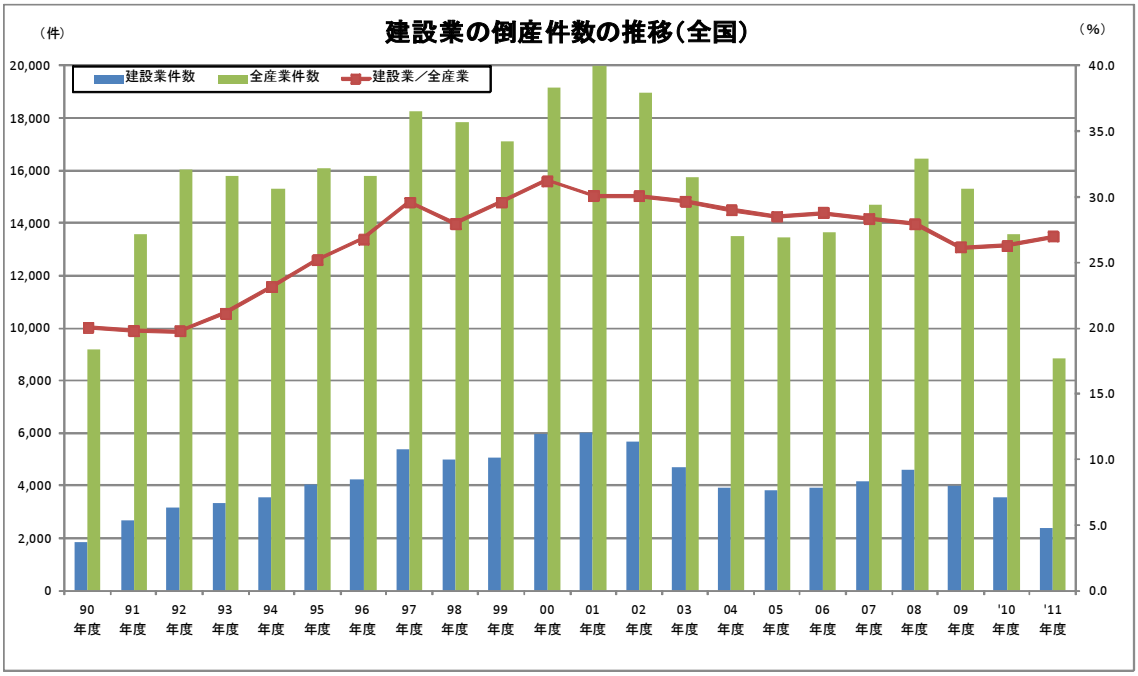

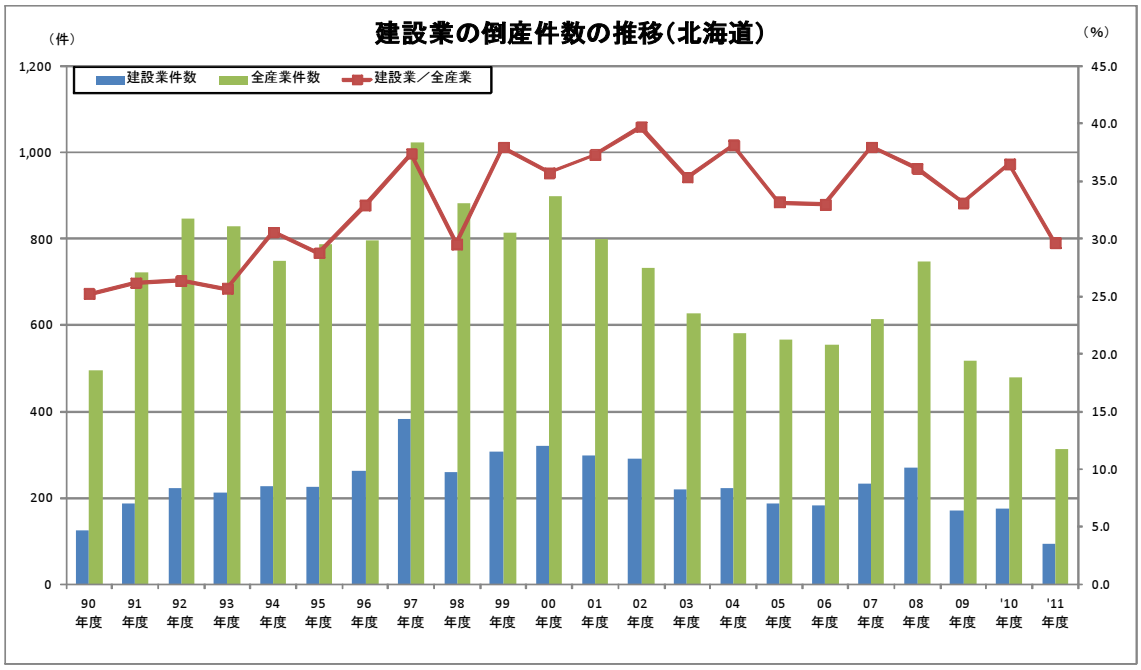

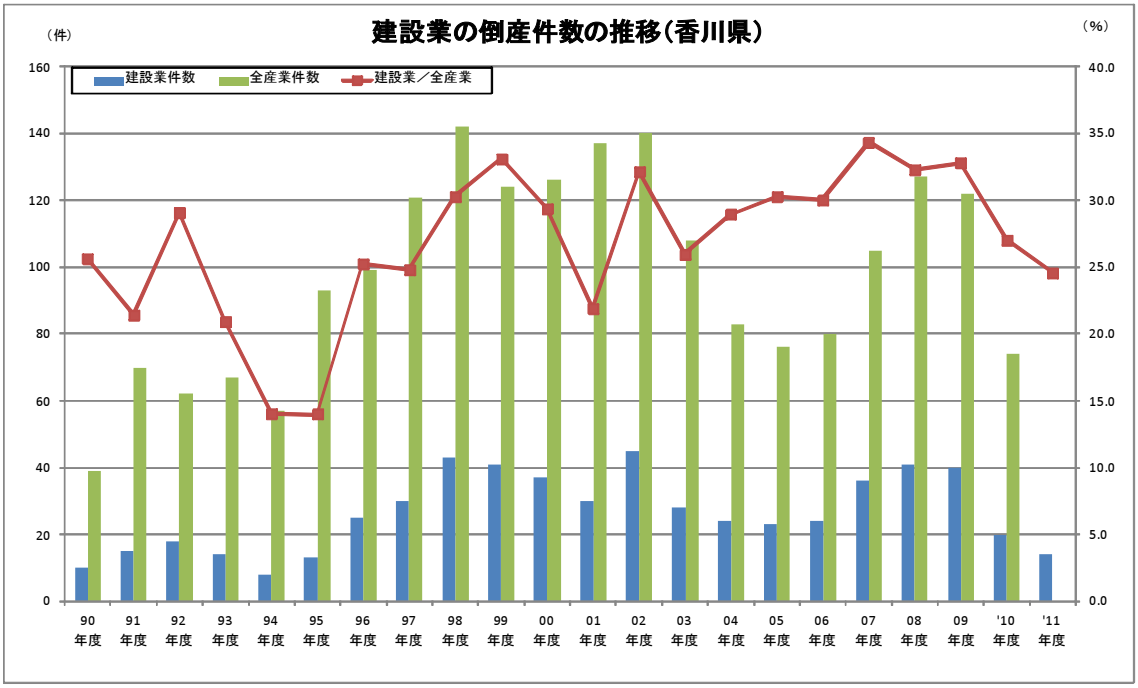

出典：独立行政法人中小企業基盤整備機構「企業倒産調査年報」

④ 建設企業に用意された金融支援策としては、下請セーフティネット債務保証事業、地域建設業経営強化融資制度、下請債権保全支援事業などがある。

⑤ 下請セーフティネット債務保証事業は、事業協同組合等が行う転貸融資と建設業振興基金の債務保証を組み合わせ、工事代金債権の譲渡により担保を提供することによって中小・中堅元請建設業者へ施工資金を提供しやすくするとともに、下請業者への支払条件の改善を図ろうとするものである。

⑥ 地域建設業経営強化融資制度（図表 1-13）は、下請セーフティネット債務保証事業を拡充し、工事代金の譲渡先に民間事業者を追加する等の措置を講じたもので、2008 年 11 月から開始している。2011 年 9 月末までの実績は 7,863 件、約 1,896 億円となっている（図表 1-14）。

⑦ 下請債権保全支援事業（図表 1-15）は、下請建設企業又は資材業者が元請建設企業に対して有する債権についてファクタリング事業者が保証し、下請債権等を保全するものであり、平成 22 年 3 月から開始している。2011 年 10 月末までの実績は、12,266 件、約 625 億円となっている(図表 1-16)。

⑧ なお、地域建設業経営強化融資制度、下請債権保全支援事業とも 2012 年 3 月末までの時限措置であったが、資金繰り支援策として有効であることから、2013 年 3 月末まで 1 年間の延長が決定している。

図表 1-13　地域建設業経営強化融資制度の概要

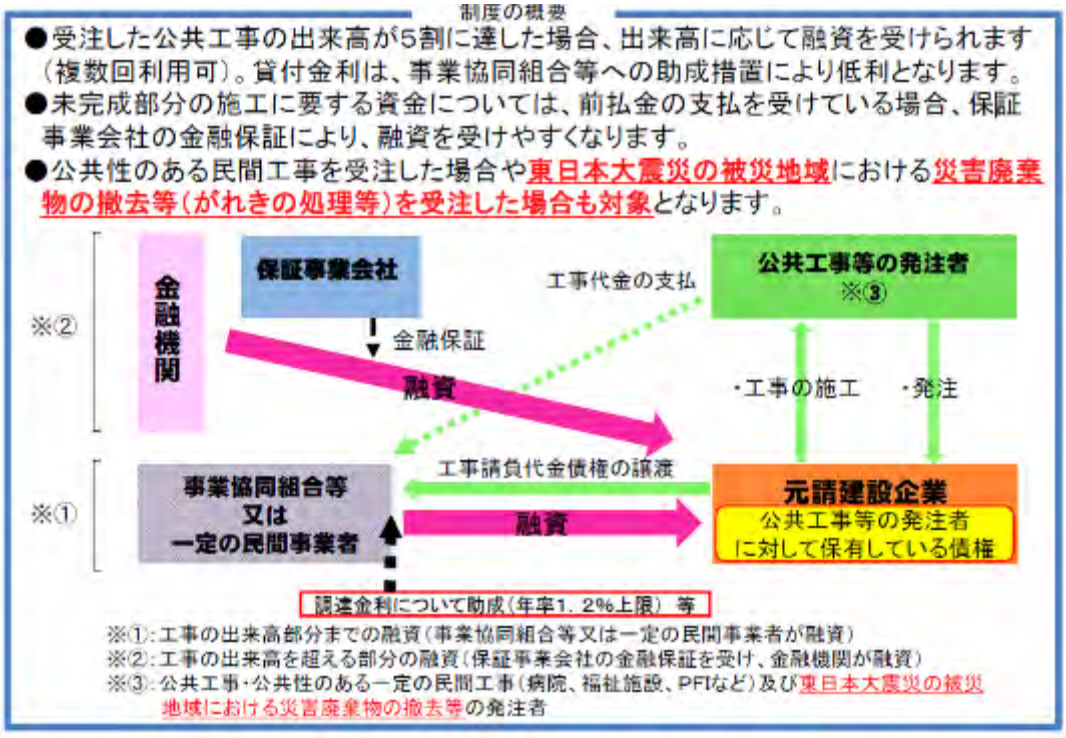

出典：国土交通省ホームページ掲載資料。図表 1-16 まで同様。

図表 1-14　地域建設業経営強化融資制度の実績

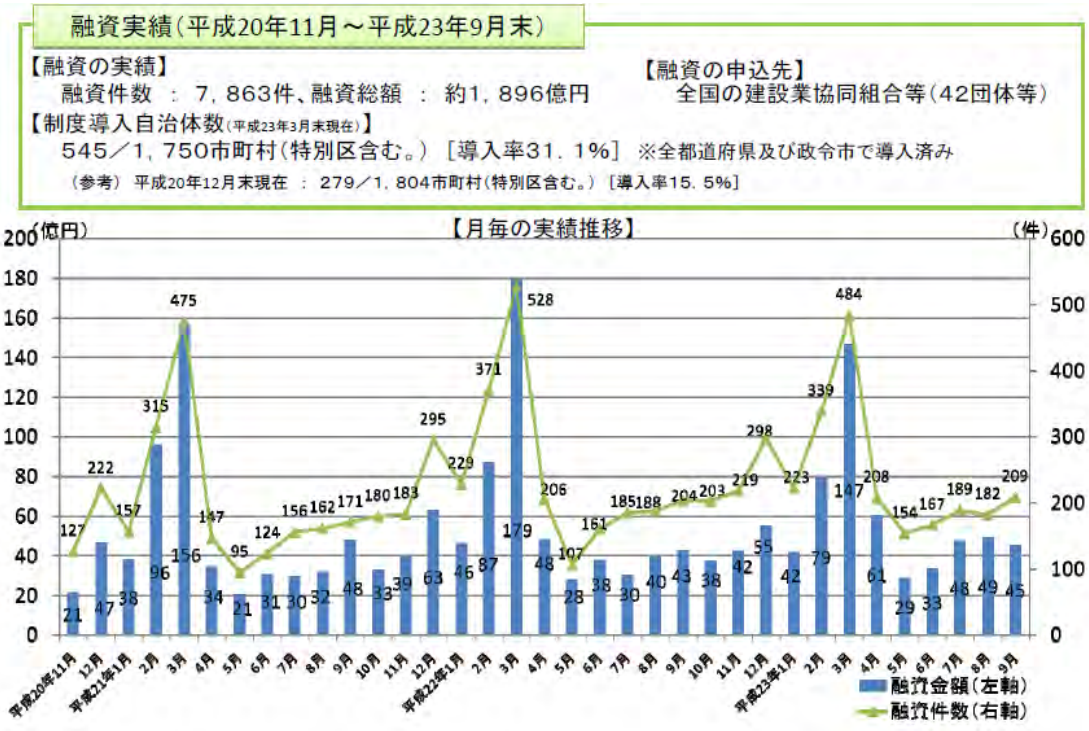

図表 1-15　下請資金繰り支援事業の概要

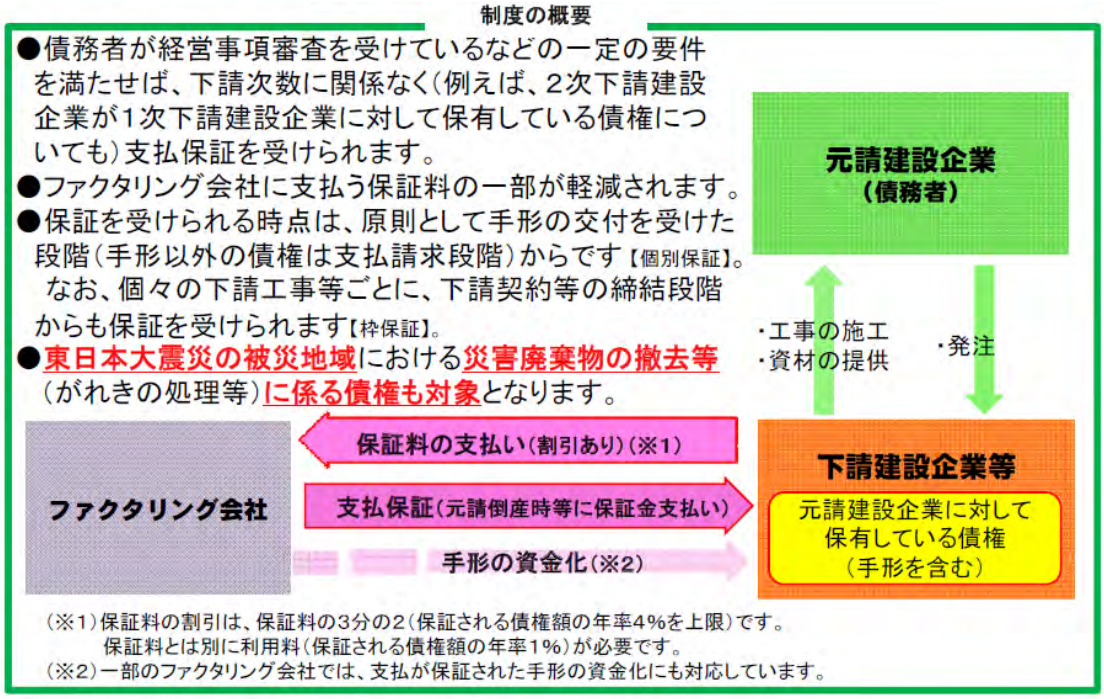

図表 1-16　下請資金繰り支援事業の実績

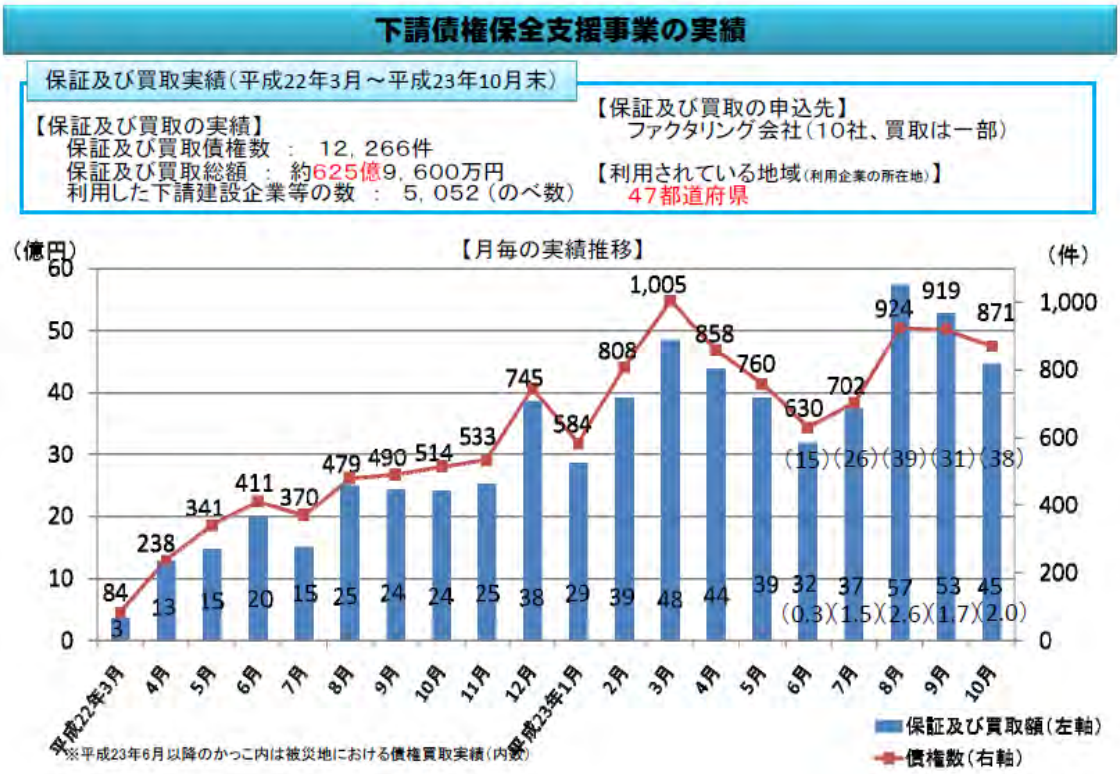

⑨ その他、中小企業に対する資金繰り支援策としては、借換保証や小口保証（100%保証）、特に業況の悪化している業種に属する中小企業を対象とするセーフティネット保証５号といった信用保証や、日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付等が実施されている。なお、2008 年 10 月に開始した景気対応緊急保証制度は、信用保証協会が一般の保証枠とは別枠で借入額の 100%を保証（一般保証は 80%）することから、広く利用されてきたが、2011 年 3 月末をもって終了した。この間の保証実績は約 150 万件、約 27 兆円であった。

⑩ また、2009 年 12 月に施行された「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（通称、モラトリアム法）に基づき、金融機関に対して中小企業への融資の貸付条件の変更に可能な限り応じるよう指導を行い、金融機関側もこれまで柔軟に変更に応じてきた（図表 1-17）。

⑪ この法律は、資金繰りに困っている中小企業の倒産回避の効果があるとされ、金融庁はこれまで期限を延長してきたが、2013 年 3 月末までの再延長が最終延長とすることが決定している。このため、企業は業務の見直しや経営改善等に一層取り組まなければならないが、建設企業の場合、長引く建設投資の低迷からすでに相当の企業努力を行ってきており、これ以上の経営改善の余地は少なく、いずれ建設企業の倒産が増加に転じることが危惧される。

図表 1-17　貸付条件の変更等の状況

○ 各期末までの申込件数（累計）及びその処理の状況

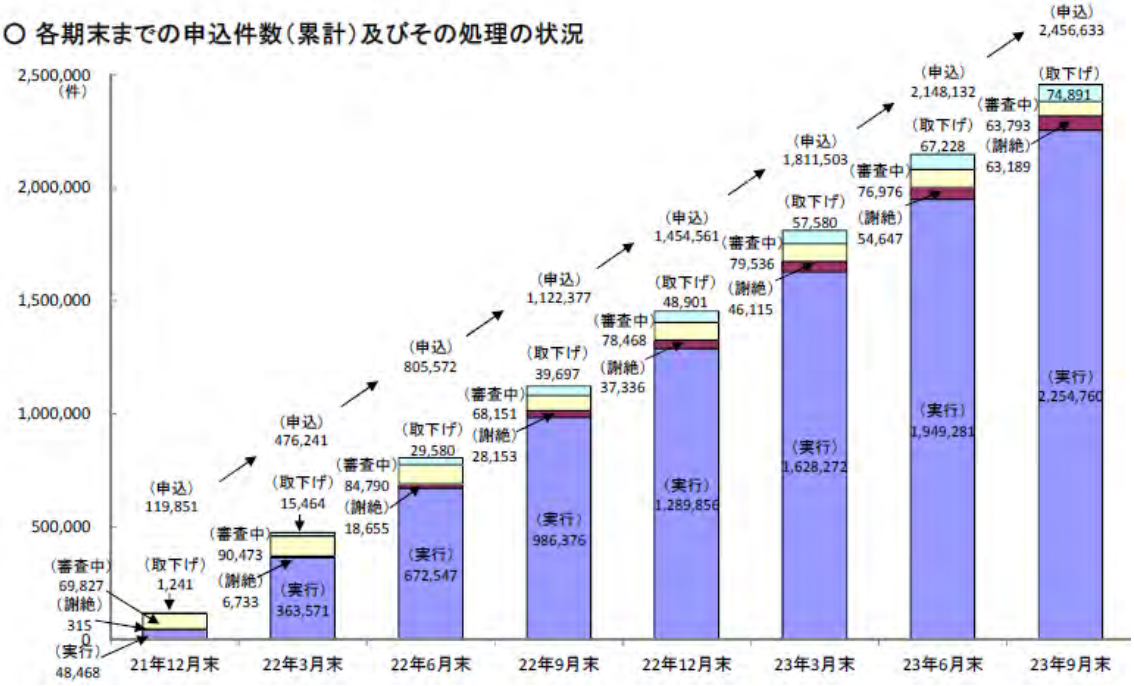

出典：金融庁「中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について」

注　：件数は、法施行日（平成 21 年 12 月 4 日）から各表示年月までの間に行った貸付条件の変更等の合計値。

○ 各期間における貸付条件変更等の申込件数等の推移

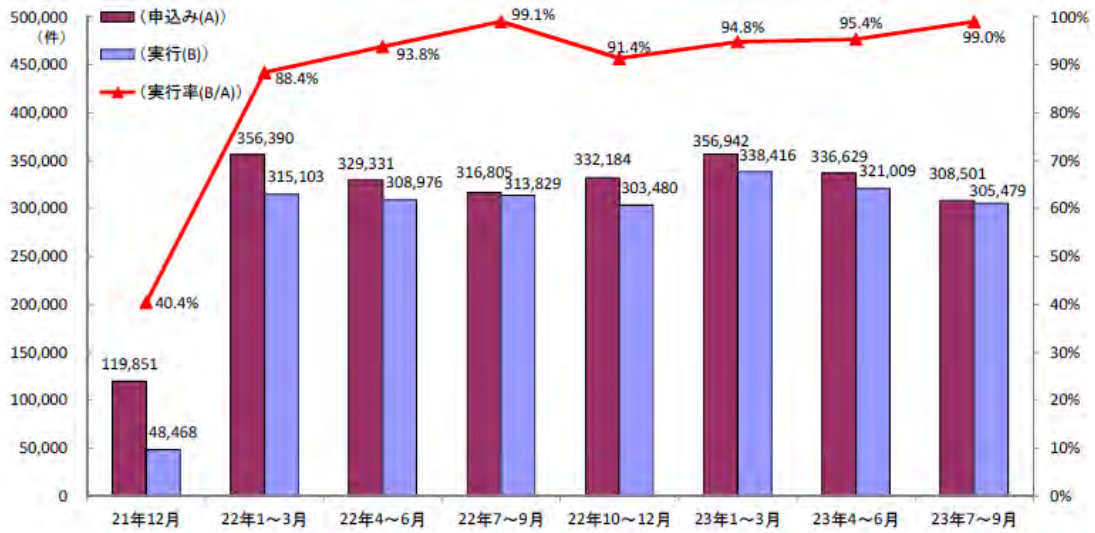

注　：実行率は、各機関における実行件数と申込件数から算出したもの。

1.5　地方、特に中山間部の人口減少、活力の低下

① 地方圏においては人口減少が顕著である（図表 1-17、1-18）。また、地方圏では高齢化が進み、経済活動も低迷している。1.1 及び 1.2 でみたように建設投資が減少してきていても、農業、林業などの雇用吸収力に期待ができず、また商業も低迷しており、例えば税務申告した企業数の統計でみても、なお地域の主要産業として建設業が位置付けられている地域も多い。この点は、一面では、地域の建築物・構築物の維持管理や除雪など地域社会の維持に不可欠な役割を建設企業が担っており、建設企業として安易な退出はできないし、その期待に応えていきたいという意識が支えている面もあるのではないかと考えられる。

図表 1-18　地方ブロックごとの人口増減の状況（1990 年と 2010 年との比較）

（単位：千人）

	'90	'10	増減率
北海道	5,644	5,506	▲ 2.4
東北	9,738	9,335	▲ 4.1
関東	38,542	42,604	10.5
甲信越・北陸	8,594	8,458	▲ 1.6
東海	14,222	15,112	6.3
近畿	20,413	20,903	2.4
中国	7,746	7,563	▲ 2.4
四国	4,195	3,976	▲ 5.2
九州	13,296	13,204	▲ 0.7
沖縄	1,222	1,393	14.0

出典：総務省統計局「人口推計」、次図表も同様
注　：各年 10 月 1 日現在の数値を示している。

図表 1-19　地方ブロックごとの人口増減の状況（増減グラフ）

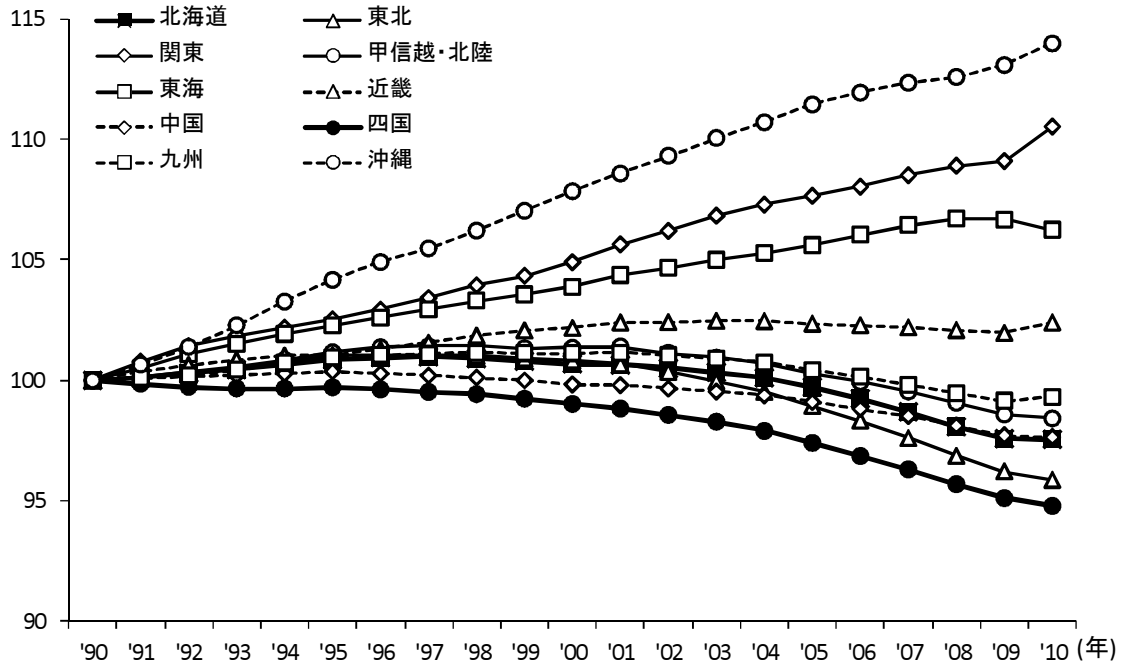

注　：1990 年＝100 とした場合の数値を示している。

② 建設市場の環境の差は、大都市圏と地方圏の地域差だけでなく、同じ県内でも都市部と中山間地域の差としても存在する。したがって、同一県内でも地域によって建設産業がおかれている状況には差があり、建設産業に対する施策についても、県内一律の対応では不十分ではないかと考えられる。

1.6　建設業の利益率

① 法人企業統計調査によれば、建設業の売上高営業利益率は、1991 年を直近のピークに、著しく下がっている（図表 1-20）。その水準を金融保険業を除く全産業と比べると、1990 年代中頃までは上回る時期も何度かあったが、1995 年度に下回ってからその格差が継続的に広がる傾向にある。製造業と比較すると、2008 年度こそリーマンショックの影響により製造業は急低下したが、それでもグラフに示される 1960 年代から一貫して建設業を相当程度上回っている。非製造業と比べても、1990 年代末以降、建設業が下回る状況が続いている。

図表 1-20　産業別の売上高営業利益率の推移

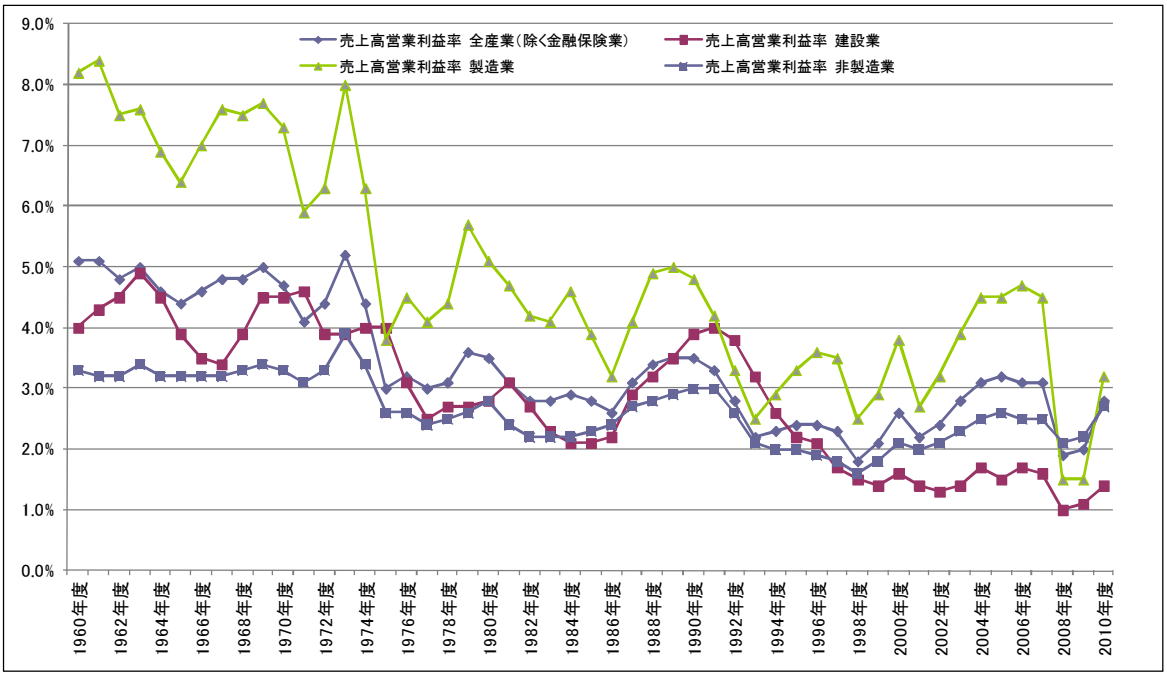

出典：財務省「法人企業統計調査」

② 建設業保証会社の財務指標によれば、建設企業の完成工事高営業利益率は、東日本平均ではマイナス傾向が続いており、2010 年度は－1.47%と他地区を 1 ポイント以上、下回る状況になっている（図表 1-21）。

③ 北海道は、2008 年度までマイナスで推移し、2009 年度はプラスに転じたものの、2010 年度は 0%となっている。

④ 西日本平均は、2006 年度まで小幅ながらプラスを保っていたが、2007 年度以降マイナス傾向が続いている。その中で、香川県は 2006 年度以降、西日本平均を下回る推移を見せており、2009 年度は－2.18%にまで低下していた。このように、本委員会のモデル県の両県の状況はかなり厳しいものとなっている。

図表 1-21　建設業の完成工事高営業利益率の推移

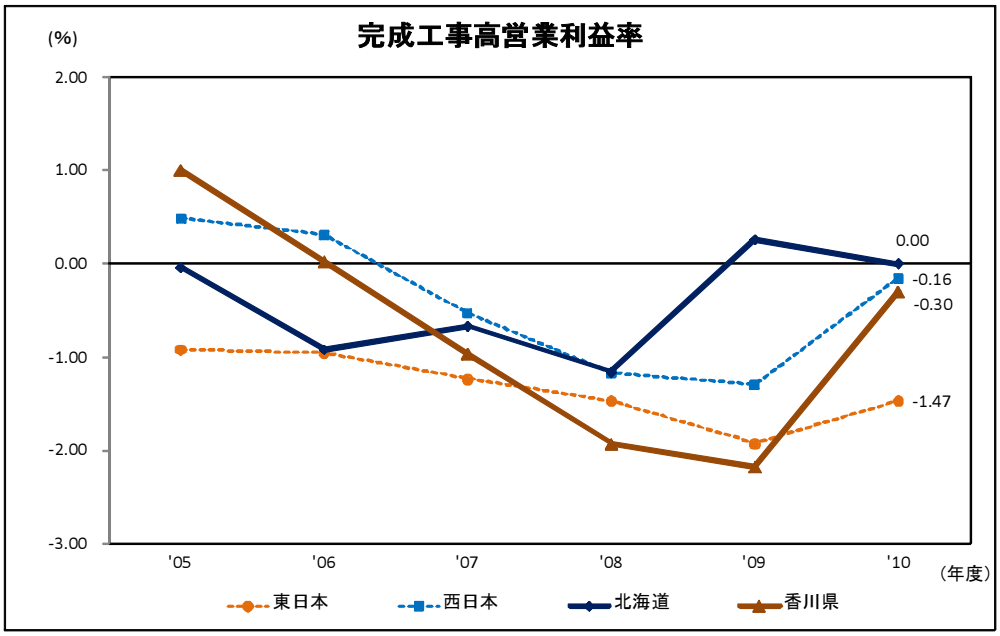

出典：東日本建設業保証(株)「建設業の財務統計指標」
西日本建設業保証(株)「建設業の経営指標」
北海道建設業信用保証(株)「道内建設業の財務比率」

⑤　また、企業の規模別に利益率を見てみると図表 1-22 の通りであり、売上げが小さく企業規模が小さくなると総じて利益率が小さくなることがわかる。

図表 1-22　規模別（完成工事高）の完成工事高営業利益率の推移

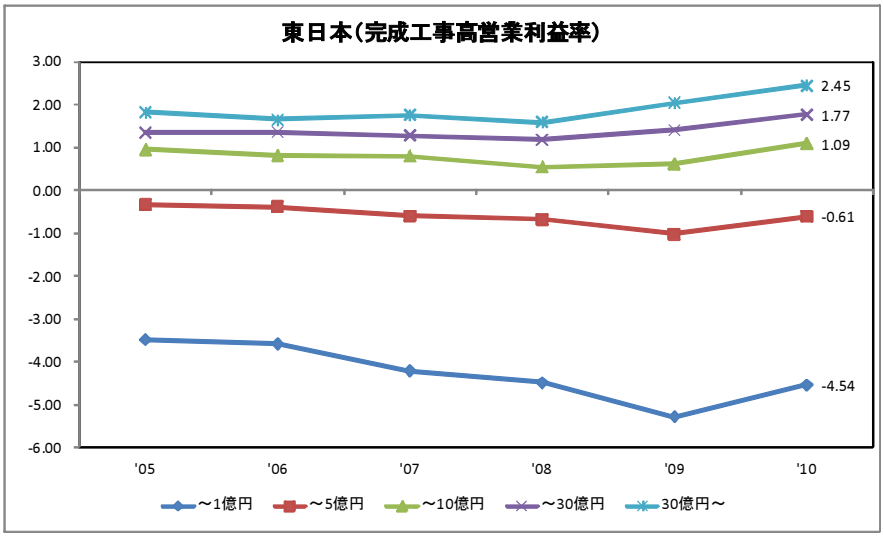

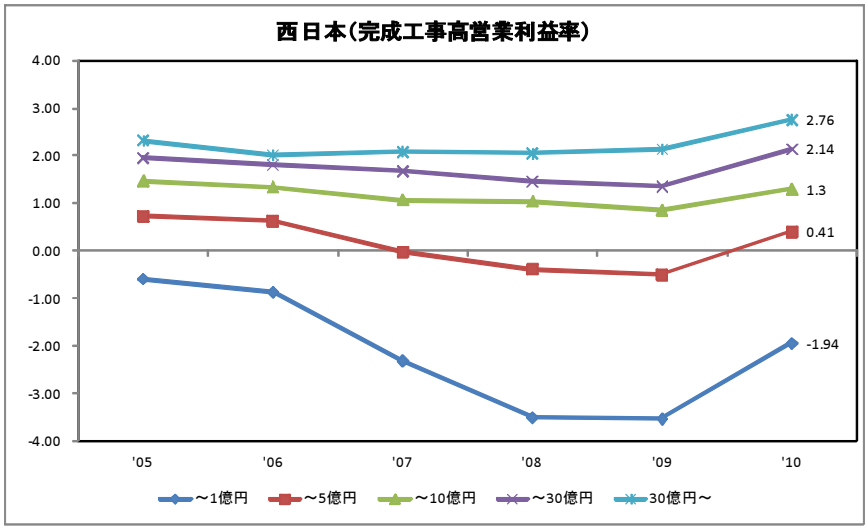

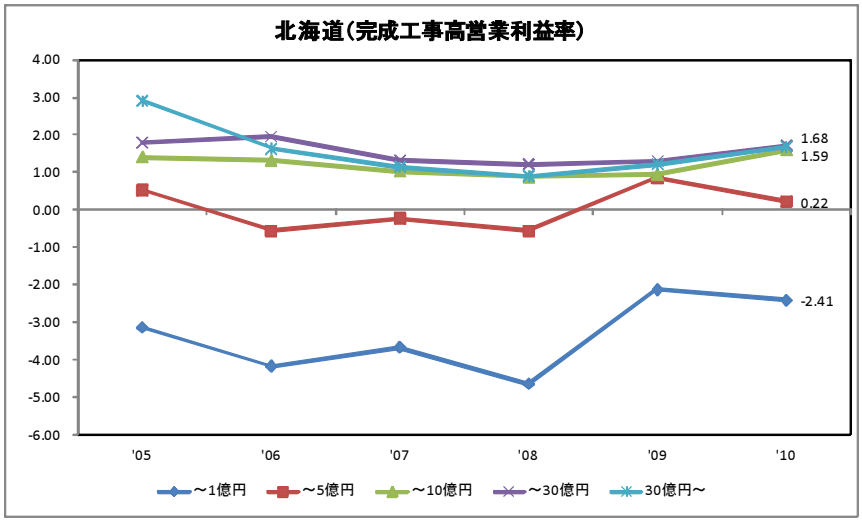

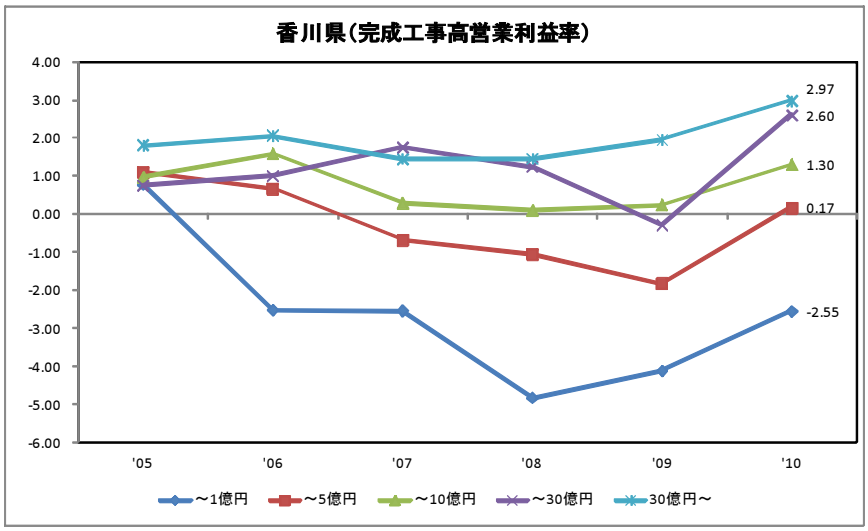

出典：東日本建設業保証(株)「建設業の財務統計指標」
西日本建設業保証(株)「建設業の経営指標」
北海道建設業信用保証(株)「道内建設業の財務比率」

⑥　モデル県の両県で、完成工事高利営業益率の減少傾向が続いていることは言うまでもなく大きな問題であり、なぜこのような状況が続いても多くの建設企業が存続しているのかという疑問が出る。これまでに蓄積してきた社長の個人資産を自分の会社に貸し付け当面のキャッシュフローをつないでいるから、あるいは社長が別会社や別事業部で別産業の仕事をして利益を上げているからなどが考えられる。前者であれば、資金的な限界だけでなく、工事量の減少が続き先の見通しが立たない状況から事業意欲喪失による倒産の増加の可能性も出てくるであろう。

1.7　建設業の労働時間

① 賃金構造基本統計調査によれば、建設業の労働時間は他産業に比べて多い状況が続いている（図表 1-23）。産業計を一貫して上回っており、卸売・小売業と比較しても、ほとんどの時期で建設業が上回っている。労働時間は 1990 年代にかけて減少してきたが、その後は概ね横ばいで推移している。毎月勤労統計調査年報における平均月間出勤日数をみると、産業計よりも 2 日程度も長くなっており、時系列の変化をみると 2009 年は他産業と同様に下がったものの、それまでは横ばいで推移している。（図表 1-24）。つまり、建設業の業況が厳しくなったここ 10 年余りの期間について、労働時間や平均月間出勤日数が減っているわけではない。建設業の就業者は、建設工事の実働時間が減り、アイドリングの状態が多いのではないかとの見方もあるが、この統計からはそれを把握することは難しい。

図表 1-23　建設業の労働時間の推移

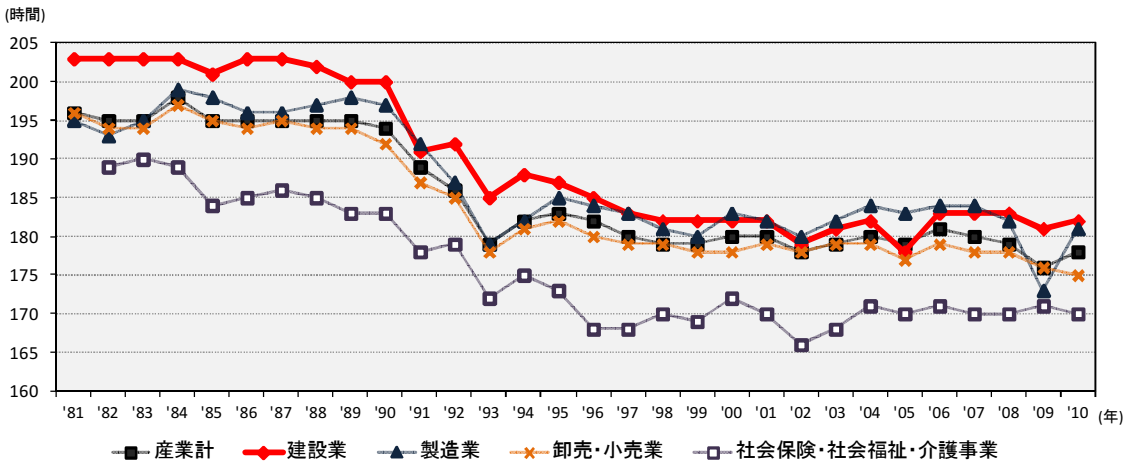

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
注　：一般労働者の所定内実労働時間数に超過実労働時間を加算している。

図表 1-24　建設業の平均月間出勤日数の推移

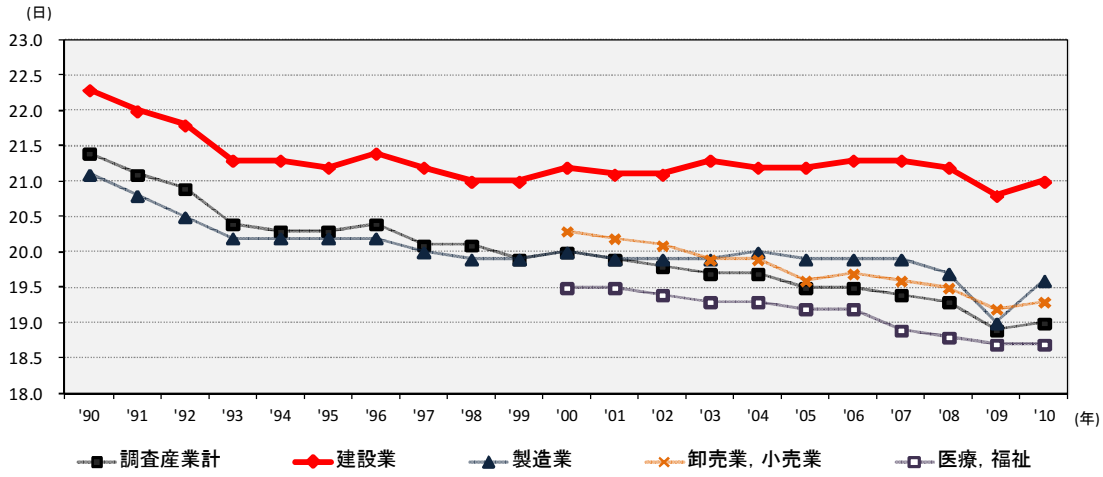

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」

注　：常用労働者 1 人平均月間出勤日数を示している。

1.8　建設業の賃金

① 賃金構造基本統計調査によれば、建設業の労働賃金は、「決まって支給する現金給与額×12＋年間賞与その他特別給与額」でみると、産業計との比較では、バブル崩壊後の公共投資が増加した時期には建設業がかなり上回り、その後同等となり 2002 年度以降は下回ったが、2006 年以降は産業計とほぼ同水準にある。製造業との比較では、2002 年以降では、世界同時不況の影響を受けた落ち込んだ 2009 年度以外は、製造業が建設業を上回っている。なお、社会福祉事業の水準はかなり低いことが目立つ（図表 1-25）。

② 建設業の生産労働者の賃金については、他の生産労働者と比較すると、図表 1-26 の通り、全産業の平均に比べればかなり低く、製造業に比べても低い状態が一貫して続いている。

図表 1-25　建設業の賃金の他産業との比較

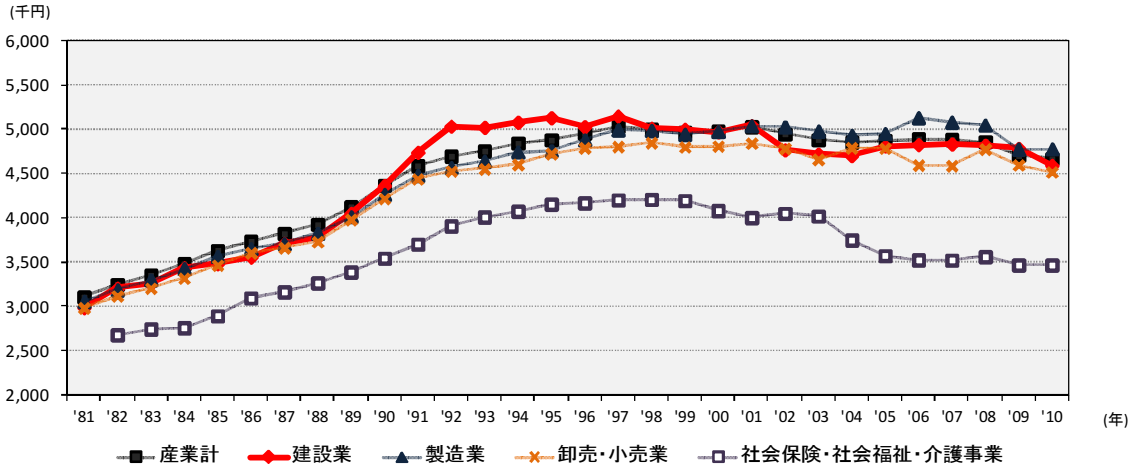

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、次図表も同様。
注　：決まって支給する現金給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

図表 1-26　建設業の賃金の他産業との比較（生産労働者）

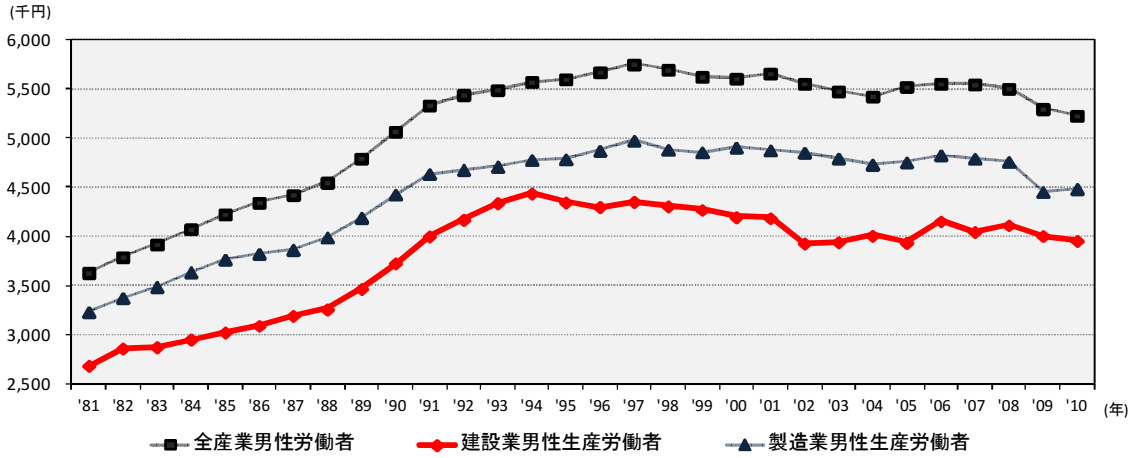

注１：生産労働者とは、主として物の生産が行われている現場等における作業に従事する労働者である。
注２：年間賃金総支給額＝決まって支給する現金給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

1.9　建設業の労働者不足

① 建設専門業界団体が実施したアンケートによると、技能労働者不足の主な原因は、若年入職者の減少が一番の原因に上げられている（図表 1-27）。
② 若者が入職しない原因は、収入の低さ、仕事のきつさ、休日の少なさが主な原因に挙げられている（図表 1-28）。
③ 建設業の新規学卒者の入職は 1995 年度をピークに大きく減少している。全産業の入職者に占める建設業の割合は近年減少傾向が続いており、ピーク時の半分以下の水準に

まで落ち込み、若者が建設業界に入ってこなくなっている（図表 1-29）。

④ 若者の入職者が減少することで、必然的に建設労働者の平均年齢は上がっている。厚生労働省「賃金構造基本統計調査」で職種別年齢構成を見ると、2010 年度は土工、型枠大工、左官のおよそ半分が 50 歳以上となっている（図表 1-30）。

⑤ 前述の建設業景況調査でも、従業員の高齢化が経営上の問題点の三番目に上げられている（図表 1-9）。

図表 1-27　技能労働者不足の主な原因

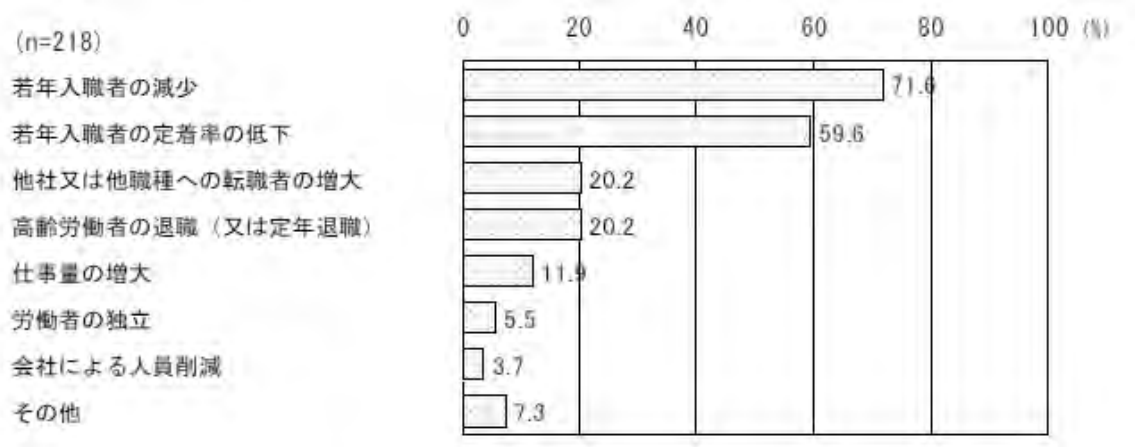

出典：（社）建設産業専門団体連合会「技能労働力の雇用労働条件に関する調査報告書（平成 20 年 3 月）」

図表 1-28　若手の技能労働者が入職しない原因

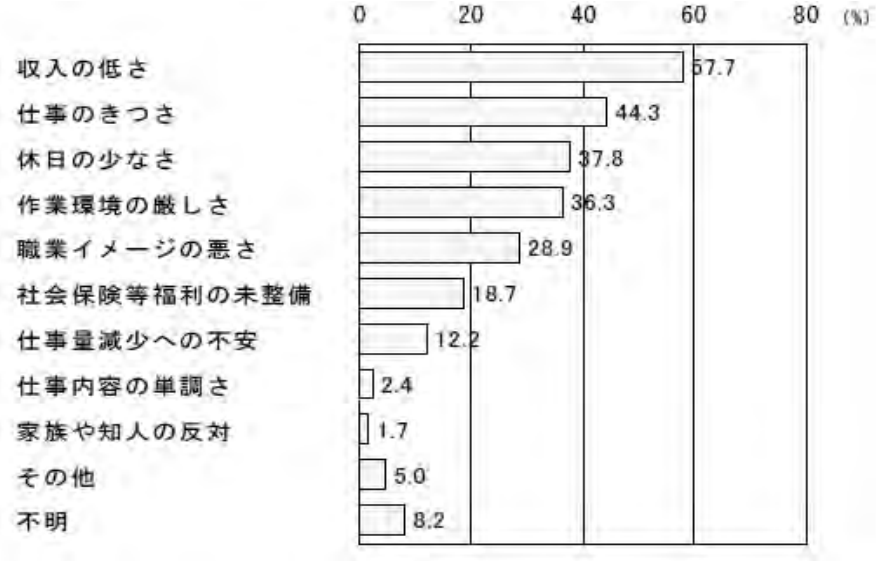

出典：（社）建設産業専門団体連合会「建設技能労働力の確保に関する調査報告書（平成 19 年 3 月）」

図表 1-29　建設業就業者の割合／新卒建設業入職者の割合

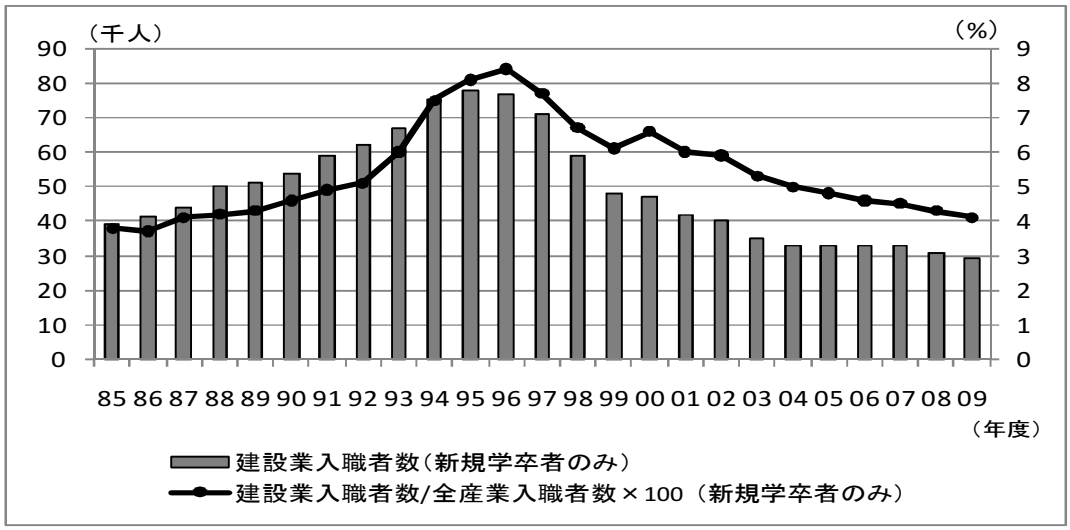

出典：文部科学省「学校基本調査」

図表 1-30　職種別年齢構成（2010 年）

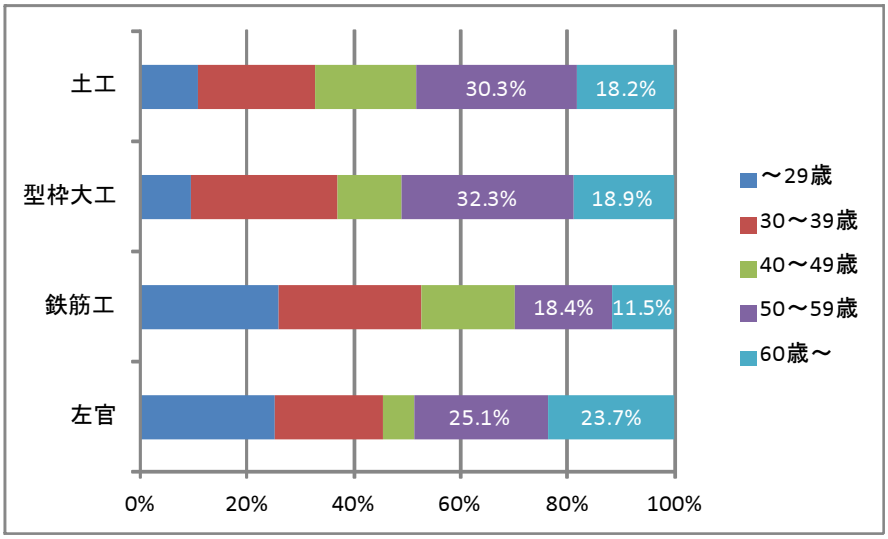

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

1.10　東日本大震災以降の建設業界

東日本大震災以降の建設業界の状況を最も速報性の高い前払保証事業会社の前払い保証実績で見てみると図表 1-31 のようになる。復旧に関する建設事業の発注が本格化する 7 月以降前払い保証実績は増えているが、対前年同期と比べた減少幅は宮城、岩手、福島の被災した 3 県を除く全国の方が大きく､特に被災地以外のわが国における建設業界の状況は、依然として厳しいことがわかる。

図表 1-31　前払金保証実績（累計値）

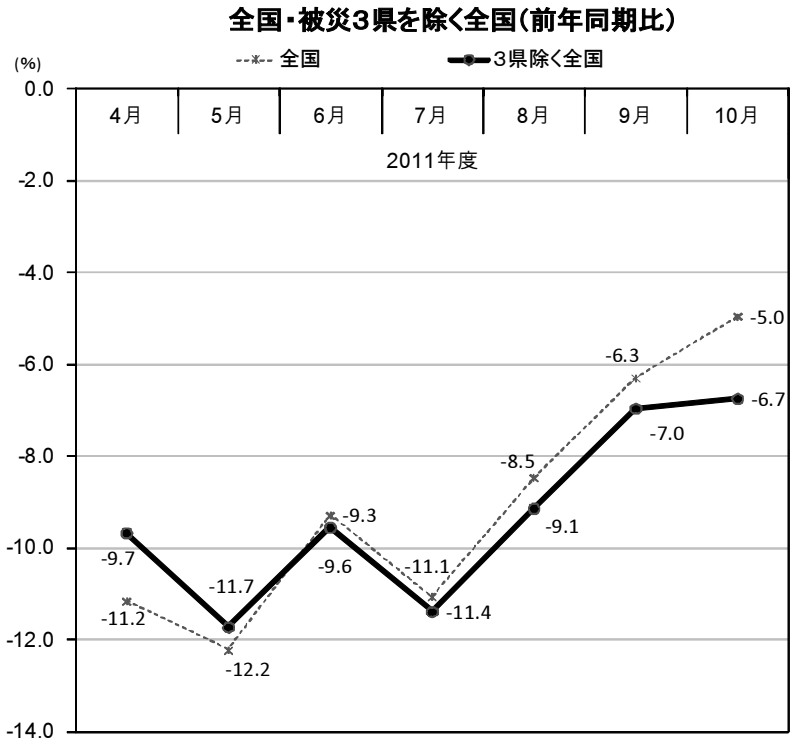

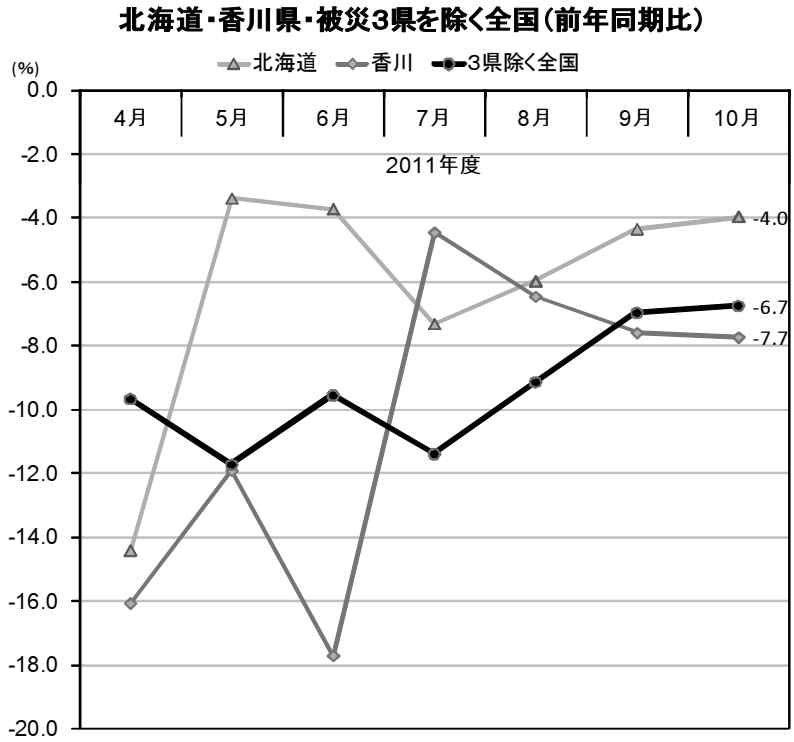

出典：保証事業会社「公共工事前払金保証統計」

２．地域において建設企業が果たす役割

2.1　背景と現状

①建設企業は、地域の GDP や雇用の約 1 割を担っている基幹産業となっている。

②地域づくりにおいて建設企業が行う道路、河川等のインフラ整備や住宅や建築物の整備は経済活動の基礎を形作る。今後、わが国経済が安定的に成長する時代を迎え、インフラについてもその維持管理がより重要となるが、増大する社会資本ストックを適切に維持し国民にサービスを提供していく上で地域の建設企業は、必須の存在である。

③建設投資が減少する中で建設業界は過剰供給構造の中にあると言われるが、地震、水害等の災害発生時には建設業者が蓄積してきた地域の自然環境や社会環境に関する情報が住民の生命や財産を守るために絶対的に必要となる。また、口蹄疫等の動物感染症対策においても建設企業の役割の重要性が認識されている。

④東日本大震災において、地域の建設企業はすぐ確実に現場に到達して活動し、地域の事情に精通し的確に対応したという高い評価を受けている。また、被災者雇用の維持にも貢献した。

（東日本大震災において建設企業が果たした役割）
○2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、1 万 5 千人以上の死者、全壊だけで 11 万棟以上の建物被害等莫大な被害をもたらした。建設企業も大きな被害を受け、全国建設業協会によると、岩手県、宮城県、福島県の 3 建設業協会では会員企業 830 社のうち 330 社が津波による壊滅的被害にあったとしている。こうした状況の中で被災地の建設企業は、「地元地域を救うのは自分たちしかいない。」という使命感でしか説明できない献身的な対応を各地で展開してきた。その例を一部上げると以下の通りとなる。

○東北 6 県の建設業協会は、直ちに災害対策本部を立ち上げた。全建は地震発生直後に全国建設業協会災害対策協力本部を設置し、調整機能を精力的に果たした。

○国道 4 号と東北自動車道の縦のラインを確保したうえで東の沿岸部へ横に進む「くしの歯作戦」の 16 の幹線道路の救援ルートの確保や港湾周辺の浮遊物を除去して海からの救援を可能とする港湾関係の対応など主要施設の災害状況調査、復旧作業を行った。

○被災地の物資要請への対応として、テント、シート、仮設ハウス、仮設トイレ等品目毎

に担当企業を決めて各企業の本社を含め全国的なネットワークを駆使して、各自治体からの要請後要請があった物資を 3 日程度で届けるという迅速な対応を行った。

○8月までに6万戸以上の供給が行われるような要請が国土交通省から行われたことを踏まえ、プレハブ建築業協会と地元建設企業が連携して応急仮設住宅の整備を行っている。応急仮設住宅は、岩手県で 13984 戸、宮城県で 22095 戸、福島県で 16266 戸必要とされているが、平成 24 年 1 月 16 日現在、福島県の 500 戸程度を除きすべて完成している。

○岩手、宮城、福島の 3 県合計で最大 22,467 千トン[1]、阪神大震災の 1.5 倍にも及ぶ膨大な量のがれき処理が必要となる。がれき処理については、津波災害の特徴としてがれきの中のどこに遺体があるかわからない状態になっており、見つかった場合は警察や消防などの立会いを求めて対処するため膨大な時間がかかること、民間宅地上のがれき処理の膨大な作業、一次仮置き場の不足等の様々な困難な課題があった。地域の建設企業は、国、県、地元市町村をはじめとする行政と意思疎通を図りつつ、がれき処理において中心的な役割を果たした。平成 24 年 1 月 11 日現在、がれきの撤去率（解体を除いたがれき推計量に対する搬入済量の割合）は 95%となっている。

○福島県建設業協会の地元支部の会員企業は、福島県警の依頼を受け、福島第一原子力発電所から 20～30km 圏内で行方不明者の捜索やがれきの撤去を行った。捜索作業に携わる建設業者は放射線被爆の不安を抱きつつ行方不明者を一日も早く見つけたいとの使命感をもって作業を進めた。こうした中で、全国建設業協会は関係機関に働きかけ線量計 4 個を入手し、福島県建設業協会に提供した。

2.2 論点と提言

①地域の建設企業は、建設工事を行うための巨大で高額な資機材を保有し、災害等必要性が生じた場合に即活用できるような状態にメンテナンスを常に行うとともに、その資機材を動かすノウハウを身に付けたオペレーター等の人材を雇用し続けている。地域を守り、創造していく強い使命感を地域の建設企業は有し、命がけで地域を守っていることを忘れてはならない。

②地域を維持するための業務は、被害の履歴、地形の特徴や危険度、歴史や社会的側面等地域の実情に精通する人材がいるとともに、地域社会における人脈等を活用して組織的な活動が迅速にできる建設企業により行うことができる。地域外の建設企業はこうした業務

[1] 環境省公表資料（平成 23 年 7 月 14 日）

を円滑に行えるものではなく、仮に地域外の企業が地域内に拠点を持ったとしてもすぐに能力を持てるようにはならない。

③高齢化や過疎化が進む等地域社会が大きく変化しつつある。こうした中で建設企業は地域経済の主要な担い手として期待され続けている。建築物やインフラの整備、維持・修繕等の建設関係分野で主要な役割を果たすこととなるが、二地域居住、国際観光、海外からの投資等の新たな流れを踏まえ、新たな地域社会を切り開く先兵としての役割を建設企業は期待される。例えば、二地域居住人口[2]は 2030 年において 1,080 万人になると推計されている。また、グリーン・ツーリズムに対する関心も高まっている。

図表 2-1　二地域居住人口（現状推計と将来イメージ）

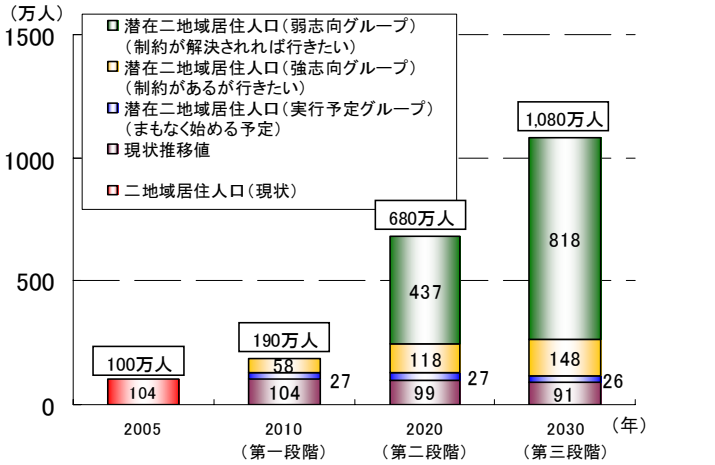

※二地域居住人口とは、都市住民が、年間で一ヶ月以上の中長期、あるいは定期的・反復的に、農山漁村等の同一地域に滞在する「二地域居住」者からなる人口

出典：国土交通省資料より建設経済研究所作成

④建設企業がインフラ整備等を通じて得た地域の自然環境、人間関係等の社会環境に関する情報、知見等を活用することにより地域づくりがより地域住民のニーズに合ったものとなる。建設企業が培ってきた地域における土地勘、地域づくりの DNA を活用することが非常に重要である。

⑤災害時に国民の生命や財産を守るとともに、インフラや建築物等地域の経済活動の基礎を創造する地域の建設企業は必要不可欠である。建設業は建築物やインフラを作るだけでなく住民を助け・守る機能を果たしている。

⑥過当競争により地域の自然環境や社会条件に通じた建設企業が共倒れし、存在しなくなることは国民生活の悪化につながる。こうした懸念は、特に人口が減少しており、経済の

2　都市住民が年間で１ヶ月以上の中長期、定期的・反復的に農山村等の同一地域に滞在する人口

建設工事依存度が高い地域において高まっている。

⑦地域の建設企業による災害対応等の地域貢献は、建設工事の受注により巨額の収益を上げているので当然であるという誤った認識を国民が持っている面もある。行政、業界団体等の関係者が連携を強め、こうした誤解を解消するための対応を早急に行うべきである。

⑧また、建設企業は民間発注者からの色々な要望に応え、創造力溢れる民間主導の地域づくり、都市づくりの主要な担い手となっていることを忘れてはならない。特に、大震災を踏まえ、今後の国土のあり方を改めて問い直し、安全で安心できる国土の再構築に向け必要な社会資本の整備を確実に実行するとともに、災害時の国民の命や財産を守るために建設企業の果たす役割は大きい。

３．地域にとって重要な建設企業に配慮する入札契約制度

3.1　背景と現状

①わが国は、世界でも有数の地震国であり、本年 3 月に発生した東日本大震災においては被災地域全域で約 16 兆円から約 25 兆円のストックが毀損したと試算されている。また、降水量も多く水害や雪害も多発しており、地球温暖化の影響、都市化の進展による排水機能の低下等により今後深刻化することが想定される。

②自然災害への対応、除雪、インフラの維持管理等の地域維持事業については、重機やそのオペレーターを有するとともに、インフラや住宅整備を通じ長年に渡り地域の自然環境や人間関係等を含めた社会環境に通じた建設企業が担うことにより、地域住民の生命と財産を守ることができる。

③東日本大震災における対応の例からも明らかなように、地域の建設企業は、災害発生時等において、すぐ確実に現場に到達して活動し、地域の実情に精通し的確に対応するとともに地域の雇用の維持にも貢献している。

④しかし、建設企業が行う災害対応、除雪、インフラの維持管理等の地域維持事業について、地元に精通した企業が減少する、建設企業の小規模化や零細化が進み人員や資機材を確保することが難しいといった業務上の支障や将来的な懸念が生じている。特に、除雪については、適切な対応を行うための体制をとることができず、既に現時点で支障が生じているとする地域も多い。

⑤こうした地域維持事業における入札制度においては、国や地方公共団体の予算が単年度あることから発注ロットが 1 年ごと、半年ごと、案件ごと等小さくなっているのが実情である。建設企業からは、仮に受注できたとしても、次年度に受注できないリスクがあり、コストを抑える効果的な業務執行が困難であるだけでなく、人材の計画的な育成や配置が困難であるという意見が強い。

⑥また、これまでの地域維持事業の実績から、オペレーター等を適切に確保するとともに、除雪作業の場合に昼の建設作業と夜の除雪作業の並行勤務を避けるため、概ね 20 人程度の従業員が最低でも必要である。しかし、地域における建設企業の小規模化が進んでおり、地域維持事業を適切に実施するための体制を確保することが困難になりつつある。

⑦加えて、地域維持事業は受注者メリットが小さい業務であり、受注者の受注意欲も低い。

⑧さらに、地域維持事業を建設企業が行うに当たって、従業員が被害を受けるリスク等様々なリスクを負うことを留意する必要がある。

⑨そして、地域の建設企業の売上げが減少し、他の事業で赤字を補うことも困難になっている。建設投資が多かった時代においては、除雪、公共施設の維持等の業務を直接経費だけの支払い等で行ってきた例も見られたが、建設投資が削減されている近年の状況においては考えられない。

⑩このため、近年、入札参加者が減少するとともに不落や不調が増加する等の課題が生じている

⑪建設投資の低迷・過当競争が続けば、地域に必要な建設企業が共倒れになり、存在しない空白地域が生まれ、地域社会の維持に不可欠な最低限の維持管理等までもが困難となる地域が生じかねない状況である。

⑫一度こうした状況になれば、他の地域の企業が地域維持事業を同じレベルで行うことが難しく、容易に状況が改善しないことが深刻に懸念される。

3.2 論点と提言

①地域の維持管理等が将来にわたって持続的に行われるよう、入札制度においても担い手確保に資する工夫が必要である。

②まず第一に災害対応、除雪、インフラの維持管理といった地域維持事業に係る経費の積算において待機時間の発生等実態に即した適切な費用計上を行うことが必要である。

③また、新規施設等の建設工事と同様に一般管理費が確保できるような積算とすることも重要である。

④契約は、適正な競争のもと、透明性の高い契約手続を通じて行うべきことは言うまでもない。地域に不可欠な維持管理を適切に行い得る担い手の確保が困難となるおそれがある場合には、施工の効率化と施工体制の安定的確保の観点から、地域の実情をふまえつつ契約方式を工夫することが考えられる。

⑤例えば、道路や河川の維持管理等の複数の工事を一括してまとめて発注する、多年度に

渡って発注する、一般競争入札ではなく指名競争入札により発注するというものが考えられ、既に都道府県で行われているものをまとめると図表 3-1 のようになる。

図表 **3-1**　地域維持型の入札制度

地域保全型工事 **（新潟県）**	（対象工事） 以下の選定基準をすべて満たす工事で、地域振興局審査会工事部会で選定した土木一式工事。 ・予定価格250万円超7,000万円未満の工事で、特殊な技術を必要としない工事。 ・地域の安全・安心確保に深く関わる工事。 ・災害復旧工事又は維持・補修系工事。 （入札参加資格要件等） ・県が「地域貢献地元企業」であると認定した企業。 ・指名競争入札（8～15者程度）で、全ての等級の企業を対象とできる。 ・下請制限、労働条件の改善等を条件とする。
参加希望型競争入札 **（長野県）**	（対象工事） 農政部、林務部、建設部が発注する予定価格800万円未満の土木一式工事で、請負者による直営施工が可能な工事。 （入札参加資格要件等） ・本店が長野県内にあり、土木一式工事の資格総合点数が770点以下のものが参加できる。 ・施工は、原則として受注業者が直営で行う。
工事成績条件付 **一般競争入札（広島県）**	（対象工事） 請負対象設計金額が1,000万円以上5,000万円未満で、指名業者等選考委員会の意見に基づいて発注機関の長が選定した土木一式工事。 （入札参加資格要件等） ・土木一式工事の平均工事成績が70点以上。 ・工事を発注する発注機関の管内に主たる営業所を有する。 ・入札参加可能者数の標準は、概ね10～15者程度。
地域力保全型入札制度 **（長崎県）**	（対象工事） 土木部所管の建設工事で、離島地域の建設部・土木事務所が発注する設計金額3,500万円以上5,000万円未満の土木一式工事で特殊な技術を要しないもの。 （入札参加資格要件等） ・離島地域で、土木一式工事のA等級に格付けされた管内業者（一部地域は、B等級を含む。）
地域企業育成型 **総合評価方式（宮崎県）**	（対象工事） ・予定価格250万円以上4,000万円未満の土木一式工事の一部。 ・予定価格250万円以上6,000万円未満の建築一式工事の一部。 （入札参加資格要件等） ・対象工事の受注は1件を限度。 ・評価項目が、県工事成績、地域内の本店の有無、地域社会貢献の実績の3項目のみで、結果的に地域貢献度の高い企業が落札できる仕組み。これらの実績に関して事前にデータ登録を行う。

出典：現地ヒアリング、各地方公共団体ホームページ、業界紙等の情報を元に(財)建設経済研究所作成

⑥一括契約のイメージ例としては次の通りである。①雪寒地域において、通常の維持管理業務と除雪業務を一括受注し、年間を通じて人や機械を遊ばせることなく効率的に使う。②道路巡回と河川巡視を一括受注し、１台のパトロール車・運転手で両方の業務を効率的に行う。（車両１台、運転手１名減で両方の業務を行うことができる。）③道路の A 区間と B 区間を一括受注し、1 台の除草車で両方の業務を効率的に行えるようになる。（作業時間

は延長となるが作業員 1 名減、除草車 1 台減）

⑦①～③の業務を個々の企業ではなく地域維持事業の実施を目的とした新タイプの建設共同企業体と複数年契約する。これにより地域社会の維持や災害対応空白地帯の発生防止に資することができる。

⑧この地域維持型建設共同企業体については平成 23 年 11 月 11 日の中央建設業審議会において基本的な枠組みが決定されたところである。地域の建設企業が継続的な協業関係を確保し、地域の維持管理が安定的に行われていくことに貢献する制度のひとつとして期待するとともに、制度運用上の課題があれば適切に対応することが必要である。

⑨こうした工夫を行うことにより、予算が削減される中で老朽化施設が増加し維持管理コストが増える状況の中で、管理の効率化を図り、地域に精通し、技術力を有する維持業者の確保を図ることができる。また、受注者の構成企業間の協力体制により、例えば、機械やオペレーターの相互融通が可能、路線単位に縛られず面的に作業が可能となり業務が集中発生した時も対応可能となるメリットもある。さらに発注者にとっても、エリア内の業務が一体的に行われることにより、当該エリアの状況把握が徹底され、不測の事故の防止、的確な維持管理と応急対応、受注者の責任感の醸成等のメリットを期待できる。

⑩なお、包括発注により発注ロットが大きくなり、積算上の諸経費率が逓減する可能性があること、包括発注により発注本数が減少し、受注機会が減少するといった課題への対応が必要である。

⑪また、技術者の実績等企業から消費者に対し必要な情報が開示されることを前提に地域にとって必要な建設企業に対する適切な評価が必要である。具体的には、①必要な機材、人員を確保できる企業、②地域の災害履歴や危険度等について知見を有する企業、③大規模災害発生時等に地域においてリーダーシップを発揮できる企業等に高い評価を与えるべきである。企業の評価に当たっては明確な基準、客観性・透明性が重要である。

⑫いずれにしても地域社会の存続に必要な技術者や機材等を恒常的に確保している企業が、必要な時だけ調達する企業よりも有利となるような企業評価の仕組みがより重要となる。

４．人材確保

4.1　背景と現状

①建設技能労働者の過不足をみると、平成 22 年平均は 0.6%の過剰となっており、3 年連続で過剰な状況にある。

②しかし､建設業の入職率は低下傾向にあり､特に 24 歳以下の若年入職者が減少しており、24 歳以下の若年入職者の割合は、近年製造業と比較して低い傾向にある。

③現状の若年層の入職率、過去の各年齢層の経年変化率等をもとに将来の建設業就業者数を推計する一方、建設技能労働者一人当たり建設投資額により建設投資額の生産に必要な建設技能労働者数を推計すると、将来的には、建設技能労働者が不足し、ミスマッチが発生する可能性もある。

④また、建設業就業者は、55 歳以上が 33%、29 歳以下が 12%と高齢化が進行している。また、監理技術者資格者証の保有者は、50 歳以上が 50%を越え、次世代への技術承継が大きな課題となっている。

⑤技術者の人材となる大学院､大学､短大卒の理工系入職者はあまり変わっていない（H14：11,258 人→H21:10,642 人）一方、技能労働者の人材となる高校卒の理工系入職者は半減（H14：12,009→H21：6,557）している。

⑥世論調査によると理想的な仕事の第一は、収入が安定している仕事であり、専門工事業者に対する調査によると、若年層が入職しない理由の第一は、収入の低さである。

⑦厚生労働省の毎月勤労統計調査で事業規模 5 人以上の現金給与総額、総実労働時間、出勤日数を見ると、建設企業の給与レベルは中位であるが、労働時間等は長く厳しいことがわかる。（図表 4-1）

⑧建設技能労働者の就労形態として、社員として常用されている者は 64%に留まり、直用や準直用などの就労形態が不明確な者も多いが、こうした者については、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に加入している企業の割合は低い状況に留まっている。

図表 **4-1**　産業別の現金給与、労働時間、出勤日数

2009年度・事業規模5人以上

	現金給与総額	総実労働時間	出勤日数
電気ガス	584,024	157.4	18.7
金融保険	466,243	151.1	19.0
情報通信	458,637	159.0	19.2
教育	401,495	126.7	16.9
複合サービス	428,558	150.3	19.0
不動産	378,408	153.7	19.7
製造業	349,603	154.1	19.0
建設業	375,571(⑧)	169.0(②)	20.8(①)
鉱業	341,302	163.1	20.7
医療福祉	306,979	137.7	18.7
運輸	329,787	172.8	20.2
サービス	283,354	146.6	19.0
卸小売り	258,694	137.6	19.2
飲食宿泊	126,162	105.6	16.4
全産業	315,294	144.4	18.9

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

4.2　論点と提言

①過剰供給構造の中で建設企業の粗利が 16～18%と不変であることは、外注費や労務費において建設企業の職員の賃金をカットしていることに他ならず、少なくとも労務費や外注費の中に入っている職人の賃金を材料費と同じように縮減することは慎むべきである。

②建設企業の人材育成については若年層の不足のほか社会保険の未加入等様々な課題が存在する。社会保険の未加入については、制度上下請企業の保険加入状況を確認・指導することが求められていないこと等から下請企業の保険未加入状態が改善していない。行政においても保険加入状況を網羅的にチェックする仕組みとなっておらず、社会保険担当部局との連携も行われていない。このため、行政による制度的チェックや建設業担当部局と社会保険部局間の連携を強化する、下請企業の保険加入状況を知り得る立場にある元請企業による下請指導を強化する等の対応を図り、社会保険の加入を徹底するべきである。

③建設企業の職員には､複雑な図面を読みこなし巨大かつ複雑な建設機械を操作する知力、体力だけではなく、地域住民との用地交渉や工事に関する苦情処理を行うといった地域づくりへの情熱が求められ、こうした人材を確保することが望ましい。経営者の側でも地域づくりに向けた長期的なビジョンを積極的に提示していくことが必要である。

５．新たな事業分野への展開

5.1　背景と現状

（１）地域建設企業の新分野進出について

○地域建設企業が地域において果たす役割は、第２章で述べたように、
① 地域の基幹産業として生産・雇用を支える役割
② 地域の社会資本を構築・維持する役割
③ 災害時の対応など地域の安全・安心に貢献する役割

○社会資本整備の一定の進展と国・地方自治体の財政の悪化により公共投資が長期間に渡り減少を続けた結果、受注競争の激化を招き、売上高と利益の減少により地域の建設企業は厳しい状況に陥っている。

○建設投資の減少に伴い地域の建設企業数、就業者数は減少している。特に公共事業への依存度の高い地域においては､建設企業の疲弊は地域経済の衰退と人口流出の要因となる。

○社会保障関係費の増加や国・地方の債務の状況から公共投資が大幅な増加に転じるとは考えにくいが、地域にとって必要な社会資本を着実に整備し、災害に対し適切に対応することは、超高齢社会を迎える中ではこれまで以上に重要である。災害対応空白地帯との表現で示されるように、上記②、③を担ってきた建設企業及び建設従事者が地域から失われることになれば地域の存続にも関わる事態となる。

○このような現状に鑑みると、地域における建設企業の新分野進出の意義は、経営の多角化を図ることにより企業の経営基盤を強化し、建設企業が引き続き地域において必要な役割を果たすことにある。

○本報告では前年の調査に加え、北海道をモデル県とし新分野進出の実態を調査するとともに、そのあり方についての提言を行うものである。

○なお、建設業本業の経営が悪化し資金的な余裕がない状況は新分野進出の環境が整っているとは言い難く、建設業に軸足を置きつつ新分野に進出を図るためには本業の経営安定が不可欠であり、本報告における他の提言等の実現が求められる。

（２）建設業に関連する新たな事業展開

○建設投資が減少する中で、今後インフラ整備における新たな PPP・PFI の活用や維持管理・リフォーム工事等の拡大が見込まれる等市場環境が変化しつつある。

○PFI 事業は年々増加しており、平成 21 年度末の事業数は 366 事業に上り、事業費も約 3.2 兆円となっている。また、既に運営段階に至っている事業の数も、平成 21 年度末で 240 事業と事業全体の約 3 分の 2 を占めている。

○今後のわが国の建設市場は、西欧型のストック市場となることが想定され、維持修繕工事のウエイトが高まる。西欧では工事の合計に占める維持修繕工事の比率は 50%程度である。（英：43%、仏：46%、独：53%、伊 56%）例えば、分譲マンションの大規模修繕の対象戸数は、平成 32 年度には 53.4 万戸に上り、現在より 5 割程度増加するという予測もある。

○維持修繕工事の総額の中で、資本金 1 億円以下の事業者の占める割合は 57%となっており、相対的には中小建設業の受注機会が増加することが期待される。

○こうした新事業展開について、これまで行政による資金的な支援に加え、新分野事業に関する情報・ノウハウの提供や専門家によるアドバイスなどの支援等が行われてきているが、進出後を含めた継続的な支援・フォローが不足していたと思われる。

5.2 北海道の事例

○北海道においては、建設投資の大幅な減少による経営環境が厳しさを増す中、建設業の新分野進出に対する支援を行っており、これまで様々な分野に建設企業が進出してきている。

○5.1 の（地域建設企業の新分野進出について）に関して、今回、モデル県である北海道において、農林業、福祉、環境、国際の 4 分野に進出している企業 20 社を抽出しアンケート及び現地でのヒアリングを行うとともに、北海道建設業協会の役員との意見交換会を実施し、新分野進出の現状とその課題について調査した。

（1）北海道内の建設企業の新分野進出の実態について

○北海道では、平成 14 年度から建設業の経営体質改善と新分野進出を柱とする「建設業等のソフトランディング対策」に取り組んでおり、さらに平成 20 年 3 月策定の「北海道建設産業支援プラン」においても建設業本業の強化とともに新分野進出への支援のための様々な取り組みを行ってきている。

○北海道では、例年、経営事項審査を申請した建設企業に対するアンケート調査を実施している。直近の平成 22 年度の調査結果（回答数：1,383 社、回答率：15.9%）は以下のとおりである。

- 新分野進出に関して、「既に進出している」との回答は 21.0%で、「進出する考えはない」との回答は 50.0%である。
- 進出分野（複数回答）としては、「環境・リサイクル分野」が 29.0%と最も多く、次いで「農業等一次産業関連分野」の 23.6%、「住宅リフォームを除く建設関連分野」13.6%、「住宅リフォーム分野」11.4%、「健康・福祉関係分野」8.9%と続いている。

○一方、平成 20 年度から道が実施している「建設業等経営革新補助金」を交付した 71 事業を対象としたフォローアップ調査結果（アンケート調査）によると、

- 「進捗状況」として、「順調にいっている」、「まずまず順調にいっている」という回答を合わせると 37 事業（約 52%）、「当初予定どおり進んでいない」が 34 事業（約 48%）となっている。また、「まずまず順調」及び「当初計画どおり進んでいない」と回答した 62 事業について、その理由を尋ねたところ、「当初計画の甘さ」が 21 事業、「販路開拓の不調」18 事業、「市場の動向・環境の変化」 9 事業が多い回答であった。

（2）新分野進出企業に対するアンケート及びヒアリング調査

1）アンケート調査結果について

○アンケート調査結果（20 社のうち 1 社は新分野事業についてほぼ活動しておらず回答が得られなかったため有効回答数は 19 社）からは次のような状況が伺える。

- 新分野に進出した理由（複数回答）としては、「本業の受注減」（13 社）が最も多く、次いで、「ビジネスチャンスの活用」（8 社）、「余剰資産（土地、施設等）の有効活用」（7 社）、「余剰人員の活用」（6 社）と続いており、本業の受注減を補うとともに、保有資産や人材の活用により経営の安定化を図ろうとする動機が伺える。
- 新分野事業進出時の問題点（複数回答）としては、「資金調達」（10 社）、「人材の育成・確保」（9 社）が多く挙げられている。
- 新分野事業の収支の状況は、「やや赤字」（6 社）が最も多くなっている。「黒字」「やや黒字」を合わせ 6 社、「ほぼ均衡」が 4 社、「赤字」「やや赤字」が合わせて 9 社と、やや厳しい収支状況である。
- 総売上に対する新分野事業の売上比率は、「1～10%未満」（7 社）が最も多く、「10～30%未満」（6 社）、「1%未満」（5 社）と続いており、それほど大きな割合とはなっていない。
- 新分野進出の成果（複数回答）としては、「人員の有効活用」「土地、施設等の資産の有効活用」「企業のイメージの向上」がともに 8 社となっており、新分野進出の理由と対応しているが、「売上高増加」は 4 社に止まっている。
- 新分野事業の成果が上がるまでの期間は、「5 年以上」が 6 社と最も多く、次いで「2 年以内」（5 社）、「3 年以内」（3 社）となっており、事業が軌道に乗るまでには一定の期間が必要であると考えられる。
- 現在までの事業の成否については、「成功」が 4 社、「やや成功」と「どちらともいえない」がそれぞれ 7 社となっており、今後の事業展開については、「現状維持」と「拡大予定」がともに 9 社となっている。
- 現時点での問題点（複数回答）としては「販路の確保・拡大」と「人材育成・確保・雇用維持」がともに 8 社であり、次いで、「技術やノウハウの継承」と「資金調達」が 5 社となっている
- 行政の支援制度については、15 社が「活用した」と回答しており、今後、行政に望む支援（複数回答）としては、「補助金・助成金制度の充実」（13 社）、「低金利での融資」（6 社）、「税制面での優遇措置」（4 社）など、資金面での支援を望む意見が多かった。

２）ヒアリング調査結果

○20 社に対するヒアリング調査結果を分野別に建設業参入のメリットと当該分野進出の課題について整理する。

ア）農林業分野

○農業分野は、多様な担い手として建設企業を含む他分野からの参入が見られ、また、林業分野は､路網整備など建設工事と同様の機械を使うことなどから参入しやすい面がある。

（建設業参入のメリット）
- 建設業の閑散期に農作業を手伝うなど人材や建設機械の有効活用が比較的容易である。
- 農業コントラクターなどは、労働力不足の農家のニーズと合致している。
- 林道整備などは土木工事の技術を活かすことが可能である。

（農林業分野進出の課題等）
- 生産に傾注しすぎて、販路を考えないと失敗する。商談会等への参加や個人的人脈を通じ独自の販売ルートを開拓し成果を挙げている事例があった。
- 既存の農業者がいる状況下で建設業が参入し一定の成果を上げるためには戦略が必要である。事例では、競争を避けるため収穫時期をずらすなど生産品の差別化を図る取り組み等が行われていた。
- 農業生産には専門的な知識や人材が必要である｡栽培に関する専門家の助言を受ける、農業経験のある社員を活用する等の事例があった。
- 農業生産法人でなければ補助や融資に関して対象とならない場合がある。

イ）福祉分野

○超高齢社会を迎え成長が期待できる分野であり、建設業を含め様々な業種から参入するケースが増えている。

（建設業参入のメリット）
- 市場の拡大が今後も見込める分野である。
- 遊休の土地に施設整備するなど保有資産の有効活用が可能である。
- 地域の雇用面で大きな受け皿となる可能性がある。

（福祉分野進出の課題等）

- 参入を目指す業者も多く地域によっては顧客や従業員を確保するために厳しい競争が行われている。他業者と差をだすために利用者サービスの向上や、従業員の確保のため正社員化など待遇の向上を図っている事例があった。
- 制度についての知識が必要であり、かつ頻繁に行われる制度改正についての情報を常に把握しておかねばならず、制度に熟知した人材が必要である。専門知識を有するアドバイザーや制度に熟知した企業との連携等を行っている事例がある一方で、専門性が高く、事業継続が困難なため、事業の売却を考えている事例もあった。
- 厳しい労働条件等から人材の定着が難しい。
- 社会福祉法人等でなければ各種支援制度を受けることが難しい。

ウ）環境分野

○新エネルギー関連、リサイクル、緑化事業等の多様な事業が展開され、成長が期待できる分野である。また、既存の建設機械や建設技術の活用が可能な事業も含まれ、建設業の参入が多い分野である。

（建設業参入のメリット）

- 土地や建設機械など既存の資産の有効活用や、リサイクル事業など建設技術を活用できる事業がある。
- 建設業の閑散期に生産を手伝うなど余剰人員の受け皿となる。

（環境分野進出の課題等）

- 事業の核となる技術開発が重要となる。事例では、各社の既存のノウハウを活かすとともに、研究機関や他の企業との連携による技術導入・技術開発が行われている。
- ニーズに合致した商品開発や価格設定が必要である。
- 進出する事業分野によって制度に熟知した人材が必要である。

エ）国際分野

○北海道では、北海道と気候が似ていることから寒冷地での北方型住宅や施工技術等を活用でき、今後の成長が期待できるロシアやモンゴルへの進出、また、発展の著しい中国への進出は、建設業の参入が期待できる分野である。

（建設業参入のメリット）

- 既存の建設技術がそのまま活かせる。
- 中国やロシアにおいては、日本の建設技術に優位性がある。

（国際分野進出の課題）

- 商習慣が異なるため十分なリスク管理が必要である。契約や知的財産の管理に課題があるため慎重な対応を行っている事例や進出する国の人材を用いる事例があった。
- 現地情報が不足しがちであるため、現地情報に明るい人材が必要である。日本の高度な技術が必要とされず価格面で競争できなかった事例があった。

（3）意見交換会の結果

○北海道建設業協会の役員との意見交換会において、建設業の新分野進出に関しては次のような前向きな発言が見られた。

- 地域の特性を踏まえて新分野に入っていくことは十分可能なことと思っている。
- 地域資源を活用したバイオマスの研究に取り組んでいる。
- 大学の新設を契機に学生向けアパートの経営を始めている。
- 建設業は地域に必要であり、他の業種とうまくコラボレーションして新しい産業を作り生き残っていくことが地元にとって必要である。

○一方、次のように慎重若しくは否定的な意見も見られた。

- 新分野進出事業の売り上げは本業の経営安定につながるほどではなく、むしろ赤字で本業を圧迫する場合もある。
- 建設業の競争激化により決算状況が苦しくなる中で、早期の黒字が見込みにくい事業への新たな投資は株主・投資家の理解を得にくい。
- 建設業で生計を立て地域に貢献したい。農業や林業などのすでにそこで生計を立てている方がいる産業に今から参入しようとは、基本的には思わない。
- 新分野事業に補助するより、廃業する会社に対する支援が必要である。

5.3 論点と提言

（1）地域建設企業の新分野進出について

1）新分野進出の留意点

○これまでの建設企業による新分野進出に関する様々な経験及び今回得られた知見から建設業の新分野進出における留意点を挙げる。

- 進出しようとする分野についての情報を事前に十分調査し、それに基づく経営戦略を立案する。
- 事業の実施に必要な技術的ノウハウはもとより、関連する制度等に熟知する必要がある。
- 基本的に受注産業である建設業と異なり、販路や顧客の確保に関する計画が重要である。
- 事業が軌道に乗るまでの期間の資金計画を立案し、本業の経営まで危うくなるような事態を避ける。
- 事業の拡大に伴い、資金ショートを避けるとともに、必要な人材育成に努める。
- 新分野進出においては経営者の意志決定が重要であり、事業にかける熱意とともに冷静な判断が求められる。

2）新分野進出に対する行政の支援

○5.1 で述べたように、建設企業の新分野進出は、地域にとっても一企業のビジネス展開に止まらない意義があると考えられ、そこに行政が支援する意味も見出される。これまでの支援策として事業の初期段階における資金援助が一定の効果をあげているが、新分野への進出後の事業継続を含めた支援を継続することが求められている。

○建設業の新分野進出においては、1）で挙げた留意点があり、建設企業の取り組みを支えるためには、資金的な支援に加え、新分野事業に関する情報・ノウハウの提供や経営に関するアドバイスなど様々な支援が有効である。これらの支援の強化と建設企業に対する支援メニューの周知が求められる。

○新分野進出は、建設企業にとってはリスクを伴うものである。行政が支援施策により後押しする以上はその結果をフォローアップしていく必要がある。新分野進出の実態と支援施策の効果の把握を行い、効果的な支援のあり方について適宜見直していく必要がある。

３）地域のリーダーとしての建設企業

○新分野進出をビジネスとしてドライに割り切るのではなく、地域に対する貢献と考えている企業（経営者）は多い。地域の基幹産業であることに加え、建設業の経営者の多くは従来から地域経済のリーダー的な存在である。超高齢社会・人口減少社会を迎え産業振興と雇用の確保はどの地域においても重要な課題である。行政、企業、住民が協働で地域振興を図ることが求められるが、その際に上記のような意識の建設企業は重要なプレーヤーになると思われる。

○地域貢献の意識の高い建設企業が新分野事業に取り組むことは地域振興の観点でも効果が期待でき、地域ブランドの確立や地域資源を活用した特色のある事業を行政や他業種と連携して推進することなど新たな試みが期待される。

（２）建設業に関連する新たな事業展開

①PFI/PPP や維持管理分野など今後の成長が見込まれる市場は建設企業にとって新たな活躍の場となり得るが、建設企業には新事業展開に向けたノウハウが十分に蓄積されていない。このため、今後、成長が見込まれる市場に建設業が進出していくために必要となる企画、立案、調整能力の底上げやノウハウの蓄積を進めていくことが必要である。

②地域における問題意識を共有するため建設産業団体や地方公共団体などの関係者が協議会を構成し、地域の合意形成等を促進しながら異業種との連携により立ち上げて地域活性化に資する事業を支援する必要がある。支援内容としては、地域での連携に向けた合意形成、専門家による指導、職員の研修、連携事業の実施に当たっての障害除去、資機材の確保・活用、販路開拓、広報、事業の試行的実施、地域建設業の活性化方策の策定等が考えられる。

③今後公共施設のストックが増加することに鑑みれば、建設企業を公共施設のストックマネジメントを行える主体として育成するという視点が重要であり、金融業、不動産業との連携も考えられる。このため、建設企業の新事業展開への継続的な支援を行う体制を構築し、建設企業が新たなノウハウの取得・蓄積及び、優れた新事業展開への資金調達を可能とする施策をとるべきである。

「地域建設産業のあり方検討委員会」

報 告 書

資料編

１．北海道に関わる状況

1.1　統計データ

1.1.1　建設投資の動向・見通し

(1)建設投資の動向・見通し

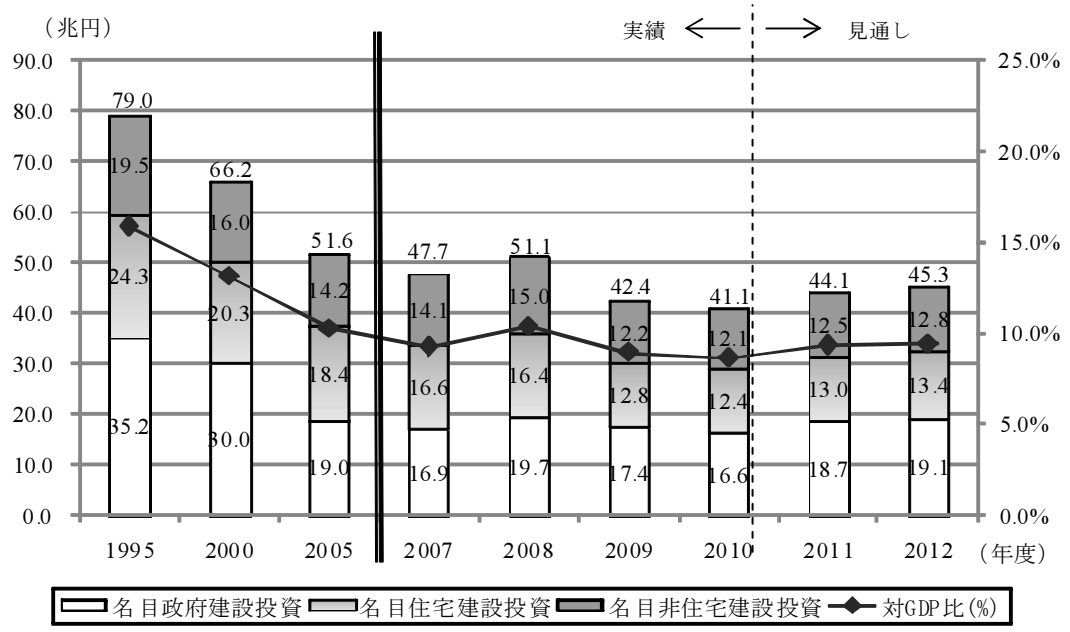

出典：（財）建設経済研究所「建設経済モデルによる建設投資の見通し（2011 年 7 月）」

注：2009 年度までは、国土交通省「平成 22 年度建設投資見通し」より。

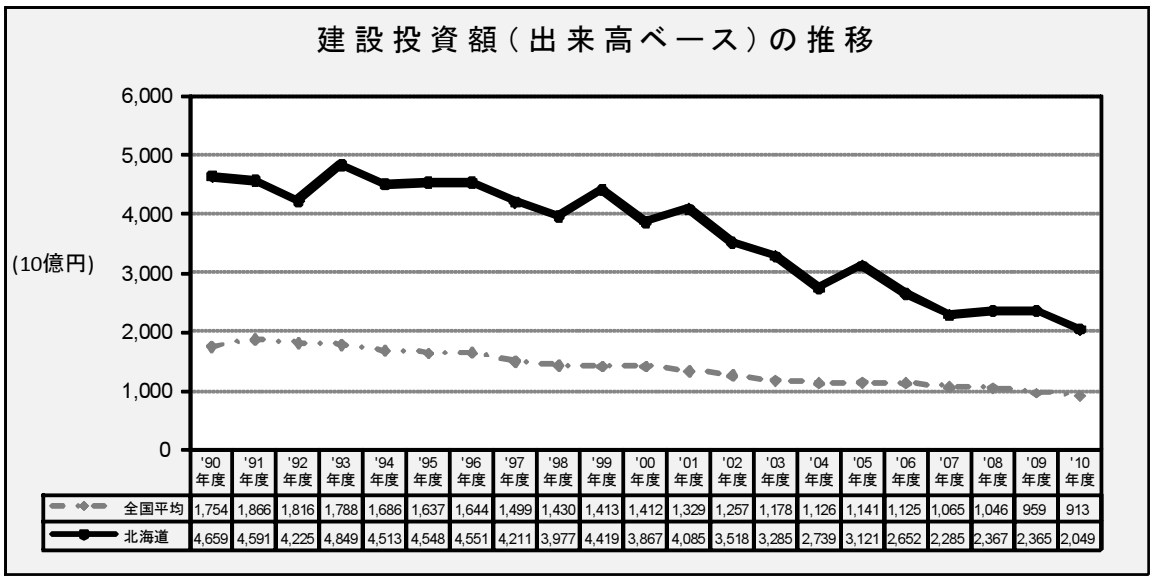

出典：国土交通省「建設総合統計」

注：全国平均とは都道府県の合計金額を４７で割った数値（以下同じ）

1.1.2　道内経済における建設産業の推移

(1)　県民経済計算における建設産業生産額

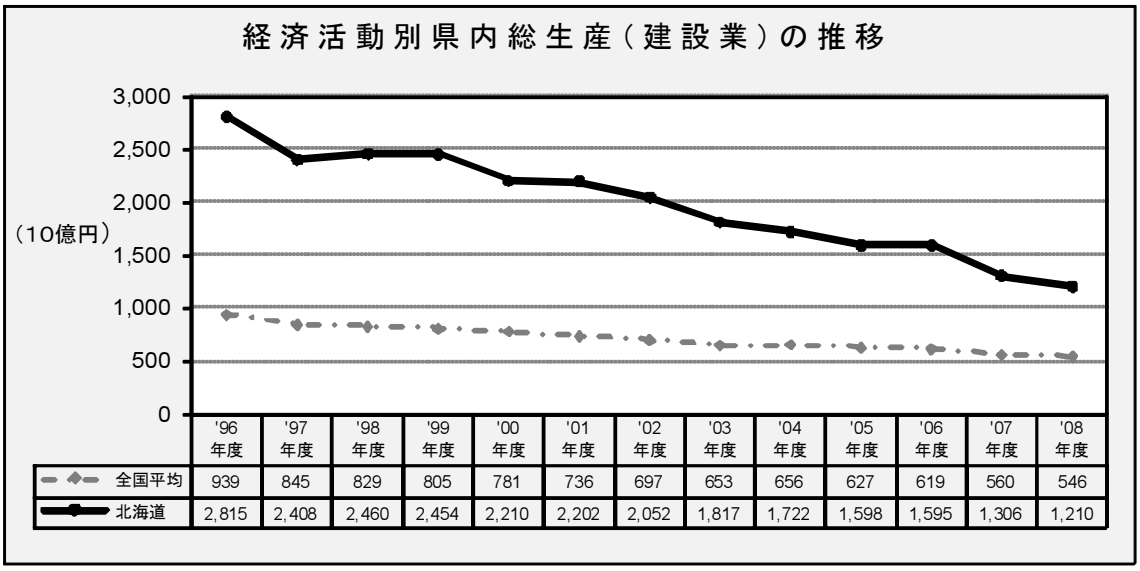

	'96 年度	'97 年度	'98 年度	'99 年度	'00 年度	'01 年度	'02 年度	'03 年度	'04 年度	'05 年度	'06 年度	'07 年度	'08 年度
全国平均	939	845	829	805	781	736	697	653	656	627	619	560	546
北海道	2,815	2,408	2,460	2,454	2,210	2,202	2,052	1,817	1,722	1,598	1,595	1,306	1,210

出典：内閣府「県民経済計算」

(2)　県民経済計算に占める建設産業生産額の割合

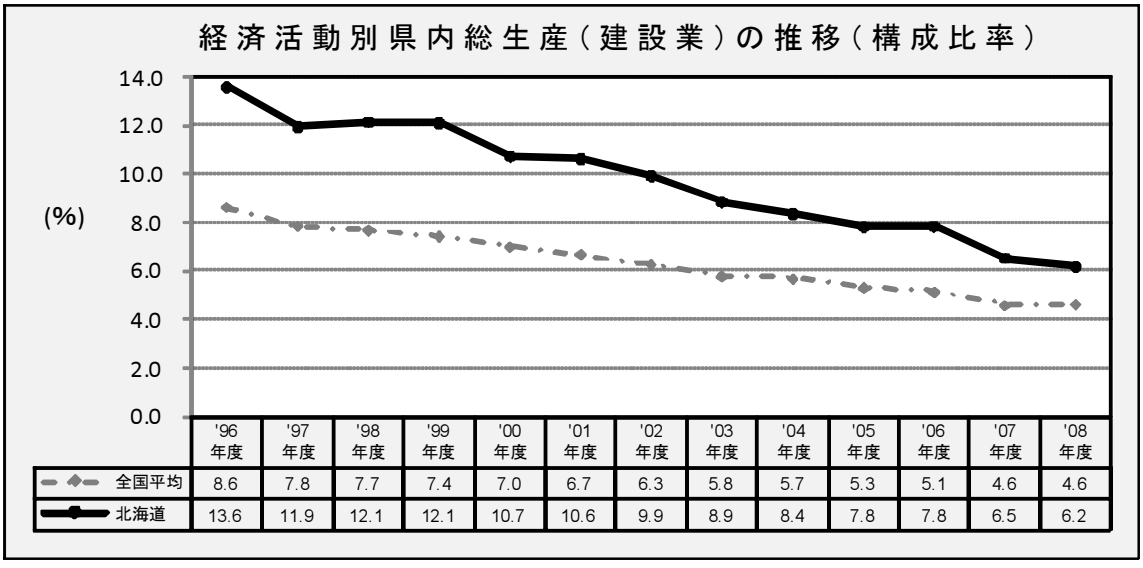

	'96 年度	'97 年度	'98 年度	'99 年度	'00 年度	'01 年度	'02 年度	'03 年度	'04 年度	'05 年度	'06 年度	'07 年度	'08 年度
全国平均	8.6	7.8	7.7	7.4	7.0	6.7	6.3	5.8	5.7	5.3	5.1	4.6	4.6
北海道	13.6	11.9	12.1	12.1	10.7	10.6	9.9	8.9	8.4	7.8	7.8	6.5	6.2

出典：内閣府「県民経済計算」

(3)　産業構成比

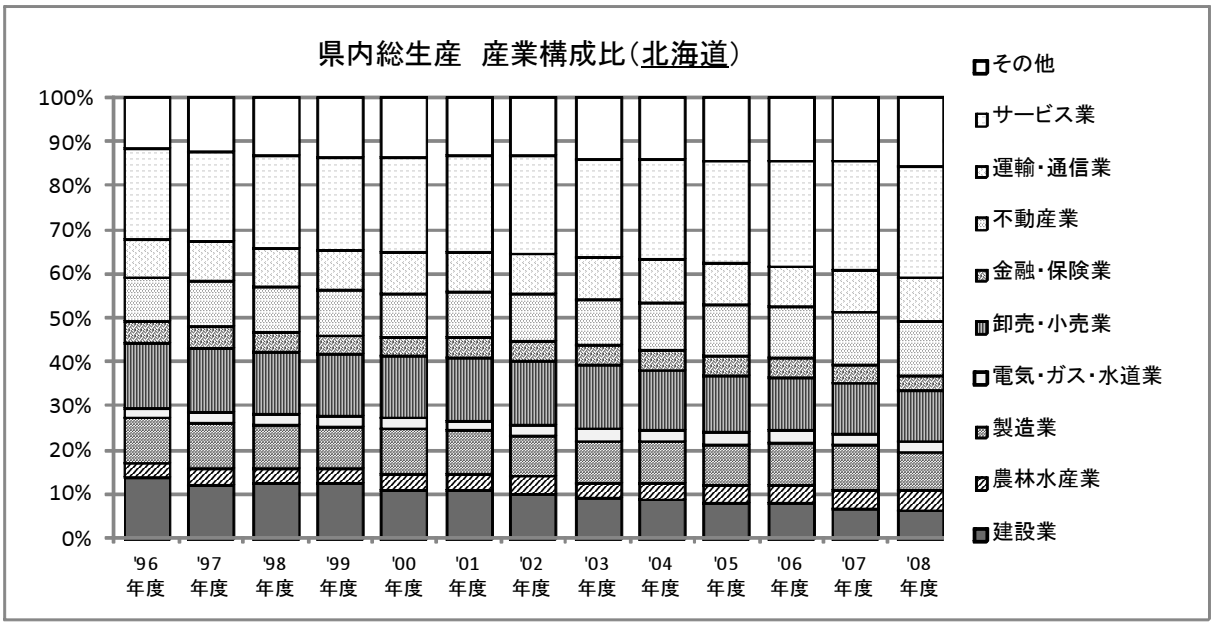

出典：内閣府「県民経済計算」

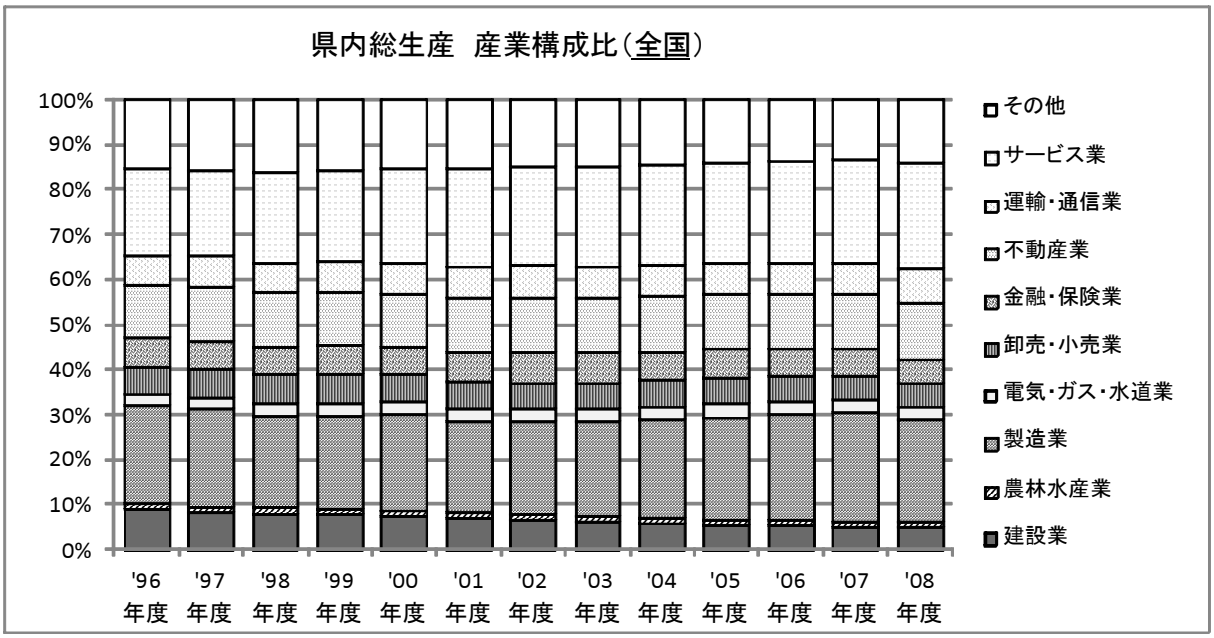

出典：内閣府「県民経済計算」

1.1.3　事業費・受注高の推移

(1)　普通建設事業費の推移

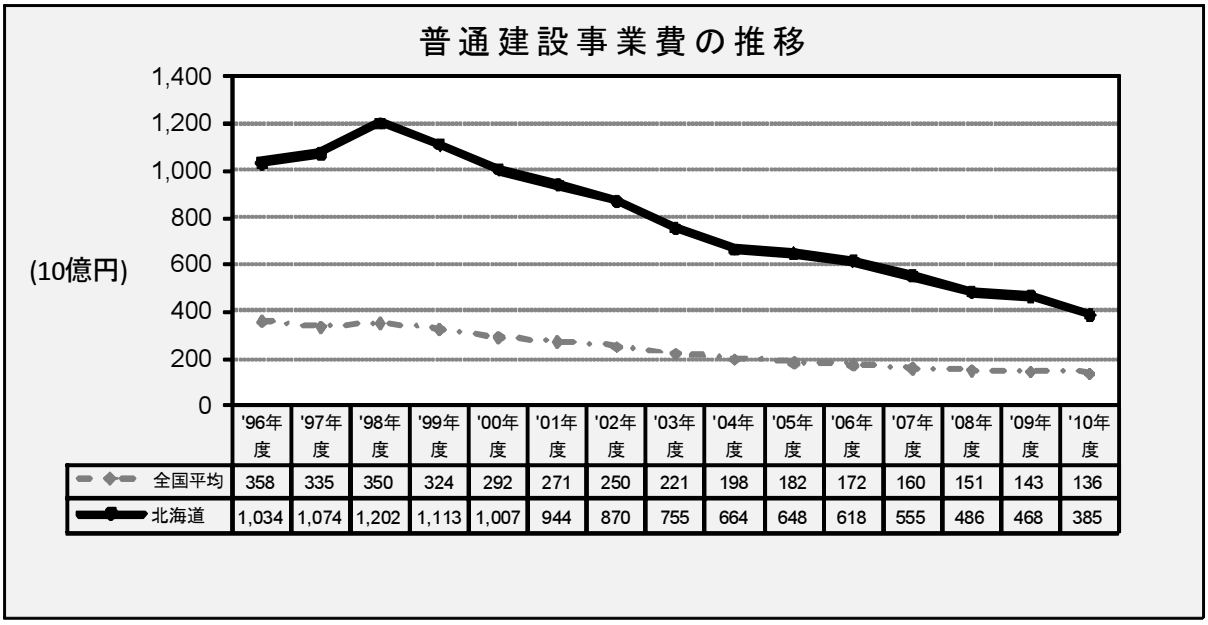

	'96年度	'97年度	'98年度	'99年度	'00年度	'01年度	'02年度	'03年度	'04年度	'05年度	'06年度	'07年度	'08年度	'09年度	'10年度
全国平均	358	335	350	324	292	271	250	221	198	182	172	160	151	143	136
北海道	1,034	1,074	1,202	1,113	1,007	944	870	755	664	648	618	555	486	468	385

出典：総務省「地方財政統計年報」

(2)　受注高の推移

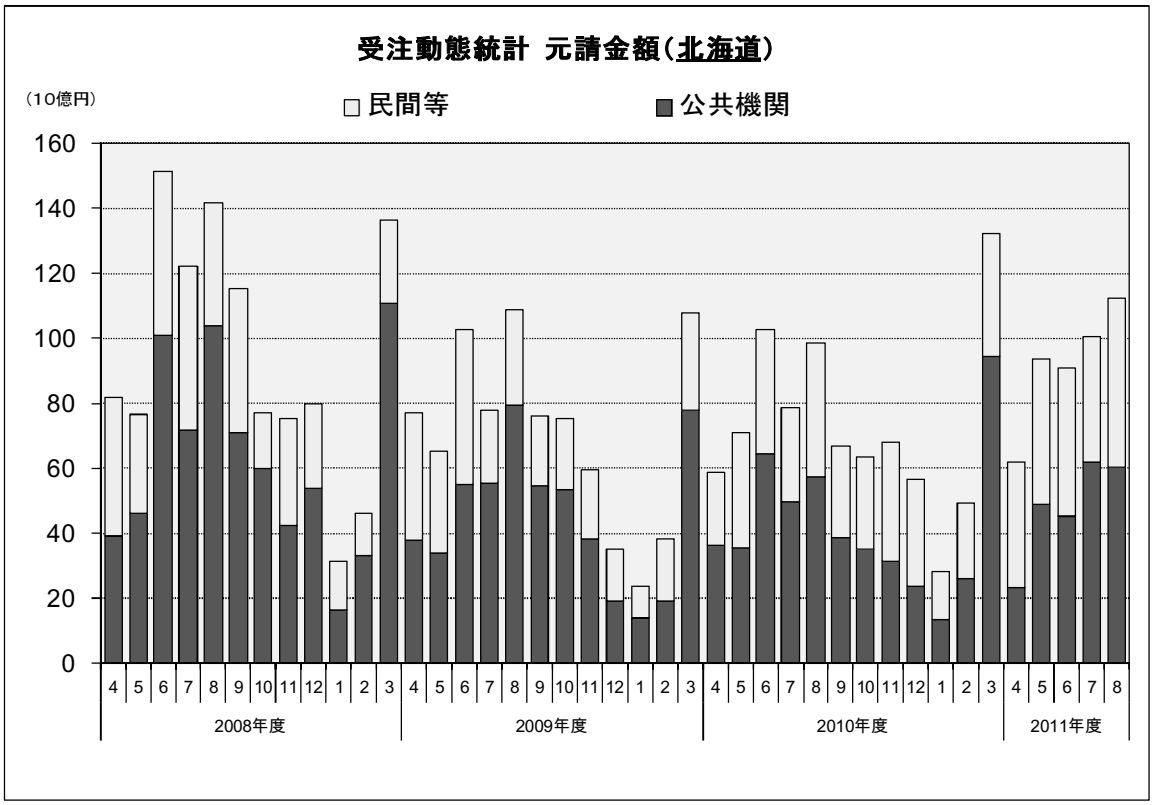

出典：国土交通省「建設工事受注動態統計調査」

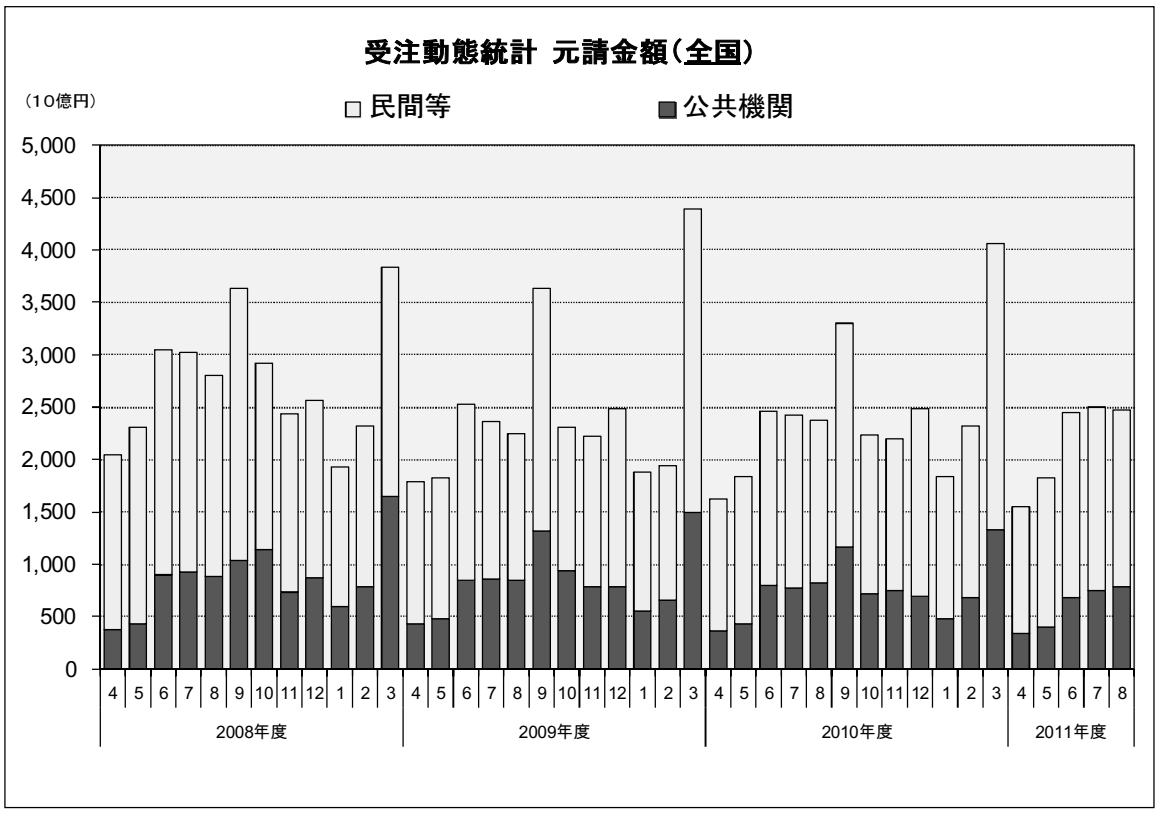

出典：国土交通省「建設工事受注動態統計調査」

1.1.4　労働、雇用情勢

(1)　労働者数

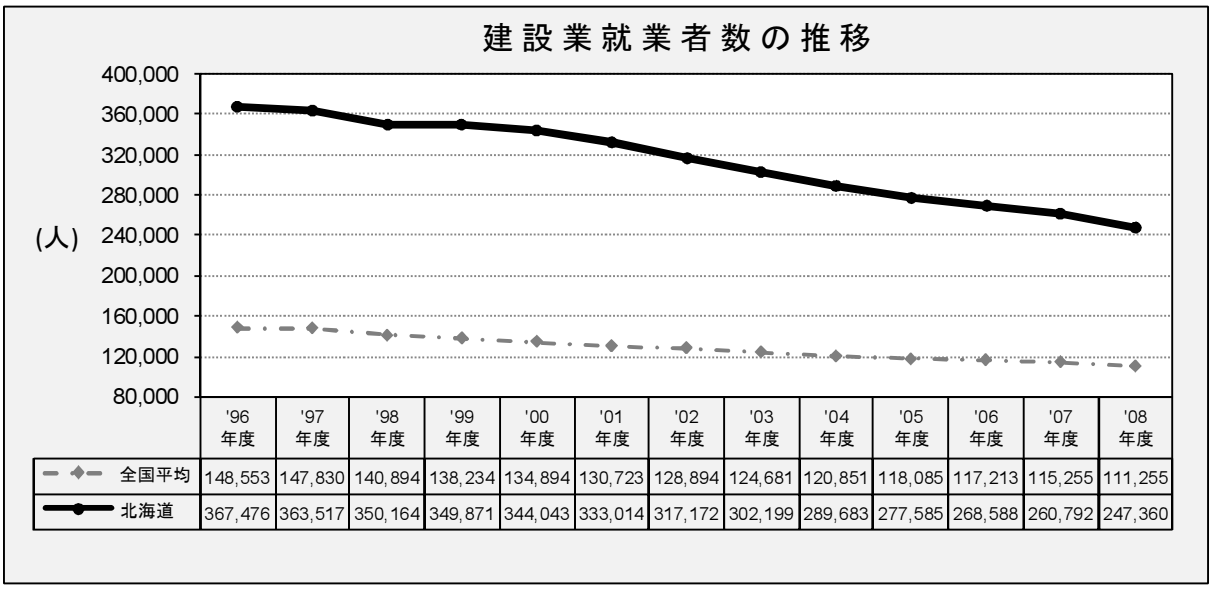

	'96 年度	'97 年度	'98 年度	'99 年度	'00 年度	'01 年度	'02 年度	'03 年度	'04 年度	'05 年度	'06 年度	'07 年度	'08 年度
全国平均	148,553	147,830	140,894	138,234	134,894	130,723	128,894	124,681	120,851	118,085	117,213	115,255	111,255
北海道	367,476	363,517	350,164	349,871	344,043	333,014	317,172	302,199	289,683	277,585	268,588	260,792	247,360

出典：内閣府「国民経済計算」「県民経済計算」

注　：就業者数の推計については、基本的に「国勢調査」（総務省）を用いて推計を行っている。

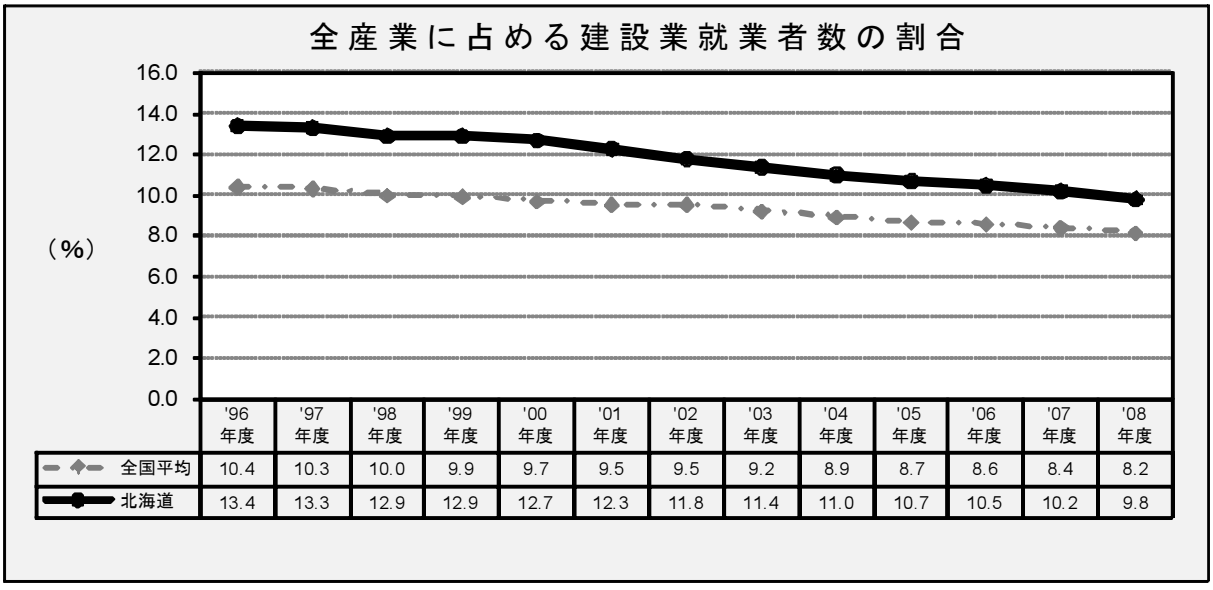

	'96 年度	'97 年度	'98 年度	'99 年度	'00 年度	'01 年度	'02 年度	'03 年度	'04 年度	'05 年度	'06 年度	'07 年度	'08 年度
全国平均	10.4	10.3	10.0	9.9	9.7	9.5	9.5	9.2	8.9	8.7	8.6	8.4	8.2
北海道	13.4	13.3	12.9	12.9	12.7	12.3	11.8	11.4	11.0	10.7	10.5	10.2	9.8

出典：内閣府「国民経済計算」「県民経済計算」

注　：就業者数の推計については、基本的に「国勢調査」（総務省）を用いて推計を行っている。

(2) 賃金

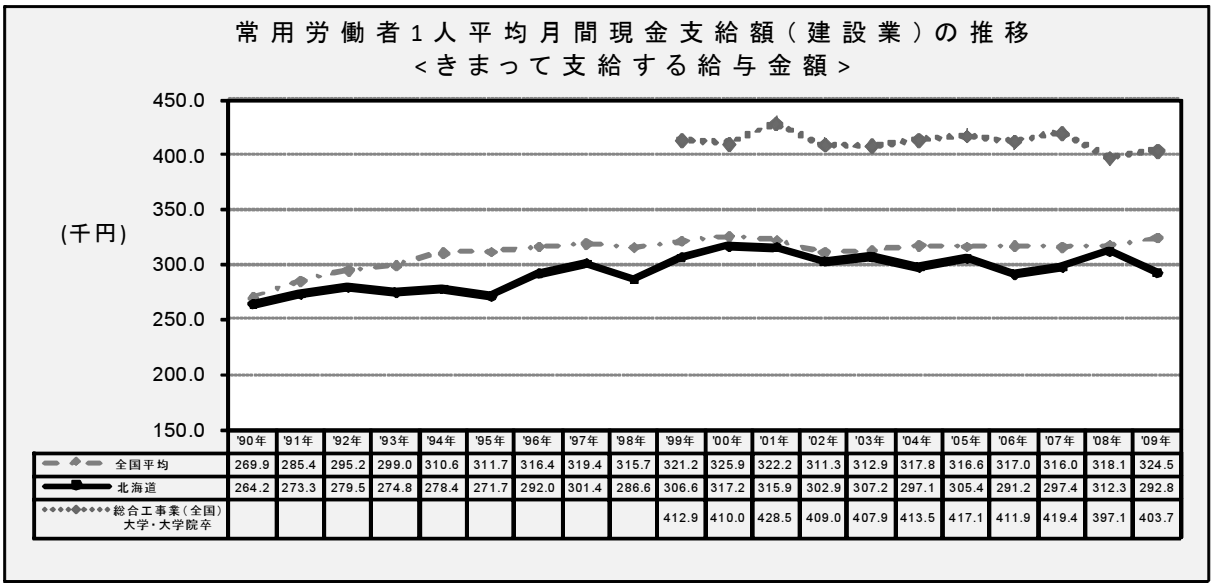

	'90年	'91年	'92年	'93年	'94年	'95年	'96年	'97年	'98年	'99年	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年
全国平均	269.9	285.4	295.2	299.0	310.6	311.7	316.4	319.4	315.7	321.2	325.9	322.2	311.3	312.9	317.8	316.6	317.0	316.0	318.1	324.5
北海道	264.2	273.3	279.5	274.8	278.4	271.7	292.0	301.4	286.6	306.6	317.2	315.9	302.9	307.2	297.1	305.4	291.2	297.4	312.3	292.8
総合工事業（全国）大学・大学院卒										412.9	410.0	428.5	409.0	407.9	413.5	417.1	411.9	419.4	397.1	403.7

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」（全国、北海道）　「賃金構造基本調査」（大学・大学院卒）

注１：毎月勤労統計調査は、常用労働者５人以上の約180万事業所(事業所･企業統計調査)から抽出した約33,000事業所を対象にした調査の結果を使用している。

注２：賃金構造基本調査は、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（62,302事業所、有効回答45,010事業所）の常用労働者についての集計結果を使用している。

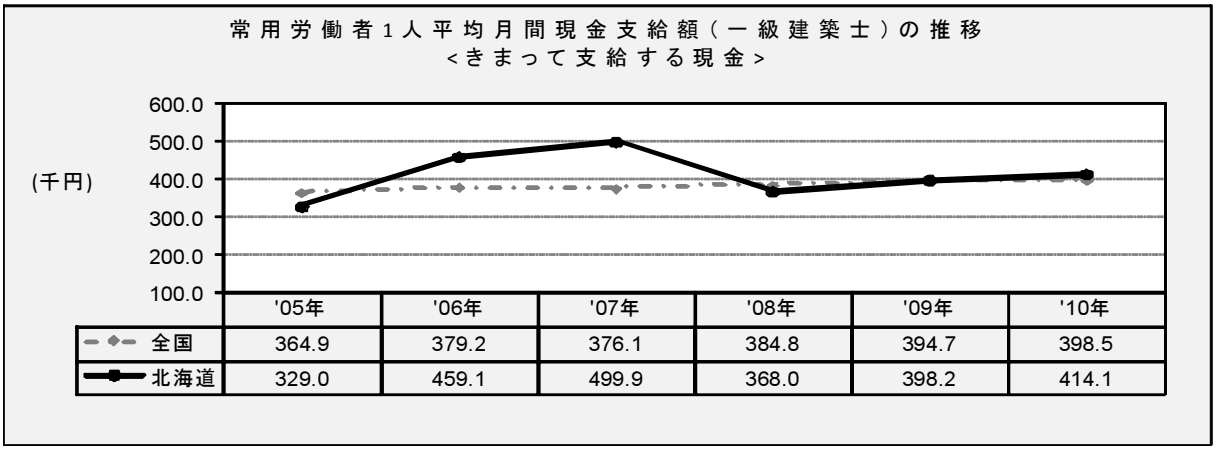

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年	'10年
全国	364.9	379.2	376.1	384.8	394.7	398.5
北海道	329.0	459.1	499.9	368.0	398.2	414.1

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

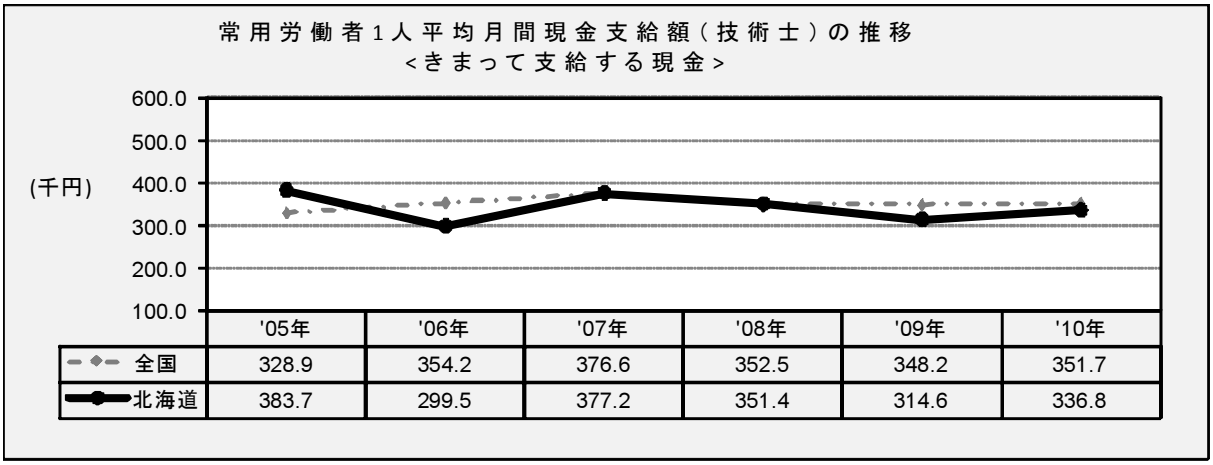

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年	'10年
全国	328.9	354.2	376.6	352.5	348.2	351.7
北海道	383.7	299.5	377.2	351.4	314.6	336.8

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

常用労働者1人平均月間現金支給額（土工）の推移
<きまって支給する現金>

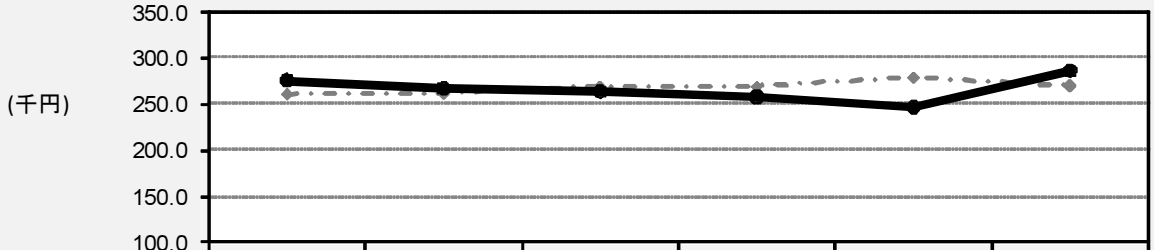

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年	'10年
全国	260.0	261.0	268.6	268.4	277.8	269.5
北海道	275.5	266.5	263.6	257.8	246.3	286.2

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

常用労働者1人平均月間現金支給額（電気工）の推移
<きまって支給する現金>

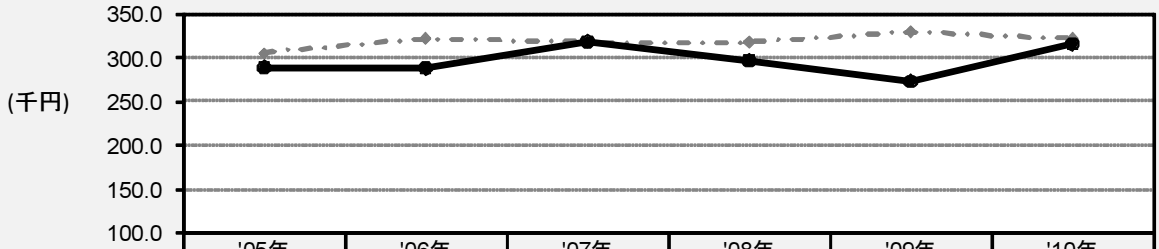

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年	'10年
全国	305.1	321.7	317.4	318.3	330.1	321.7
北海道	289.0	288.2	318.6	296.7	272.9	315.8

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

常用労働者1人平均月間現金支給額（建設機械運転工）の推移
<きまって支給する現金>

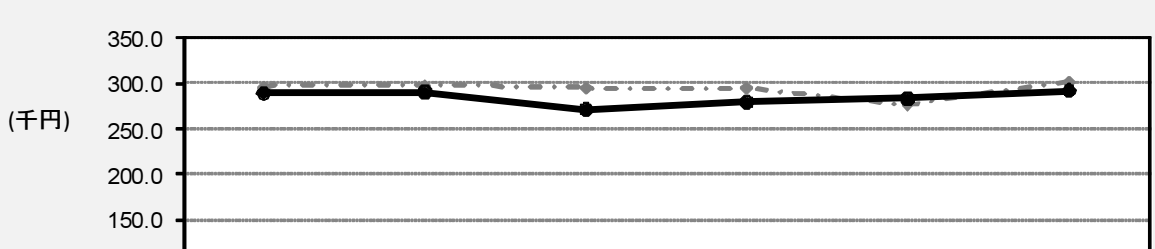

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年	'10年
全国	296.2	298.2	295.7	295.2	276.0	301.9
北海道	289.8	291.0	271.9	279.7	283.5	292.4

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(3) 労働時間

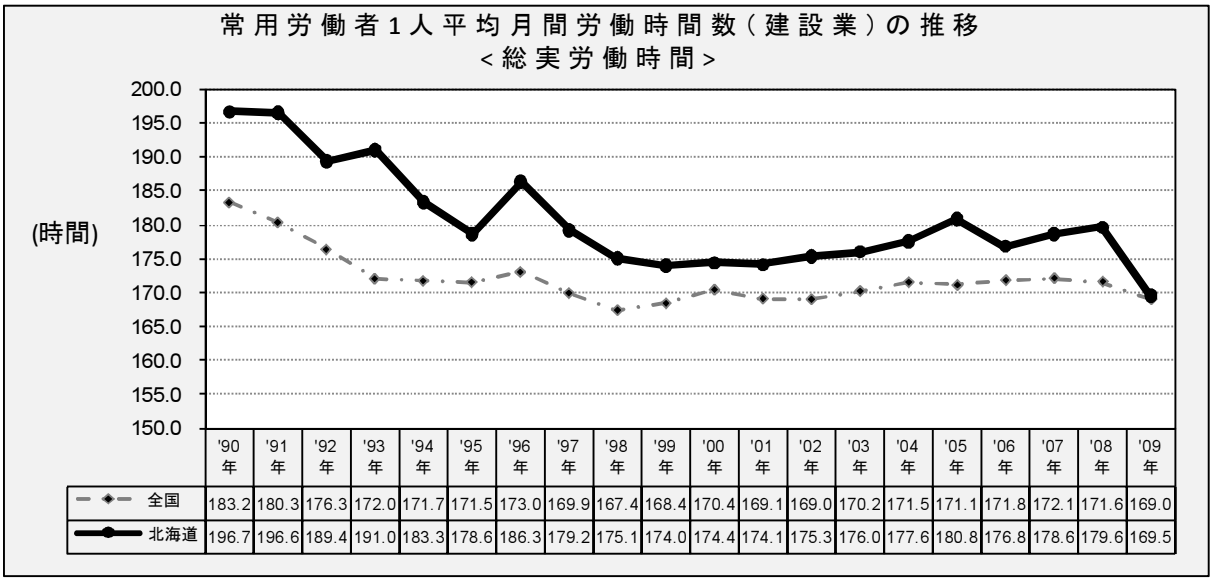

	'90年	'91年	'92年	'93年	'94年	'95年	'96年	'97年	'98年	'99年	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年
全国	183.2	180.3	176.3	172.0	171.7	171.5	173.0	169.9	167.4	168.4	170.4	169.1	169.0	170.2	171.5	171.1	171.8	172.1	171.6	169.0
北海道	196.7	196.6	189.4	191.0	183.3	178.6	186.3	179.2	175.1	174.0	174.4	174.1	175.3	176.0	177.6	180.8	176.8	178.6	179.6	169.5

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」

(4) 労働日数

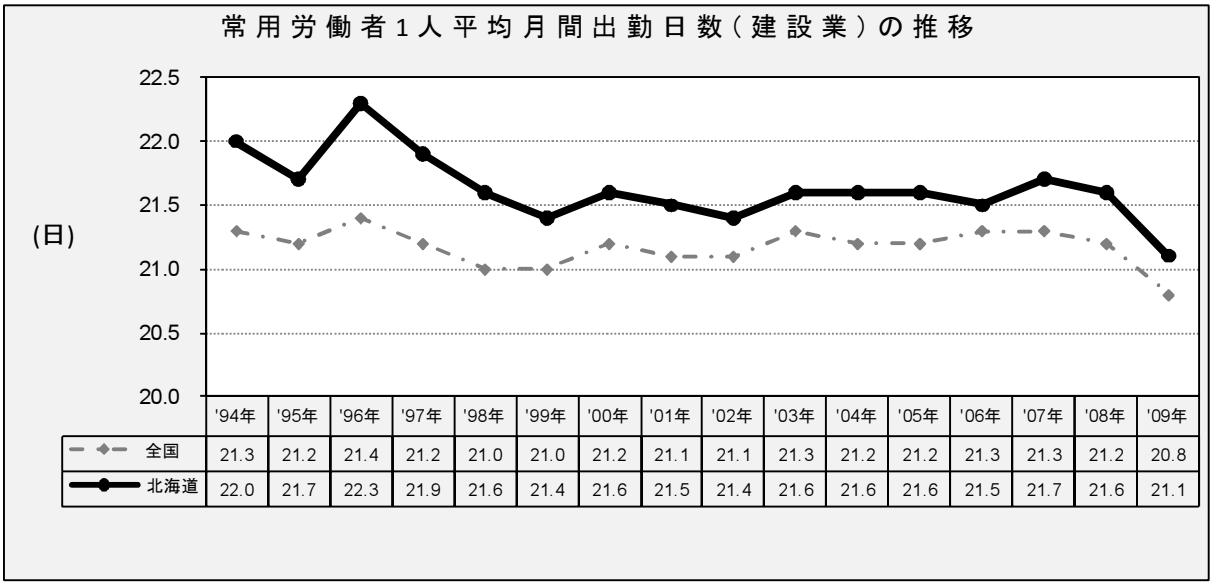

	'94年	'95年	'96年	'97年	'98年	'99年	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年
全国	21.3	21.2	21.4	21.2	21.0	21.0	21.2	21.1	21.1	21.3	21.2	21.2	21.3	21.3	21.2	20.8
北海道	22.0	21.7	22.3	21.9	21.6	21.4	21.6	21.5	21.4	21.6	21.6	21.6	21.5	21.7	21.6	21.1

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」

(5)　完全失業率、有効求人倍率

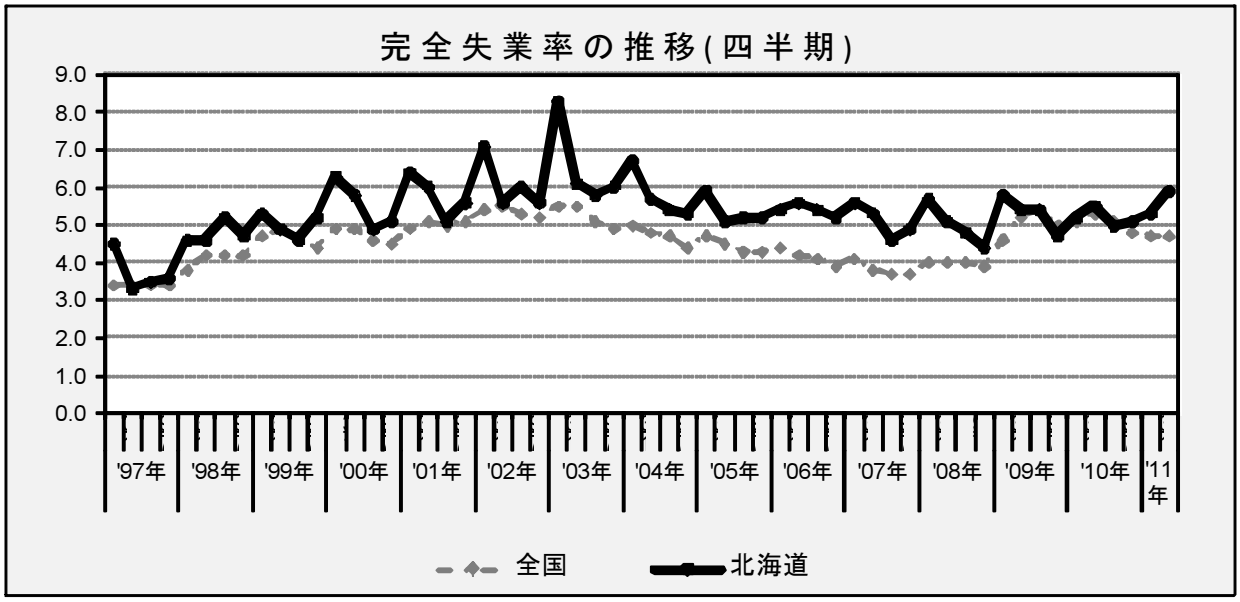

出典：総務省「労働力調査[1]」

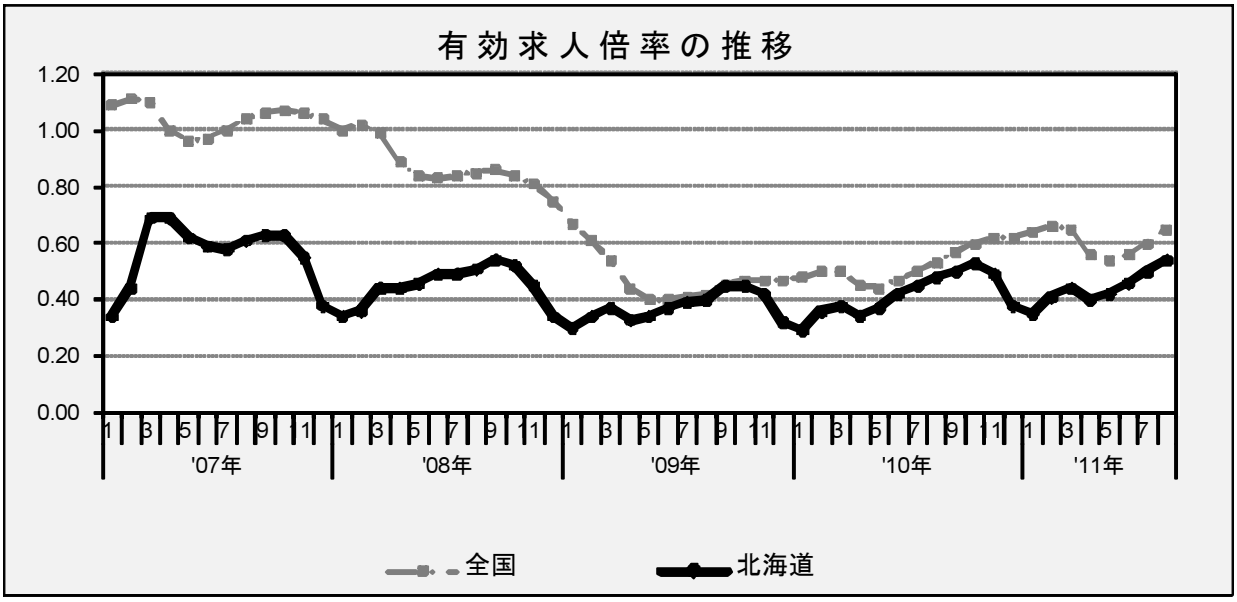

出典：厚生労働省「一般職業紹介状況」

1　全国およびブロック別は原数値、都道府県別のデータは〈参考〉労働力調査（基本集計）都道府県別結果を使用。労働力調査は，都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道及び沖縄県を除く。）、標本規模も小さいことなどにより，　全国結果に比べ結果精度が十分に確保できないとみられることから，結果の利用に当たっては注意を要する。

1.1.5　建設企業数

(1)　建設業許可業者数の推移

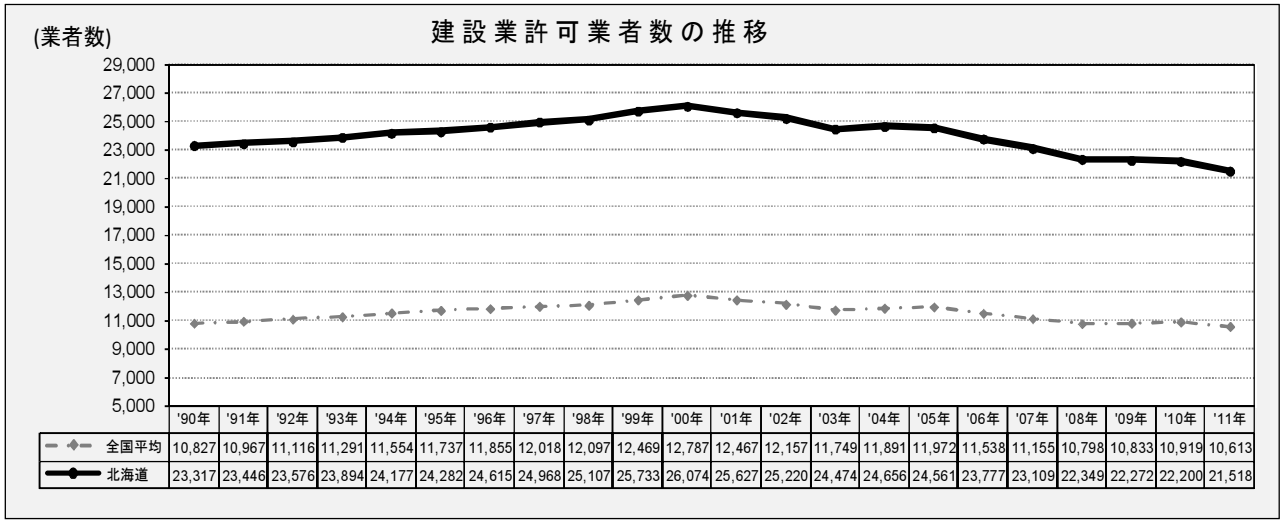

	'90年	'91年	'92年	'93年	'94年	'95年	'96年	'97年	'98年	'99年	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年	'10年	'11年
全国平均	10,827	10,967	11,116	11,291	11,554	11,737	11,855	12,018	12,097	12,469	12,787	12,467	12,157	11,749	11,891	11,972	11,538	11,155	10,798	10,833	10,919	10,613
北海道	23,317	23,446	23,576	23,894	24,177	24,282	24,615	24,968	25,107	25,733	26,074	25,627	25,220	24,474	24,656	24,561	23,777	23,109	22,349	22,272	22,200	21,518

出典：国土交通省「建設業許可業者数調査の結果について」

注　：許可業者数については各年３月末時点の数である。

(2)　建設企業数の推移

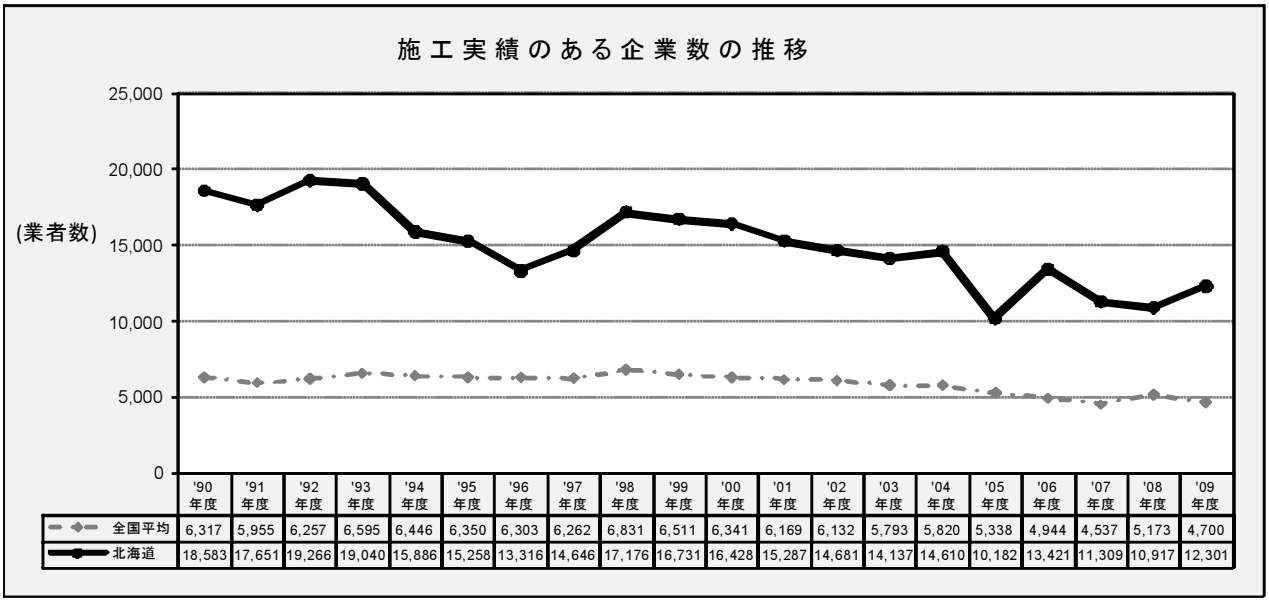

	'90 年度	'91 年度	'92 年度	'93 年度	'94 年度	'95 年度	'96 年度	'97 年度	'98 年度	'99 年度	'00 年度	'01 年度	'02 年度	'03 年度	'04 年度	'05 年度	'06 年度	'07 年度	'08 年度	'09 年度
全国平均	6,317	5,955	6,257	6,595	6,446	6,350	6,303	6,262	6,831	6,511	6,341	6,169	6,132	5,793	5,820	5,338	4,944	4,537	5,173	4,700
北海道	18,583	17,651	19,266	19,040	15,886	15,258	13,316	14,646	17,176	16,731	16,428	15,287	14,681	14,137	14,610	10,182	13,421	11,309	10,917	12,301

出典：国土交通省「建設工事施工統計調査」

注　：業者所在都道府県別：主たる営業所（いわゆる本店、本社）の所在する都道府県別に調査結果を集計した数値を使用している。

1.1.6 倒産

(1) 建設業の倒産数の推移

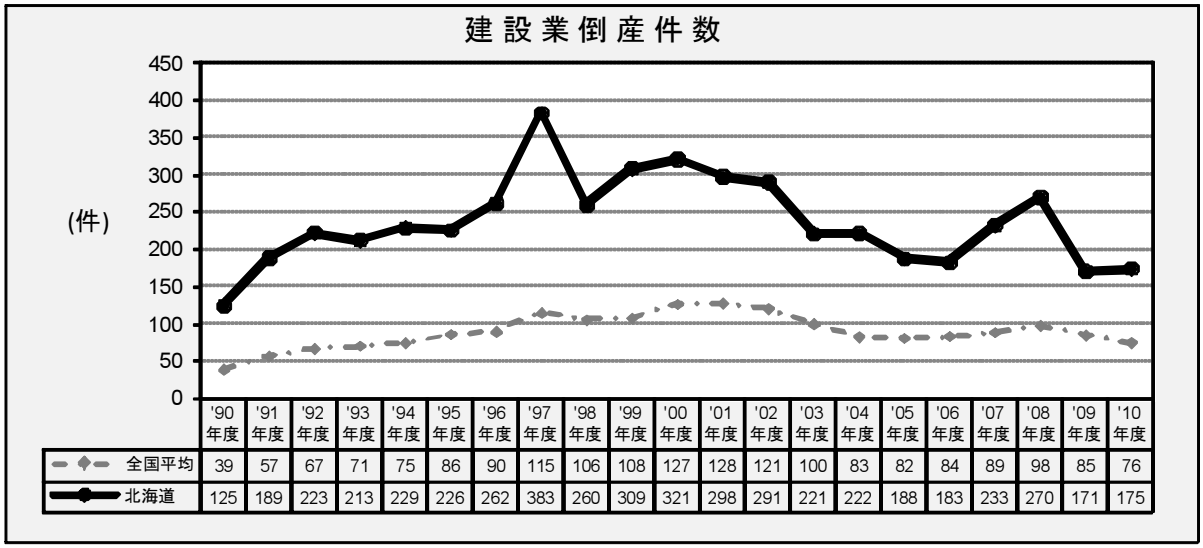

	'90年度	'91年度	'92年度	'93年度	'94年度	'95年度	'96年度	'97年度	'98年度	'99年度	'00年度	'01年度	'02年度	'03年度	'04年度	'05年度	'06年度	'07年度	'08年度	'09年度	'10年度
全国平均	39	57	67	71	75	86	90	115	106	108	127	128	121	100	83	82	84	89	98	85	76
北海道	125	189	223	213	229	226	262	383	260	309	321	298	291	221	222	188	183	233	270	171	175

出典：独立行政法人 中小企業基盤整備機構「企業倒産調査年報」

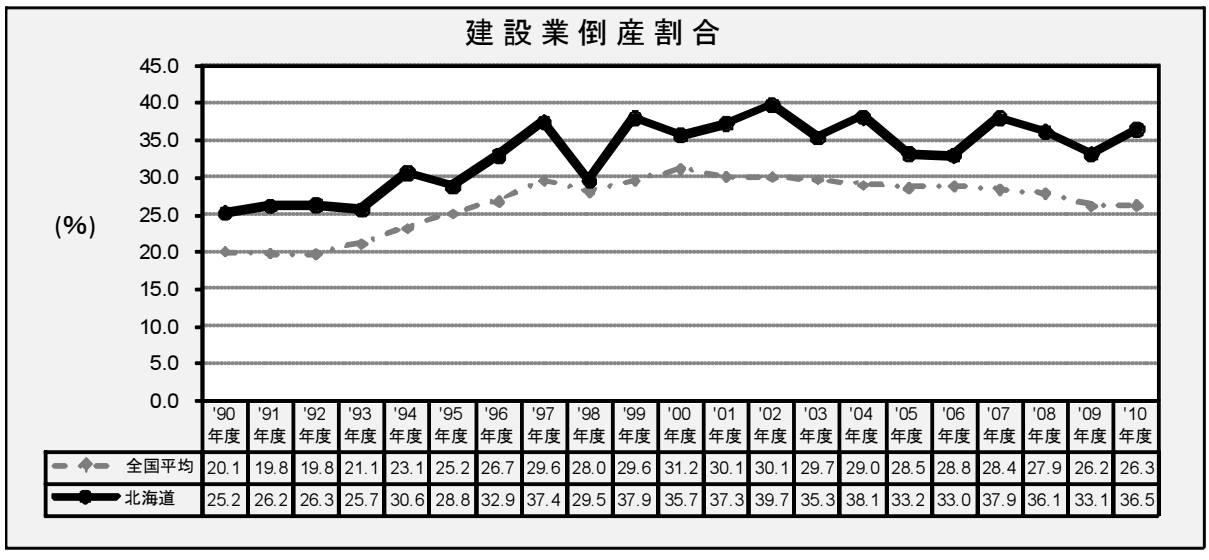

	'90年度	'91年度	'92年度	'93年度	'94年度	'95年度	'96年度	'97年度	'98年度	'99年度	'00年度	'01年度	'02年度	'03年度	'04年度	'05年度	'06年度	'07年度	'08年度	'09年度	'10年度
全国平均	20.1	19.8	19.8	21.1	23.1	25.2	26.7	29.6	28.0	29.6	31.2	30.1	30.1	29.7	29.0	28.5	28.8	28.4	27.9	26.2	26.3
北海道	25.2	26.2	26.3	25.7	30.6	28.8	32.9	37.4	29.5	37.9	35.7	37.3	39.7	35.3	38.1	33.2	33.0	37.9	36.1	33.1	36.5

出典：独立行政法人 中小企業基盤整備機構「企業倒産調査年報」

1.1.7　主要な経営財務比率

(1)　売上高営業利益率

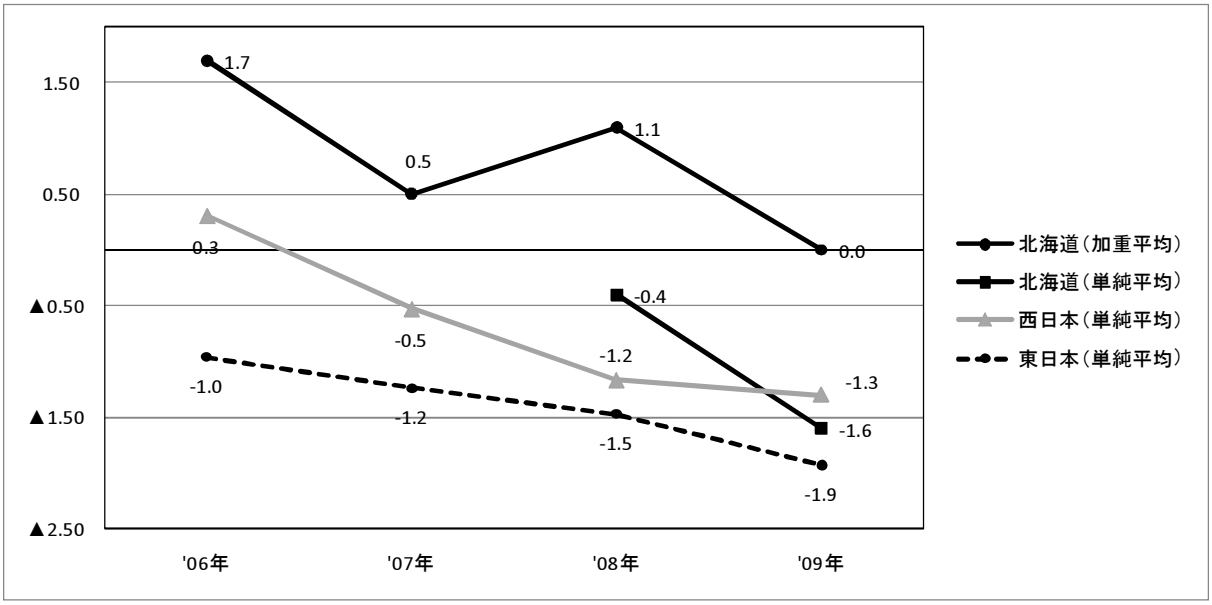

出典：北海道建設業信用保証株式会社「道内建設業（保証契約者）の財務比率」
西日本建設業保証株式会社「建設業の経営指標」
東日本建設業保証株式会社「建設業の財務統計指標」
注：加重平均とは、各企業の財務数値を合計し、その合計を財務比率の算式に当てはめて算出した値。単純平均とは、各企業の財務比率を合計し、その合計を対象となった企業数で除した値。（以下同じ）

(2)　売上高経常利益率

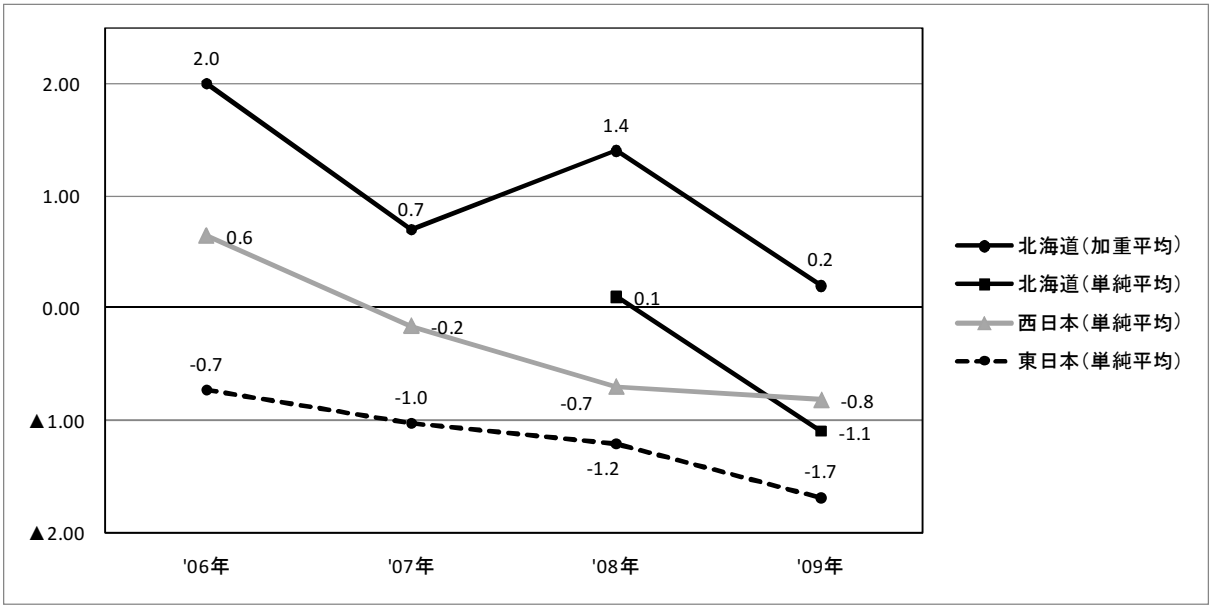

出典：北海道建設業信用保証株式会社「道内建設業（保証契約者）の財務比率」
西日本建設業保証株式会社「建設業の経営指標」
東日本建設業保証株式会社「建設業の財務統計指標」

(3)　売上高営業利益率（道内の他産業との比較）

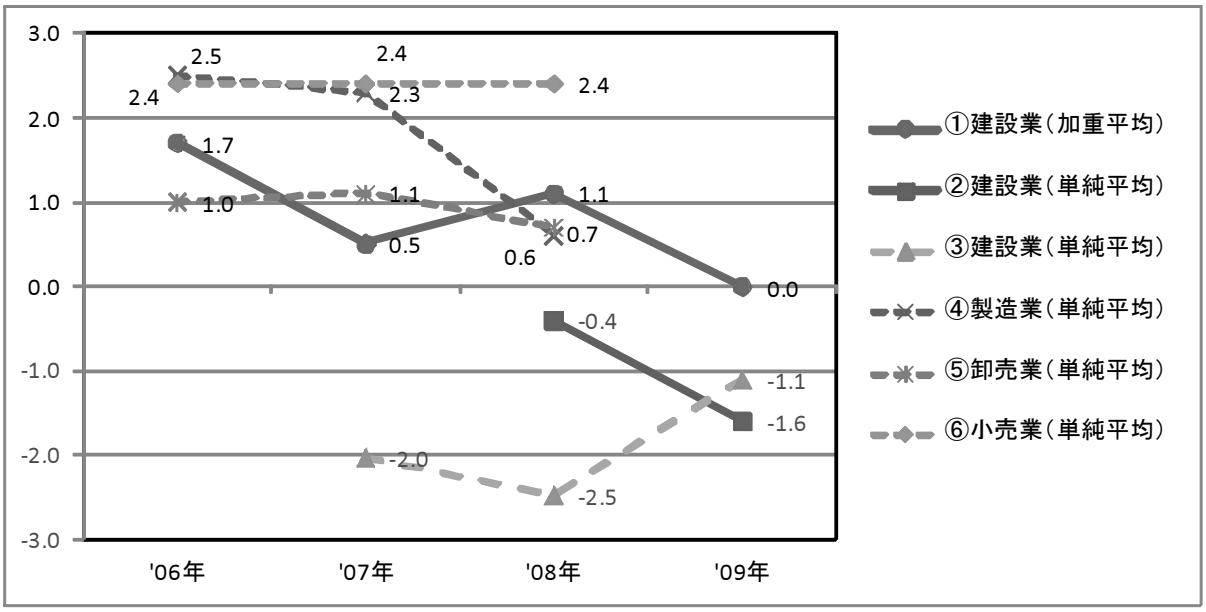

出典：①、②北海道建設業信用保証株式会社「道内建設業（保証契約者）の財務比率」
③(財)建設業情報管理センター「H22 経営分析分科会報告書」
④～⑥北海道経済産業局「企業活動基本調査」

注：加重平均とは、各企業の財務数値を合計し、その合計を財務比率の算式に当てはめて算出した値。単純平均とは、各企業の財務比率を合計し、その合計を対象となった企業数で除した値。（以下同じ）

(4)　売上高経常利益率（道内の他産業との比較）

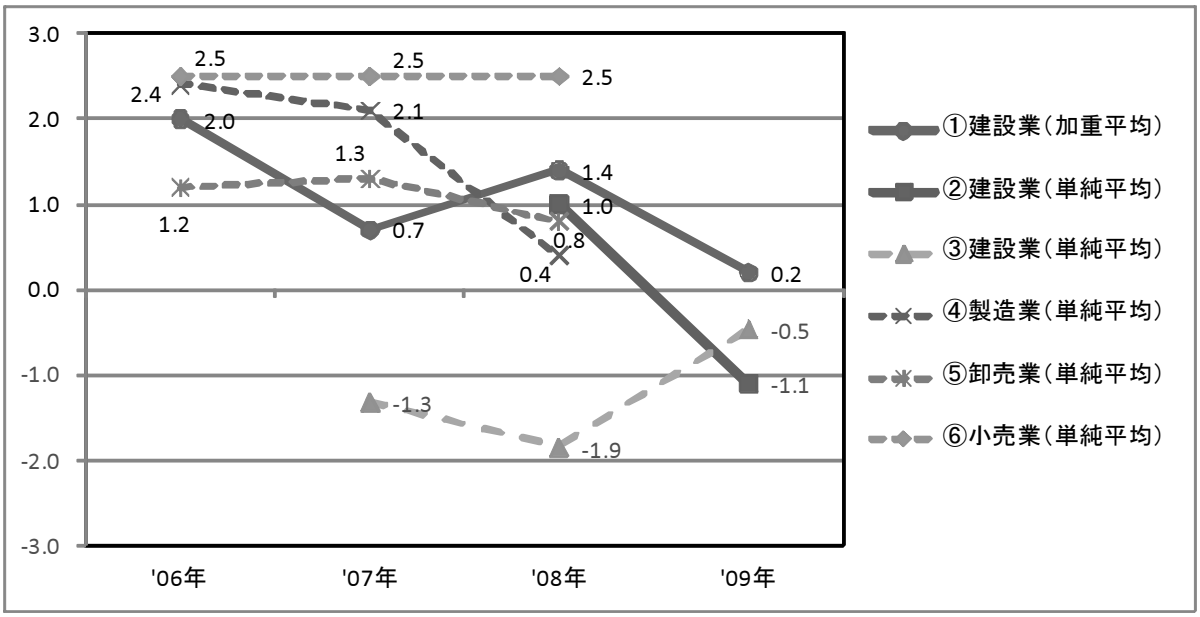

出典：①、②北海道建設業信用保証株式会社「道内建設業（保証契約者）の財務比率」
③(財)建設業情報管理センター「H22 経営分析分科会報告書」
④～⑥北海道経済産業局「企業活動基本調査」

【別添１　毎月勤労統計調査の概要】

１．調査の目的

賃金、労働時間及び雇用の変動を明らかにすることを目的に厚生労働省が実施する調査。

２．調査対象

毎月勤労統計調査全国調査は、日本標準産業分類に基づく 16 大産業〔鉱業，採石業，砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業，郵便業、卸売業，小売業、金融業，保険業、不動産業，物品賃貸業、学術研究，専門・技術サービス業、宿泊業，飲食サービス業、生活関連サービス業，娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育，学習支援業、医療，福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）〕に属する常用労働者５人以上の事業所を対象に、賃金、労働時間及び雇用の変動を把握する調査である。調査対象事業所は、常用労働者５人以上の約 180 万事業所(事業所･企業統計調査)から抽出した約 33,000 事業所である。

３．用語の定義

(1)　現金給与額

賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。

（現金給与総額）

以下に述べるきまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額。

（きまって支給する給与（定期給与））

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

(2)　実労働時間

労働者が実際に労働した時間数及び実際に出勤した日数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

（総実労働時間数）

次の所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計。

（所定内労働時間数）

労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数。

（所定外労働時間数）

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数。

(3)　出勤日数

業務のため実際に出勤した日数。１時間でも就業すれば１出勤日とする。

(4)　常用労働者

事業所に使用され給与を支払われる労働者（船員法の船員を除く）のうち、

① 期間を定めずに、又は１か月を超える期間を定めて雇われている者

② 日々又は１か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前２か月にそれぞれ 18 日以上雇い入れられた者

のいずれかに該当する者のことをいう。

【別添 2　賃金構造基本統計調査の概要】

１．　調査の目的

この調査は、基幹統計であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。

２．　調査対象

(1) 地 域

日本全国（ただし、一部島しょを除く。）

(2) 産 業

日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づく 16 大産業［鉱業，採石業，砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業，郵便業、卸売業，小売業、金融業，保険業、不動産業，物品賃貸業、学術研究，専門・技術サービス業、宿泊業，飲食サービス業、生活関連サービス業，娯楽業、教育，学習支援業、医療，福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）］

(3) 事業所

5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5～9 人の事業所については企業規模が5～9 人の事業所に限る。)及び 10 人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した 78,431 事業所を対象とした。

今回の概況は、10 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（62,338 事業所、有効回答 46,080 事業所）の常用労働者の賃金等についての集計結果を取りまとめた。

３．主な用語の定義

「常用労働者」

次の各号のいずれかに該当する労働者をいう。

１）期間を定めずに雇われている労働者

２）１か月を超える期間を定めて雇われている労働者

３）日々又は１か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4 月及び 5 月にそれぞれ 18 日以上雇用された労働者

「賃 金」

当概況に用いている「賃金」は、平成 21 年 6 月分の所定内給与額をいい、すべて平均所定内給与額である。所定内給与額とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により 6 月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交代手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

「１時間当たり賃金」

短時間労働者について、各労働者ごとに賃金を所定内実労働時間数で除したものを平均した額をいう。

「企業規模」

調査労働者の属する企業の全常用労働者数の規模をいい、当概況では、常用労働者 1,000 人以を「大企業」、100～999 人を「中企業」、10～99 人を「小企業」に区分している。

「就業形態」

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

「一般労働者」とは、「短時間労働者」以外の者をいう。
「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より１日の所定労働時間が短い又は１日の所定労働時間が同じでも１週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「雇用形態」

常用労働者を「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」に区分している。

「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、正社員・正職員に該当しない者をいう。

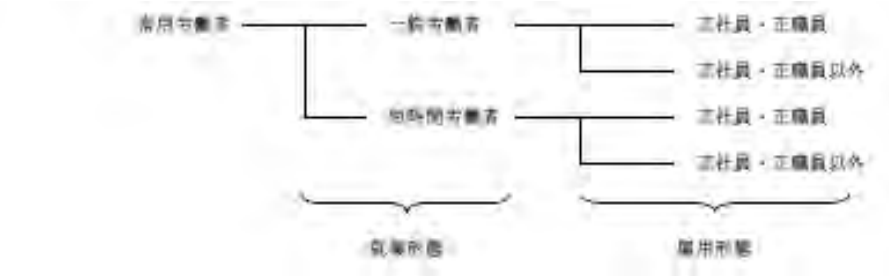

「勤続年数」

労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数をいい、当概況の「勤続年数」はすべて平均勤続年数である。

「標準労働者」

本調査では、学校卒業後直ちに企業に就職し、同一企業に継続勤務しているとみなされる労働者を標準労働者としている。

具体的には、年齢から勤続年数を引いた数が、最終学歴「中学卒」の場合は15、「高校卒」の場合は18、「高専・短大卒」の場合は20、「大学・大学院卒」の場合は22又は23（大学院卒は除かれる。）となる者としている。

「労働者の種類」

鉱業，採石業，砂利採取業、建設業、製造業に属する労働者について、「生産労働者」と「管理・事務・技術労働者」に区分している。

「生産労働者」とは、主として物の生産現場、建設作業現場等で作業に従事する者をいい、「管理・事務・技術労働者」とは、「生産労働者」以外の者をいう。

「役 職」

常用労働者100人以上を雇用する企業に属する労働者のうち､雇用期間の定めがない者について､役職者を｢部長級｣、｢課長級｣、｢係長級｣等の階級に区分し、役職者以外の者を｢非役職者｣としている。

4 調査の時期

平成21年6月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については平成20年1年間)について、7月に調査を行った。

【別添３　建設工事施工統計調査の概要】

１．調査の目的

建設工事施工統計調査は、建設業者が１年間に施工した建設工事の完成工事高等を調査し、建設業の実態、建設活動の内容を明らかにすることによって、経済政策、建設行政等に資することを目的として、毎年実施されている調査である。

２．調査対象

建設業者のうち国土交通大臣の指定したもの（以下「施工調査指定建設業者」という。）及び施工調査指定建設業者の施工した建設工事について行う。

⑴　母集団は，建設業法に基づく許可を有する約５１万建設業者とした。母集団の内訳は，大臣許可業者約１万業者，知事許可業者約５０万業者となっている（平成２２年３月３１日現在）。

⑵　上記母集団から約１１万業者を標本抽出した（サンプリング）。
①大臣許可業者（約１万業者）は，全数調査。
②知事許可業者は層化業種，資本金階層別により区分し，約１０万業者をネイマン法により抽出。
ただし，「舗装」，「しゅんせつ」，「板金」及び「さく井」の業種については，許可業者数が少ないため，全数調査とした。また，資本金３，０００万円以上の知事許可業者についても全数調査とした。

（区分抽出率）

区　　分		抽　出　率
大臣許可業者（個人・法人）		全数
知事許可業者	資本金（出資金）３，０００万円以上の法人	全数
	「舗装」，「しゅんせつ」，「板金」及び「さく井」の許可を有する業者（個人・法人）	全数
	個人及び資本金（出資金）３，０００万円未満の法人	1/3 ～ 1/106

（対象企業数）

調査対象業者数	１１３，２２３業者
調査票提出業者数	６４，４３１業者
実績記入のあった業者数	５９，８６６業者
実績記入のなかった業者数	４，５６５業者
調査票未提出業者数（調査不能業者を含む）	４８，７９２業者

（注）本調査は，調査票に建設活動実績の記入があった業者の数値を集計したものであり，調査票未提出業者については，施工実績がなかったものとして扱っている。

３．調査の結果

調査結果の数値は、提出された調査票のデータに、各調査対象業者の抽出率に応じて、その逆数を乗じ、母集団である全国約５１万建設業者の値に復元した値である。

４．用語の説明

⑴　業者所在都道府県別

主たる営業所（いわゆる本店，本社）の所在する都道府県別に調査結果を集計したものである。

⑵　施工都道府県別

大臣許可業者及び資本金（出資金）２千万円以上の知事許可業者については，実際に施工した都道府県別に元請完成工事高を調査しているが，その他の業者については，主たる営業所の所在する都道府県に全ての元請完成工事高を計上している。

【別添 4　企業倒産調査年報の概要】

１．調査方法

⑴　負債総額１千万円未満の企業倒産については、（株）東京商工リサーチに調査を委託し、情報の提供を受けている。

⑵　負債総額１千万円以上の企業倒産については、(株)東京商工リサーチが調査した資料の提供を受けている。なお、（１）、（２）のいずれの場合も原則として、調査員による訪問面接調査を行っている。

２．調査対象地域

⑴　負債額１千万円未満の企業倒産については、平成 13 年３月までは、全国主要都市 213 市及び東京特別区（昭和 56 年３月までは 110 市及び東京特別区）を調査対象地域としている。平成 13 年４月以降は、全国を調査対象地域としている。

⑵　負債額１千万円以上の企業倒産については、全国を対象としている。

３．用語の定義

本調査における用語の定義は次のとおりである。

倒 産 ： 銀行取引停止処分並びに破産、再生手続、更生手続開始、整理開始、特別清算開始の申し立て及びこれらによらない内整理等により事実上倒産した場合をいう。

【別添５　労働力調査の概要】

１．調査の目的

労働力調査は，我が国における就業及び不就業の状態を毎月明らかにすることを目的としている。

２．調査の範囲及び調査対象

調査の範囲は，我が国に居住している全人口である。ただし，外国政府の外交使節団，領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族，外国軍隊の軍人・軍属（その家族を含む。）は除外される。この調査は標本調査として実施しており，国勢調査の約 90 万調査区から約 2,900 調査区を選定し，その調査区内から選定された約４万世帯（基礎調査票の対象世帯，特定調査票についてはうち約１万世帯が対象）及びその世帯員が調査対象となるが，就業状態は世帯員のうち 15 歳以上の者（約 10 万人）について調査している。

（詳細はhttp://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/10.pdf を参照）

３．調査の期日及び期間

調査は，毎月末日（12 月は26 日）現在で行う。就業状態については，毎月の末日に終わる１週間（12 月は20日から26 日までの１週間。以下「調査週間」という。）の状態を調査する。

４．用語の解説

（「※１」は基本集計に関する用語，「※２」は詳細集計に関する用語，無印は両集計に共通の用語）

①15 歳以上人口について

＜年齢＞

調査月の末日現在の満年齢である。

＜配偶関係＞

戸籍上の届出の有無に関係なく，調査時の状態により区分した。

＜世帯主との続き柄＞

世帯主の配偶者:世帯主の妻又は夫
その他の家族:世帯主の配偶者以外の親族世帯員

＜教育＞［※２］

調査日現在，学校に在学しているか否かによって在学中，卒業及び在学したことがないの三つに区分し，「在学中」については，「小学・中学・高校」，「短大・高専」，「大学・大学院」に，「卒業」については，「小学・中学・高校・旧中」，「短大・高専」，「大学・大学院」にそれぞれ区分した。

なお，上記各学校と入学資格や在学年数が同等で，これらの卒業に相当する資格が得られるものについては，それぞれ相当する区分に含めた。

＜就業状態＞

15 歳以上人口について，調査週間中の活動状態に基づき，ＩＬＯ基準に従い次のように区分した。

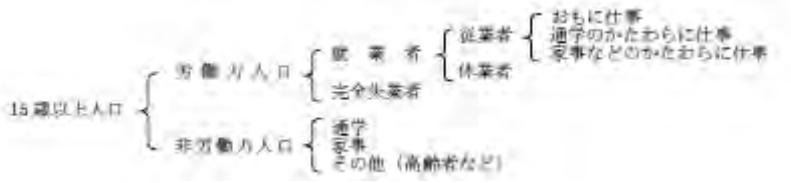

労働力人口：15 歳以上の人口のうち，「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの

就業者：「従業者」と「休業者」を合わせたもの

従業者：調査週間中に賃金，給料，諸手当，内職収入などの収入を伴う仕事（以下「仕事」という。）を1 時間以上した者。なお，家族従業者は，無給であっても仕事をしたとする。

休業者：仕事を持ちながら，調査週間中に少しも仕事をしなかった者のうち，①雇用者で，給料，賃金の支払を受けている者又は受けることになっている者。なお，職場の就業規則などで定められている育児(介護)休業期間中の者も，職場から給料・賃金をもらうことになっている場合は休業者となる。雇用保険法に

基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合も休業者に含む。②自営業主で，自分の経営する事業を持ったままで，その仕事を休み始めてから30日にならない者。なお，家族従業者で調査週間中に少しも仕事をしなかった者は，休業者とはしないで，完全失業者又は非労働力人口のいずれかとした。

完全失業者：次の三つの条件を満たす者

①仕事がなくて調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない。）
②仕事があればすぐ就くことができる
③調査週間中に，仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む。）

非労働力人口：15 歳以上の人口のうち，「就業者」と「完全失業者」以外の者

労働力人口比率：15 歳以上の人口に占める「労働力人口」の割合

就業率：15 歳以上の人口に占める「就業者」の割合

完全失業率：「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合

②就業者について

調査週間中に二つ以上の仕事に従事した者は，主に従事した仕事について分類した。

＜従業上の地位＞

就業者を次のように区分した。

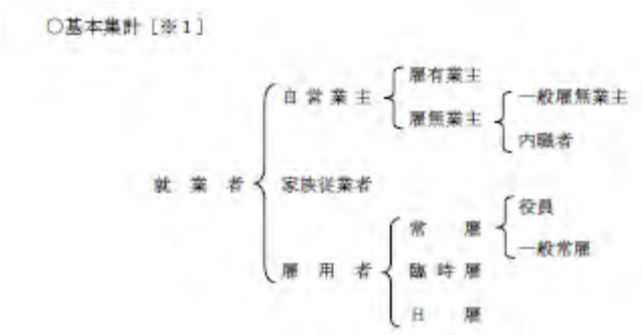

自営業主：個人経営の事業を営んでいる者

雇有業主：ふだん一人以上の有給の従業者を雇って個人経営の事業を営んでいる者

雇無業主：従業者を雇わず自分だけで，又は自分と家族だけで個人経営の事業を営んでいる者

内職者：自宅で内職（賃仕事）をしている者

家族従業者：自営業主の家族で，その自営業主の営む事業に無給で従事している者

雇用者：会社，団体，官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料，賃金を得ている者及び会社，団体の役員

常雇：「役員」と「一般常雇」を合わせたもの

役員：会社，団体，公社などの役員（会社組織になっている商店などの経営者を含む。）

一般常雇：１年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者で「役員」以外の者

臨時雇：１か月以上１年以内の期間を定めて雇われている者

日雇：日々又は１か月未満の契約で雇われている者

1.2　北海道建設企業の経営分析データ

(1)　売上高営業利益率

北海道全体の売上高営業利益率は、過去 3 年間マイナスで推移している。北海道全体は 2008 年度（－2.48%）を底として、2009 年度（－1.11%）は若干の改善を示したが、2010 年度（－1.29%）には低下している。全国では 2009 年度（－2.82%）が底となっている。これは、北海道では公共投資が民間投資を上回るなど、公共依存度が高いことが影響していると考えられる。

業種別では、「建築」、「職別」が低い。2009 年度から 2010 年度にかけては、「土木」が大きく低下したのをはじめとして、「建築」、「設備」でも低下となった。公共依存度の高さに加えて、競争が激化していることが背景にあると考えられる。

売上高別では、売上高階層が大きくなるほど値が高くなる傾向にある。これは、全国の傾向と同じである。

民間投資の増強（誘致）、公共事業における地元中小建設企業の受注機会の確保、および過剰供給構造の是正などの問題について、バランス良く、的確な対応をすることが、北海道建設産業全体の健全な発展とその活性化を進めていくためには重要な課題となっているといえる。

また、経営体質の改善・強化や技術力の維持・向上により競争力を確保した企業が、持続的な成長を実現するためには、企業の自助努力によることは当然であり、最重要であるが、行政側においても、技術と経営に優れた企業が正当に評価される環境整備を推進していくことが求められている状況にある。

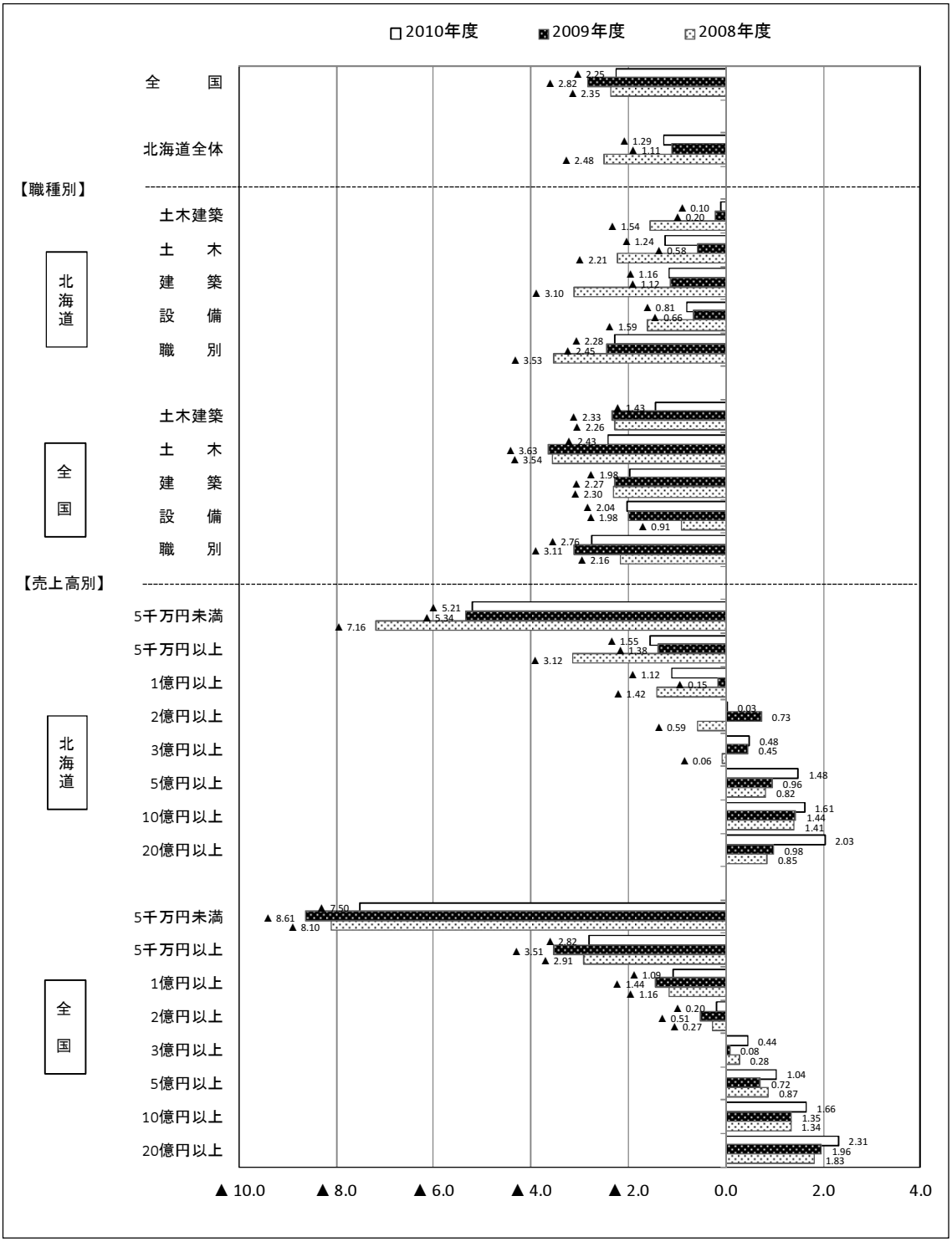
□2010年度
■2009年度
▨2008年度
全　国
▲ 2.25
▲ 2.82
▲ 2.35
北海道全体
▲ 1.29
▲ 1.11
▲ 2.48
【職種別】
北海道
土木建築
▲ 0.10
▲ 0.20
▲ 1.54
土　木
▲ 1.24
▲ 0.58
▲ 2.21
建　築
▲ 1.16
▲ 1.12
▲ 3.10
設　備
▲ 0.81
▲ 0.66
▲ 1.59
職　別
▲ 2.28
▲ 2.45
▲ 3.53
全国
土木建築
▲ 1.43
▲ 2.33
▲ 2.26
土　木
▲ 2.43
▲ 3.63
▲ 3.54
建　築
▲ 1.98
▲ 2.27
▲ 2.30
設　備
▲ 2.04
▲ 1.98
▲ 0.91
職　別
▲ 2.76
▲ 3.11
▲ 2.16
【売上高別】
北海道
5千万円未満
▲ 5.21
▲ 5.34
▲ 7.16
5千万円以上
▲ 1.55
▲ 1.38
▲ 3.12
1億円以上
▲ 1.12
▲ 0.15
▲ 1.42
2億円以上
0.03
0.73
▲ 0.59
3億円以上
0.48
0.45
▲ 0.06
5億円以上
1.48
0.96
0.82
10億円以上
1.61
1.44
1.41
20億円以上
2.03
0.98
0.85
全国
5千万円未満
▲ 7.50
▲ 8.61
▲ 8.10
5千万円以上
▲ 2.82
▲ 3.51
▲ 2.91
1億円以上
▲ 1.09
▲ 1.44
▲ 1.16
2億円以上
▲ 0.20
▲ 0.51
▲ 0.27
3億円以上
0.44
0.08
0.28
5億円以上
1.04
0.72
0.87
10億円以上
1.66
1.35
1.34
20億円以上
2.31
1.96
1.83
▲ 10.0
▲ 8.0
▲ 6.0
▲ 4.0
▲ 2.0
0.0
2.0
4.0

(2) 売上高経常利益率

「売上高経常利益率」の傾向は、「売上高営業利益率」と同様であるが、値は若干高い。これは、受取利息、支払利息等の営業外損益がプラスとなっているためである。

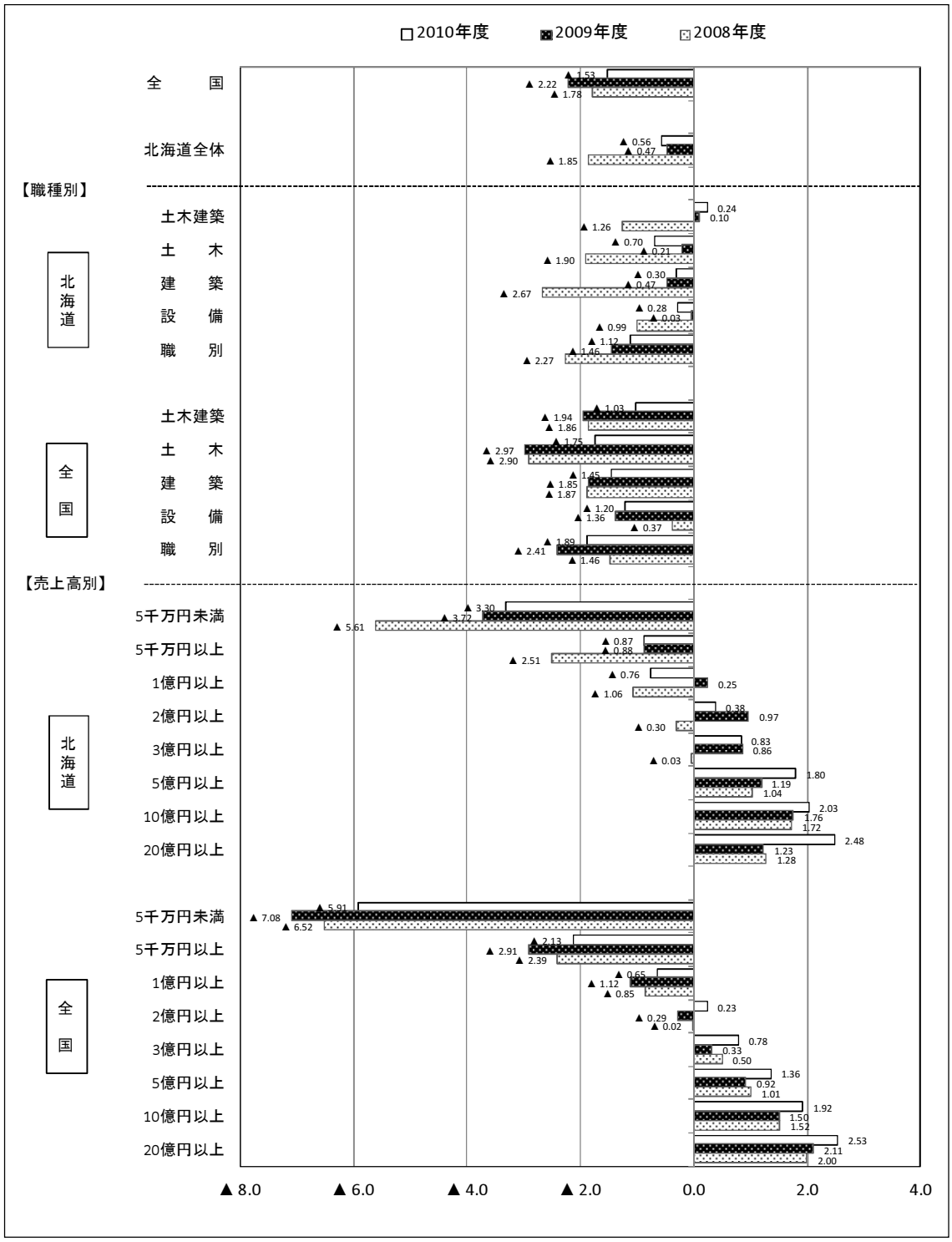

(3) 借入金依存度

「借入金依存度」は、北海道は全国と比較して、その値は低い。これは、業種別、売上高別にみても、同様の状況である。また、売上高階層が小さくなるほど借入金等の他人資本に依存している傾向となっている。

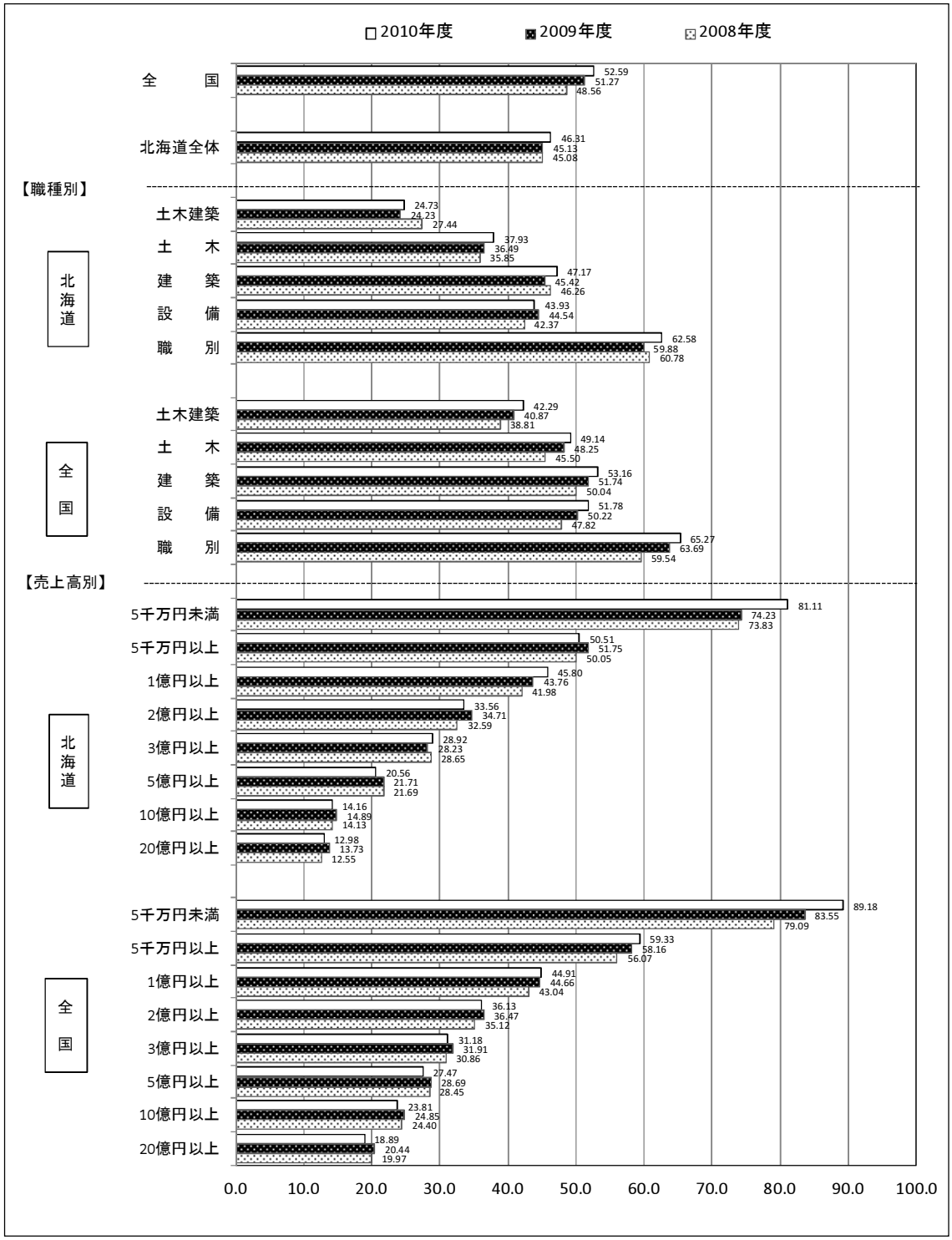

1.3　現地視察記録

地域建設産業のあり方検討委員会
北海道現地視察報告

参加者

検討委員会委員・分科会委員

成蹊大学　経済学部　教授	井出 多加子
日本大学　経済学部　教授	中川 雅之
(社)群馬県建設業協会　専務理事	田村 孝夫
(財)建設業技術者センター　常務理事	大竹 重幸
(財)建設業技術者センター　業務部　調査役	田口 芳一
(財)建設業情報管理センター　専務理事	齋藤 芳久
(財)建設業情報管理センター　企画業務部　次長	小川 栄一
(財)建設業情報管理センター　東日本支部　支部長	安井 康夫
(財)建設経済研究所　特別研究員	松本 直也
(財)建設経済研究所　研究理事	丸谷 浩明

北海道　建設部

建設管理局建設情報課　建設業支援担当課長	安田 郁夫
建設管理局建設情報課　建設業サポートグループ　主幹	早川 哲也
建設管理局建設情報課　建設業サポートグループ　主査	後藤 祐司

事務局

(財)建設経済研究所　総務部　次長	米沢 隆司
(財)建設経済研究所　研究員	江村 隆祐
(財)建設経済研究所　研究員	鎌田　輝
(財)建設経済研究所　研究員	保立　豊

現地視察日程

日　時　10 月 18 日（火）14:00～15:00
訪問先　「元祖塩そば　こはれ」
対応者　北有建設株式会社

日　時　10 月 19 日（水）9:45～10:45
内　容　現場視察「再生クラッシャーラン製造工」
対応者　株式会社古垣建設

日　時　10 月 19 日（水）11:20～11:50
内　容　現場視察「茨木家中出張番屋修復事業」
対応者　北後志風土ツーリズム協議会

現地視察記録「元祖塩そば　こはれ」

１．訪問企業の概要

北有建設株式会社

所在地：北海道美唄市　　代表者：山口　英男

資本金：2500 万円　　従業員：53 名

業　種：舗装工事業　　設　立：昭和 52 年



２．事業概要とこれまで経緯・特徴

・公共事業が年々減少しているため､H15年から新しい経営の軸を検討し始めた。

・平成 16 年から鶏の飼育を開始。経験のない社員を育成するため、市内の農家の協力を得て､養鶏そのものが可能かどうかの確認を行うなどの活動を始めた。

・平成 17 年から鶏種（♂比内鶏×♀黄斑プリマスロック）を定め、本格的な養鶏を開始。

・平成 18 年度に、飼育した地鶏の販売のため、地鶏を提供する飲食店「地鶏とお蕎麦　こはれ」を出店した。

・平成 20 年 9 月から鶏ガラと道内産の自然塩を使用した塩スープを特徴とする「元祖　塩そば」を「こはれ」で提供して好評を博す。

・その後、顧客の要望もありお土産用の商品の販売を開始し、販路開拓を行う。

・地鶏の生産から飲食店の経営まで、一括管理のもと、安全・安心をモットーに事業を展開しており、本事業によって物販部門をさらに強化し、地域の雇用の拡大及び地元産品の消費拡大に繋げていくことを目指している。

３．進出のきっかけ

・工事量が減少するなかで、雇用の安定及び地域貢献ができる事業を模索していた。美唄市は「美唄焼き鳥」や「とりめし」といった鶏肉を用いた伝統食文化があり、また、ラムサール条約登録湿地で渡り鳥の飛来地として有名な宮島沼を有しており、「とりの町　びばい」として知名度がある。

・しかしながら、実際に焼き鳥等に使用している鶏は美唄市では育てていない事に着目。地場で鶏を飼育し、美唄地鶏として新名物を作ることを考え、この美唄地鶏の認知度を高めるため飲食店を出店することとした。

・新事業を始めるにあたり、建設業からその責任者と担当者の 2 名を異動させ対応している。

４．事業の推進体制

・建設業から 2 名異動

・料理長及びそば打ち職人 2 名を社員として雇用

・ホールスタッフとして地元から 8 名を雇用

５．国・道・市町村の支援制度の活用

・平成 16 年 11 月：緊急地域雇用創出特別対策推進事業（ソフトランディングパイロット事業「産消協働型」）美唄市

・平成 17 年 8 月：建設業ソフトランディング対策モデル事業（北海道）

６．その他質疑

Q：	新しい鶏の品種を作るのはチャレンジだと思うが、なぜチャレンジしたのか？
A：	孵化は秋田県で行い、飼育するのが美唄となっている。ひよこを受け入れて飼育することにより、オリジナルブランドにしたかった。
Q：	孵化に関して受け入れ先はどのような伝手で探したのか？また、やはり専門家に孵化を頼んだ方が経済的なのか？
A：	受け入れ先は、いろいろな伝手を辿った。孵化のノウハウを持っているなど、経

	済的である。
Q：	建設業と全く別の会社として経営しているのか？また､売上の比率はどの程度か？
A：	全く別に経営している。売上は、本業に対して５％程度である。まだ本業の経営を支えるには至らない。
Q：	補助金は、活用しているのか？
A：	事業の立ち上げ時などに補助金を活用した。
Q：	新分野事業の販路開拓、宣伝に関して、どこからかアドバイスを受けているか
A：	基本的に自分たちでやっている。
Q：	ほかの事業については考えなかったのか
A：	以前から社長個人の事業で焼肉店を経営しており、その中で「食」について考えるようになり、鶏、そばを使った事業を始めるに至った。
Q：	養鶏では、建設業で培ったノウハウが活かせないのでは？
A：	「管理する」という行為については、養鶏も建設業も通じるものがある。
Q：	新分野の本業に対する影響は？特に経営管理に関して影響はあったか？
A：	知名度が上がった。しかし、経営については特に影響は無い。
Q：	相当マスコミにも取り上げられているのか？
A：	20 回くらいはテレビで取り上げられている。雑誌も含めると相当な数になる。
Q：	地元農家との繋がりは、どのようなものか？
A：	緊急雇用対策事業のなかで、専門家としてアドバイスを受けた。
Q：	農家（専門家）は、北海道の紹介ですか？
A：	美唄市からの紹介です。
Q：	ソフトランディング事業とか助成金が貰えなくても新分野進出をしていたのか？
A：	たぶん事業を行っていないと思う。

現地視察記録「建設廃棄物再生骨材製造機械の開発・販売・リース」

１．訪問企業の概要

株式会社古垣建設

所在地：北海道余市郡余市町　　代表者：古垣　恒次

資本金：2,000 万円　　従業員：48 名

業　種：土木・建築・解体工事業　　設　立：昭和 48 年

２．事業概要とこれまで経緯・特徴

・平成 17 年より、大阪府の機械製造・販売会社と提携し、発案機械の商品化に取り組む。

・平成 19 年に、様々な現場で発生するコンクリート塊・岩石・舗装殻を、現場内で再生骨材とするバックホウアタッチメントの再生骨材製造機を開発する。

・平成 19 年 8 月、開発機械の商品化・リース事業部を設置する。

・平成 20 年 5 月、国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）に「再生クラッシャーラン製造工（脱着式）」として登録、北海道の新技術情報提供システムに登録される。

・同年、この工法技術の官民への普及活動、施工の品質保持、技術・単価・営業等の情報共有、更なる技術研究・改良、工法の一般化を目指し、各地域に根ざす建設会社からなる「ＡＲＭ協会」を立ち上げる。

・平成 21 年 12 月、「新分野進出優良建設企業表彰」受賞（北海道）

・平成 22 年 12 月、再生栗石製造機「グリとガラ」を開発・商品化。

・平成 23 年 1 月、国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）に「再生栗石製造工（脱着式)」工法として登録、北海道の新技術情報提供システムに登録される。

・平成 23 年 7 月、国土技術開発賞（国土交通省）受賞

・全国の建設業者を相手に、再生骨材製造機と付随した商品のリース・販売・メンテナンス業務を手がけている。




３．進出のきっかけ

・公共事業が減少している一方で、地球環境保全の重要性が大きく取り上げられている。

・これまでに築きあげた多大な社会資本ストックは、その老朽化に伴い、必ず更新を迎える事となり、その時期も迫っている。このような社会的背景から、環境・リサイクル事業は、今後更なる発展が期待できるとの考えに至った。

・今までの経験や社員の土木建築工事施工管理技術の能力を生かすことができるという本業への相乗効果もあり、社会貢献も含めた夢を希望に変えられる事業と考え、環境・リサイクル事業に着手した。

・従来の機械では、発生する廃棄物（コンクリート塊・アスファルト塊）をある程度の大きさまで小割りし、産業廃棄物として中間処理施設まで運搬し、処理費用をかけて引き取ってもらうしかなかった。

・当地区は中間処理施設までの距離が遠く、廃棄物処理コストが高いという問題があった。

・汎用性の高い機械に専用のアタッチメントを装着する事により、廃棄物を発生箇所で容易に商品規格を満足するまで砕くことで、廃棄物処理費縮減を図る。また、発生品を再生骨材として商品化する事業展開も考慮し、他の建設企業でも広く事業展開が図れるという事業戦略により、当社ではアタッチメントの開発・販売・リースを新たな事業として展開していくこととした。

４．事業の推進体制

・平成 17 年より大阪府の機械製造メーカーと提携し、機械の開発・商品化に取り組む。

・新分野進出当初の人員は、重機オペレーター兼務の整備士、現場技術者が営業

活動の 2 名体制。

・平成 20 年 6 月、社内取締役が主導し、営業 2 名、整備・配送 2 名の計 4 名体制となる。

・同年 11 月、更なる販路拡大を図るため、事務職 1 名を新規雇用で 5 名体制となる。

・平成 21 年 8 月、整備士 1 名を新規雇用で 6 名体制となる。

５．国・道・市町村の支援制度の活用

・平成 20 年度：「新一村一雇用おこし事業」（北海道）

・平成 21 年度：「中小企業競争力強化促進事業」（北海道中小企業総合支援センター）

６．その他質疑

Q：	製造する機械は独占的地位を築こうとしているのか、それとも機械メーカーに技術提供する事で使ってもらいマージンを得るのか？
A：	当社は機械の販売とリースをしている。販売に関しては、当社が直接売る場合も有るし、大阪のメーカーを通して売る場合もある。インドなど外国からの発注もある。技術面で当社が独占するという考えはない。開発技術については、大阪のメーカーと当社との共同で行っており、今のところは注文ごとに生産する方針。
Q：	再生骨材のマーケットは、現在拡大しているのか？
A：	以前はバージン材（原石山から産出する石材を砕いて製造する材料）しか使ってなかったが、今はリサイクルの観点からコンクリート殻を再生して、リサイクル材として使うことが（発注者からも）言われている。高度経済成長期に構築したコンクリート構造物は耐用年数 50 年、近年開発された高強度コンクリートになると耐用年数 100 年と言われている。高度成長期からの相当なコンクリート構造物が更新の時期を迎えている。勿論、メンテナンスにより長寿命化を図る事も進められているが、いずれにせよ、更新する時は必ず来る。そういう面から、廃棄物としてのコンクリートの発生量は伸びて来る事は確かだ。北海道で言うと、ここ 10 年の建設投資額が減少する中、コンクリート殻の処理費用は増大している。現在、年間 600 万 t 処理されている。

Q：	有筋でも破砕可能とのことですが、破砕した再生骨材と鉄筋との分別はどのように行なっているのか？
A：	お手元の資料に歩掛りの資料が有るが、鉄筋や不純物は特殊作業員で除去作業を行なう事になっている。不純物はその都度レーキなどを使って除去する。コスト高となるが、オプションで機械にマグネットを付けることも可能。公共工事の歩掛りでも相番者を付ける積算になっている。実際の現場では、小型のマグネットを併用して作業するのがほとんど。
Q：	実際に販売する機械の価格は？
A：	0.7m³級のバックホウ（機体重量 20t クラス）に装着するアタッチメントとしての骨材製造機が 780 万円で主軸商品。0.4m³級のアタッチメントで 560 万円。0.2m³級のバックホウに装着するアタッチメントも開発済。石（栗石:粒形 150～200mm）を作る機械については 0.7m³バックホウのアタッチメントは 180 万円。骨材製造機 780 万円に対してローコストな商品も開発済。
Q：	量産すると安くなるのでは？
A：	大阪の共同開発企業とも協議し、中国（2 社）・韓国（2 社）の企業と製造契約を結んでいる。毎年海外企業に試作させているが、（技術力が伴わず）成果品とはならなかったが、ここにきて、やっと契約を結べる程度の技術力を備えた企業を発掘出来た。
Q：	購入するのはリース屋さんが多いのか？
A：	当社としては、地域で世話になった建設会社に販売したいと考えている。価格が 900 万円だったころ、北海道内で 10 台販売出来ました。いくつかの建設会社が協力して購入し、地域で使い合っている。一企業に販売すると言うより地域に販売して、建設業で地域を活性化させる一端となる事が狙い。
Q：	会社の経営からすると販売するよりもリースの方が収益が上がるのでは？
A：	先々を見据えて一過性の利益より、地域の建設会社に可愛がっていただきたいと考えている。
Q：	ＡＲＭ協会の狙いとか、今後の活動方針は？
A：	ＡＲＭ協会の活動は、現場できちんとした製品（再生骨材）を造る事が趣旨であ

	り、(機械であるアタッチメントを)購入していただいた方に会員になってもらう。協会として、きちんとした製品を作る事を指導する。
Q：	技術開発を行なう際に、人材とかいろんな準備が必要と思われるが、準備をされていて、技術開発に臨んだのか？それとも現場から出てくる知見を基に開発する技術は、特別な人材を用意していなくても開発出来るものなのか？
A：	自分の会社だけで開発すると言う事はできないが、大阪の企業（鉄工所）と組む事で、開発する事は出来る。このような物が有れば、爆発的にヒットするのではないかという社内での話を基に、作ってくれる会社探しから始めた。方々に電話して理解を求めたが、通常の会社は門前払い。そんな中、我々と同じようにこのままの状態では企業の存続自体が危ないと危機感を持った会社が賛同し、共同開発を始める事が出来た。お互いの知識（当社：必要とする建設機械の機能や求められる品質基準についての知識、大阪の企業：図面化し実際に機械を製造し要求を満たす品質を確保する商品を作り上げる技術）を集積する事で、試作を重ね、商品にまでたどり着いた。
Q：	現場のニーズや使い勝手を正確に伝えることで専門の技術者を育てる事に繋がっているのか？
A：	大手のアタッチメントメーカーは国内に数社程有り、素晴らしい技術を保有し、また優秀な技術者が在籍されており、素晴らしい機械を作ることができるが、価格が高い場合がある。市場としては、ごく単純な機械で安価な物を求めており、公共土木に受け入れられるものはどういう価格でどういう品質を保たなければならないのかというものは、我々の長い経験上詳しく知っている。我々としては、必要な品質を確保する為、装備しなければならない物は必ず取り付け、余計な機能を排除する検討を大阪の連携企業と重ねた上で、商品（アタッチメント）を開発している現状にある。
Q：	社長としてはそれなりのリスクを背負わなければならないが、その点について？
A：	完成するかしないか分からない商品の開発に投資する事に恐怖はあった。北海道から支援事業として補助金をいただいて、なんとかここまで来ることができた。
Q：	リスクを伴う投資行動を行なう時に補助金とか有効なのか？補助金が無くてもこの事業をやっていたのか？

A：	資金力のある会社なら補助金とかは必要なく出来ると思う。私共の会社としては、非常にありがたい制度であった。
Q：	年商 3.5 億円は会社全体での話であると思いますが、土木工事とここでの機械の製造販売と分けるとどのようになりますか？
A：	機械の製造販売の方は今年の半期で 5,000 万円以上の売り上げとなっている。

現地視察記録「茨木家中出張番屋修復事業」

１．訪問先の概要

北後志風土ツーリズム協議会

構　成　員：小樽商工会議所、小樽市、(社)小樽観光協会、小樽建設事業協会、祝津たなげ会、一般社団法人しりべしツーリズムサポート、北海道職業能力開発大学校駒木定正準教授）

事業管理期間：平成 21 年 7 月～平成 23 年 1 月

総 予 算 額：約 2500 万円



２．事業実施の背景

小樽市の祝津地区は、江戸期から明治、大正、昭和にかけて、にしん漁で繁栄を極め、昭和 40 年代は北海道随一の水族館と国立公園の風光明媚さで観光が発展したが、にしん漁の衰退と栽培漁業への転換を懸命に実施してきたものの、小樽運河観光にその位置を奪われ、漁師の高齢化も加わり地域のポテンシャルが低下した。しかしながら、当該地区には、日本海沿岸で最大規模の 40 棟を超える漁場建築集積地域であることが判明した。

同地区住民に漁場建築群への再認識が生まれ、祝津三代網元の一つ、茨木家により明治後期に建てられ、ランドマーク的存在ながら傷みの激しい「茨木家中出張番屋」の修復を行い、地域コミュニティの拠点とするとともに漁場建築の技術

伝承や他の漁場建築修復活用のきっかけとすべく事業を実施した。

３．主な事業

〇茨木家中出張番屋修復工事

〇ワンディシェフレストラン事業

〇祝津地域コミュニティ施設としての活用



４．その他質疑

Q：	この建物は誰が所有しているのか？
A：	所有は茨木さんです。無償で地域のために提供していただいています。そして、管理を任されたのが商工会議所です。具体的運営は祝津たなげ会である。
Q：	管理費はどうなっている？
A：	去年の６月に竣工したばかりである。 地域行事の「おさかな市」による収入や「入館料」で賄えると思っている。今年の決算を迎えないとはっきり言えない。修学旅行などでも利用していただいているので、何とかなっていると思う。
Q：	修学旅行で、学生がここで火を使って調理をするのか？

A：	そうです。調理に必要な設備も用意している。状況に応じてガスコンロ等を増設することもできる。
Q：	複数の修学旅行の予定が重なることは無いか？
A：	今のところはない。 珍しい事例としては、真冬に京都の高校の旅行を受け入れることになったことがある。ジェットヒーターを入れるなどの対応をした。 他地域の学校よりも、地元の学校がもっと見学してくれれば良い、と思っている。
Q：	広報活動はどのようにしているのか？
A：	「北後志風土ツーリズム協議会」やその構成員である「祝津たなげ会」の HP などで紹介している。

1.4　新分野進出企業ヒアリング調査記録

1.4.1　ヒアリング調査の概要

当委員会では、建設業の新分野進出に関する様々な事項について、企業の現在の実態、取り組み状況について把握することを目的としたヒアリング調査を実施した。

①調 査 時 期：平成 23 年 8 月 1 日～9 月 22 日
②調 査 方 法：調査票に基づく聞き取り調査
③調 査 対 象：「農業」「福祉」「環境」「国際」の 4 つの進出分野ごとに各 5 社の計 20 社
④調査エリア：道央 12 社、道南 3 社、道北 3 社、道東 2 社
＊地域分けは、総合振興局（振興局）の管轄エリアによる（下図参照）。

図表　調査エリア



道央：	石狩振興局、後志総合振興局、空知総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局
道南：	渡島総合振興局、檜山振興局
道北：	上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局
道東：	オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局、根室振興局

⑤有効回答数：19 社（1 社は新分野事業について、ほぼ活動をしていなかったため回答を得られなかった）

1.4.2　ヒアリング議事概略一覧

企業名	新分野進出先	事業概要	調査して気づいた点・興味深かった点等
A社	福祉	高齢者向け優良賃貸住宅	・介護事業は、行政の規制や法改正への対応が難しく、行政や専門家との連携が不可欠である。 ・企業が、入居者のニーズにきめ細かく対応できるような柔軟な行政の支援が不可欠である。
B社	環境	屋上緑化事業	・現在は、製造機械を別事業へ転用することを検討している。 ・新分野進出には、異業種交流などでの情報収集や、発案段階において専門家へのアクセスが確保される環境が有用である。
C社	環境	牛糞肥料の販売	・新分野の発端は牛糞肥料の製造販売だが、そこで得た人脈から商品卸（主にホームセンター向け）にも事業を展開している。 ・「人との繋がり」が売上に繋がり、社長の事業意欲に結びついている印象を受けた。
D社	環境	再生骨材製造機の開発等	・技術はシンプルながらコスト削減効果が高く、さらに国土技術開発賞や活用促進技術指定などを受けている。 ・価格が高いのが課題。 ・今後、低価格化をめざし、需要を増やす予定。
E社	農林業	にんにく栽培	・長年の土に関する体験・研究・失敗から有機にんにくの栽培に成功。弱かった販売力は昨年新たな人材を補強し新分野に一層注力。 ・社長の人を引きつける人柄と常務の積極性が噛み合って事業が円滑に回っていると感じた。
F社	国際	サハリンでの土木事業	・進出する国に精通する（法制度・諸手続の認知・慣習等）人材のほか、現地に寒地施工のノウハウがないことから、指導の人員と質の確保も必要。 ・現地所長に権限を委譲して、即応できる体制を作るなどのスピード感が重要。 ・日本の行政には、進出先（外国）の詳しい法制度等、情報提供をお願いしたい。

G社	福祉	グループホーム	・資格や行動力（若さ）より、人生経験豊富で面倒見が良いスタッフが重要だが、人間関係や勤務条件からスタッフの定着が困難となっている。 ・介護認定や介護報酬の改正が業績の減少につながっており、経営基盤の不安定要素となっている。
H社	農林業	農業コントラクター	・機械や設備等の初期投資も必要なく、また宣伝も口コミのみと特別に経費かけることなく、建設業の閑散期に余った人材を活用し、従業員の賃金も補填に特化した合理的な事業形態である、と感じた。 ・同じ農家には、なるべく同じ人材を派遣することで安定した労働力の提供を行い、顧客との信頼を築く工夫をしている。
I社	福祉	グループホーム	・新分野進出という言葉にこだわらず、「多角経営」ということを念頭においている。一つの事業を興したら、それに関連した別の業務にも経営を拡げ、グループ企業として経営することにより経費削減を行うなどの工夫をしている。 ・グループホームの経営に関しては、看護師の雇用や大病院との連携などで、他社との差別化を図っている。
J社	国際	ロシア極東地域への建設資材販売、および技術支援	・2012年のAPECを契機に、ロシア極東地域の道路整備が促進されることを期待し、進出を計画したが試験施工どまり。日本の品質・技術水準は必要とされなかったのが要因。また、中国・韓国企業に対し、価格面で競争できなかった。
K社	農林業	林内路網整備事業	・事業多角化への意識は高く、地域特性などを考慮して漁業への展開などの取組を進めている中で、森林整備加速化・林道再生事業として、林内路網整備に取り組む。 ・新分野進出との認識は全くなく、公共事業の一環として捉えていた。最近の案件では、価格競争が激化しており、受注に至っていない。
L社	環境	木質系バイオ、ペレット	・事業の一つに、「砂利採取・販売」があり、土地保有を前提として、採掘後の不動産の有効活用を検討。 ・併せて、余剰人員というよりも余剰時間の有効活用を検討した結果、環境への問題意識もあって、木質ペレット製造（いわゆる資源の有効活用）を展開。ボイラー燃料として重油燃料代替のチップ製造も展開。現在も、精油

			事業（フレグランスオイルの抽出）の展開に向けた開発に取り組んでおり、人員だけでなく、原材料や保有重機などの資源の有効活用促進を図っている。
M社	農林業	きのこの栽培	・試行錯誤の繰り返しにより栽培の目処がつき、ほぼ毎日出荷出来るようになったが、少量出荷のため味を知ってもらう機会が少なく、また送料も割高となり販路開拓に課題を抱えている。 ・差別化よる、高値での取引や独自の販売ルート確保、原価管理に工夫が垣間見られ、社長の開拓（開発）精神がうかがえた。
N社	農林業	アスパラの栽培・販売	・助成金を受け、北海道大学との共同研究の下で栽培している。 ・高品質の商品として、都内の高級ホテル等との取引を展開し、数量限定でブランド化を図るほか、表彰や認定等によってネームバリューを拡大し、新たな商談を展開。 ・作ることも大事だが、まず販路の確保が絶対条件である。 ・栽培技術や販路開拓のノウハウを備えた人材の育成や資金調達の課題もある。
O社	国際	中国で下水汚泥処理	・30 年ほど前から建設業以外にも目を向け、様々な事業に取り組み多角経営している。汚泥処理もそのうちの一つの事業である。 ・将来的に、建設業から汚泥処理事業へ転業する可能性も視野に入れている。 ・高温でも死なない菌を活用する堆肥化の技術指導にあたり、契約や知的財産の保護という課題があった。
P社	福祉	有料老人ホーム他	・将来的に本業の売上が減少していくこと、高齢化が進む中でビジネスチャンスがあるという理由から、福祉事業を始めた ・福祉事業の収支状況は、今のところ、厳しいようであるが、自己資金や所有不動産も多くある中で、施設を拡大させている。 ・今回の東日本大震災を受けて、雇用創出のため、東北にも拡大計画中とのことである。
Q社	福祉	グループホーム	・調整区域の遊休地を活用して、福祉事業をはじめた。人材の確保や教育に苦労しているとのことであるが、進出当時には行政の支援策をうまく活用し、町内の住民とも

			良好な関係を築き、進出2年目から、施設は満室となり、黒字経営が続いており、非常にうまくいっている様子。
Ｒ社	農林業	林内路網整備事業	・新分野として、林業に参入している他、土地の有効利用の観点から、牧草地作りを試行している。さらに、来年からは農業に進出する予定。 ・新ビジネスについては、基本的に、オーナーの個人的なネットワークを活用し、情報収集を行っている。
Ｓ社	環境	バイオディーゼル燃料事業	・BDF（バイオディーゼル燃料）と菜種油（植物油）の製造販売を行っている。 ・現在のBDFのメイン顧客は道内大手スーパー。今後も顧客増加が期待される。 ・菜種油は、道内の他、神戸等でも販売を行っており、今年から上海をはじめ海外輸出も行っている。
Ｔ社	国際	中国での内装仕上げ業	・人脈形成（特に政府人脈）が最重要。道庁には関係強化を望んでいる。 ・実績からのクチコミ受注はほとんどない。受注拡大には富裕層が選ぶ中国大手デベロッパーとの関係を構築する必要があるが、容易ではない。 ・現状は継続調査が出来るように資材輸入や道内の知り合い企業とのマッチングを小規模で行っている。

1.4.3　調査票集計結果

（１）建設業以外の新分野へ進出した当時のことについてお聞きします。

①新分野に進出した理由はなんですか。　（該当する番号に○を３つまで）

「本業の受注減」（13 社）を理由にあげる企業が最も多かった。次いで、「ビジネスチャンスの活用」（8 社）、「余剰資産（土地、施設等）の有効活用」（7 社）、「余剰人員の活用」（6 社）と続いている。

昨今の建設投資の低下、公共工事の減少に伴う受注減、収入の減少を補うためと考えられる。

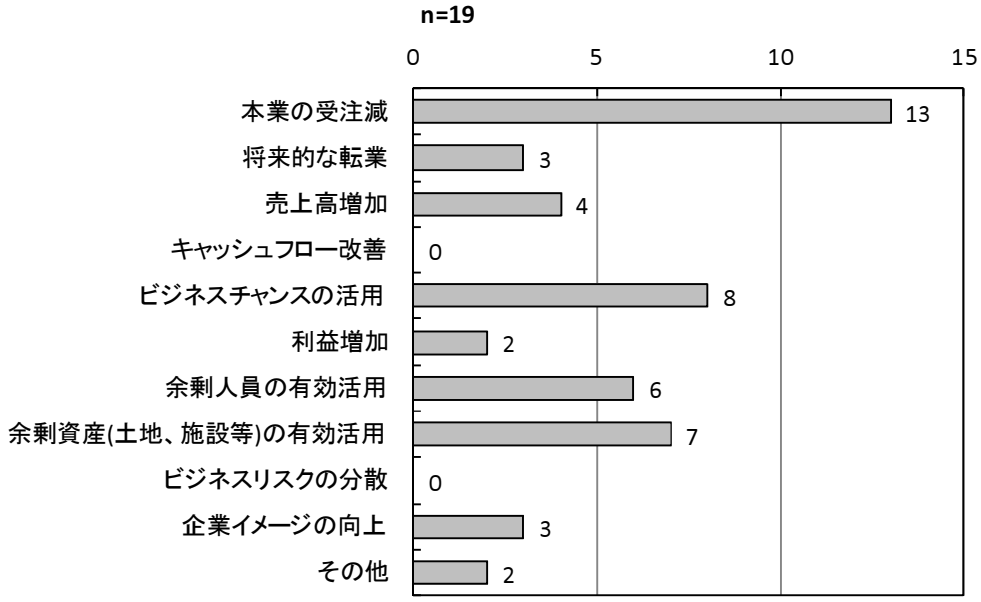

②新分野進出に際して、類似事例の調査を実施しましたか。

類似事例の調査に関しては、「実施しない」（11 社）の方が多くなっている。

類似事例の調査は、行政や経営コンサルタントを通じて進出先の業界企業への調査・見学を行った例があった。このほか、建設企業の経営者（社長）の知人といった個人的なつながりに頼るところもあった。

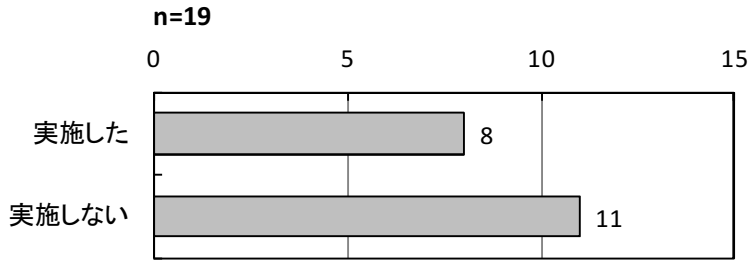

③新分野事業進出時の問題点は何ですか。（該当する番号に○を３つまで）

新分野進出時の問題として、多く挙げられているのは「資金調達」（10 社）と「人材の育成・確保」（9 社）である。

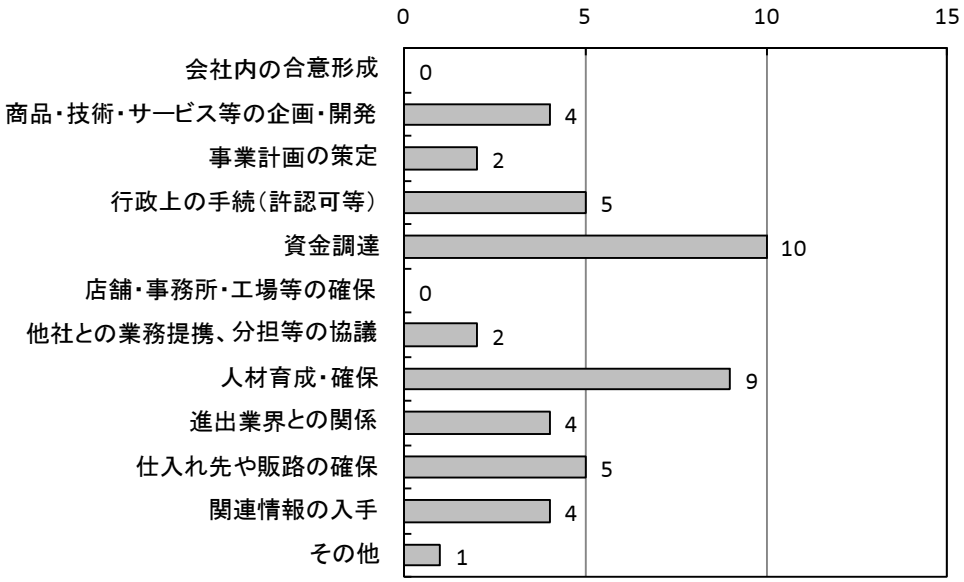

④新分野でのビジネスプラン策定時、どこから助言を受けましたか。（該当する番号すべてに○）

ビジネスプランの策定において、「行政機関」に助言を受けた企業は 7 社と最も多く、次いで「中小企業診断士、税理士などの経営の専門家」（3 社）、「商工会、会議所」（3 社）と続いている。

「その他」（8 社）の中には、大学などの有識者やコンサルタント、進出先業界の専門家などから助言を受けるケースが多い。なお、「無回答」（3 社）はどこからも助言を受けずに事業展開したものと思われる。

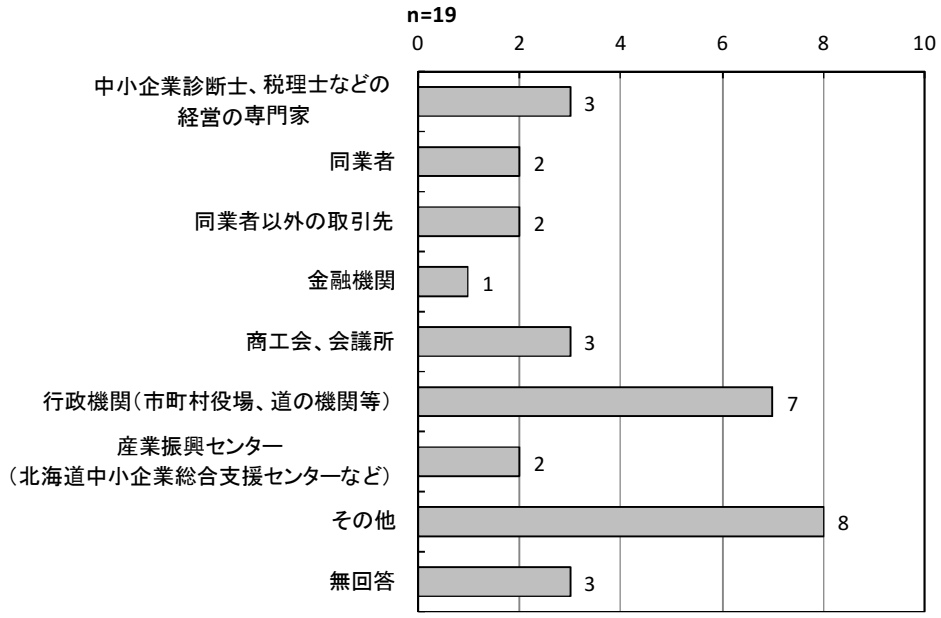

⑤新分野進出にあたり資金調達はどのように行いましたか。（併用している場合は、該当する番号すべてに○）

新分野進出の資金は、「自己資金」（15 社）が最も多く、次いで「助成金」（11 社）、「金融機関からの借入」（10 社）となっている。ただし、2 つ以上の項目を併用しているケースがほとんどであり、「自己資金」と回答した 15 社のうち、自己資金のみで資金調達している企業は 3 社である。また「金融機関からの借入」のみの企業は 10 社中 2 社である。「その他」の 1 社は、特に新分野進出について先行投資を必要としない形態をとっていたため、資金調達の必要がなかったようである。

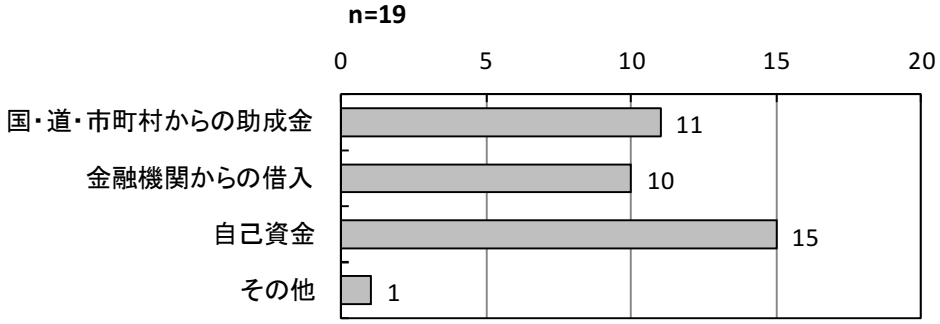

⑥新分野に乗り出した時の、新分野の業務の職員体制はどのような体制でしたか。（併用している場合は、該当する番号すべてに○）

新分野の業務の職員体制は、「自社社員が対応」（17 社）が最も多く、続いて「新規雇用者が対応」（10 社）となっている。このうち、8 社は自社社員と新規雇用の併用となっており、自社社員のみが 9 社、新規雇用のみが 2 社となっている。また「金融機関からの借入」のみの企業は 10 社中 2 社である。「派遣社員で対応」「その他」と回答した企業は０社であり、各社とも雇用の創出、余剰人員の有効活用などを念頭においていると考えられる。

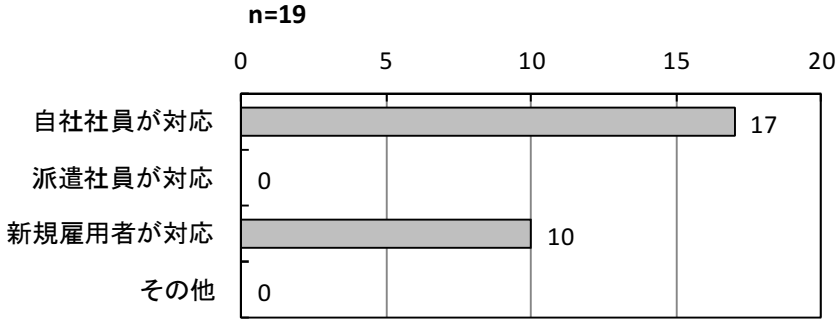

（２）進出した新分野事業の現在の状況と今後の事業展開についてお聞きします。

①新分野事業の収支の状況についてご回答ください。

収支の状況は、「やや赤字」（6 社）が最も多く、続いて「ほぼ均衡」（4 社）となっている。「黒字」「やや黒字」「赤字」はともに 3 社である。全体的に見ると、「赤字」「やや赤字」が併せて 9 社あり、新分野進出の難しさをうかがわせる。

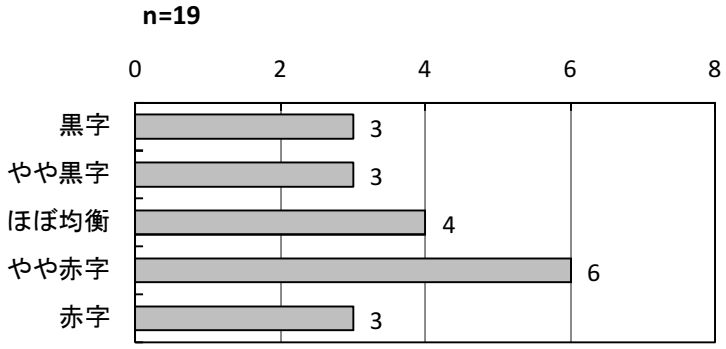

②総売上に対する新分野事業の売上比率はどの程度の割合ですか。

「１～10%未満」（7 社）と最も多く、「10～30%未満」（6 社）、「1%未満」（5 社）と続いている。新分野事業の売上比率は 10%未満が半分以上（約 63%）を占めており、総売上に対する新分野事業の売上比率は、全体的にかなり低い。

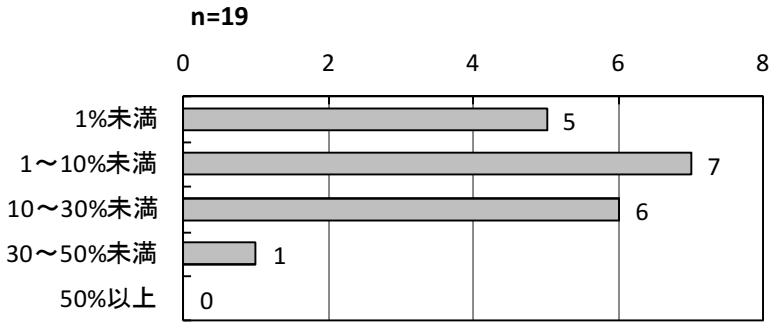

③新分野事業と建設業本体との関係性はどのようなものですか。

「建設業本体から新分野事業を支援している」（14 社）が最も多い。「新分野事業から建設業本体を支援している」という企業は2社と少ない。新分野事業を軌道に乗せるには、建設業本体の支援が必要であるといえる。

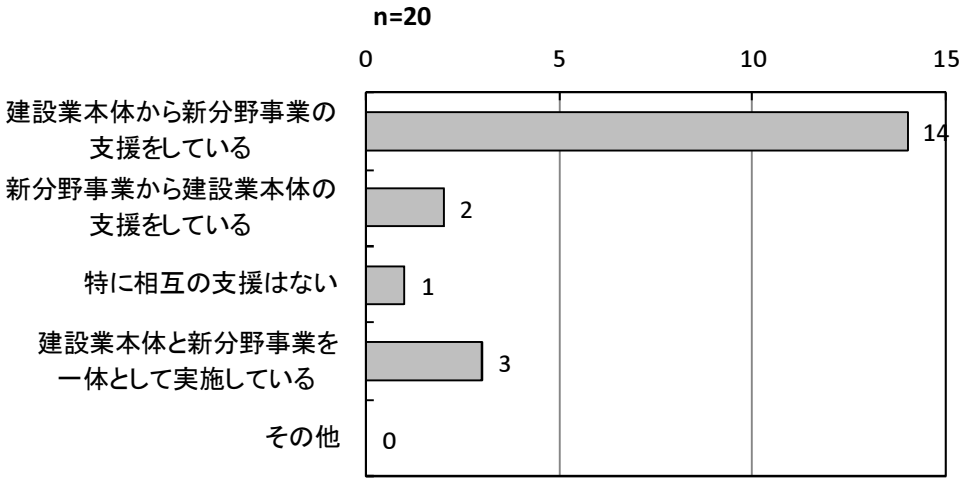

④相互の支援はどのような内容ですか。

当項目は設問（２）の③で支援をしていると回答した企業の回答のみを集計した。

単体の項目で比較すると「資金的な支援」（12 社）と最も多く、「人材面での支援」（10 社）と続いている。しかし、資金面、人材面の双方を併せて支援を行うところが多く、新分野事業を展開するにあたって、本業の経営がある程度余裕がないとむずかしいようである。

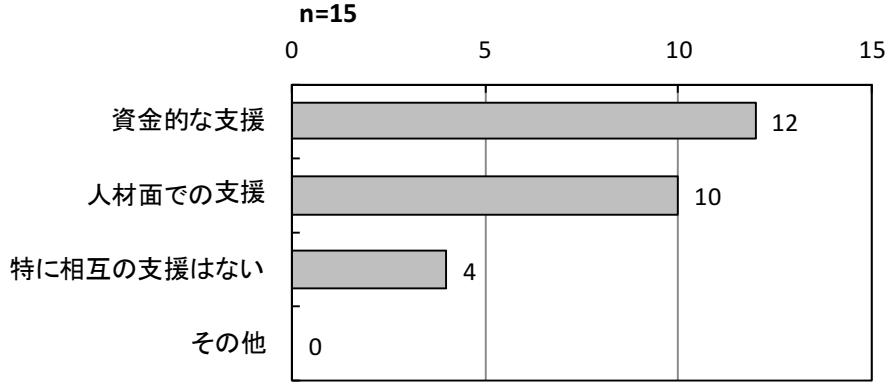

（３）新分野事業の現在の状況についてお聞かせください。

①新分野進出の成果として、どのようなものがありますか。（該当する番号すべてに○）

新分野進出の成果としては、「人員の有効活用」「土地、施設等の資産の有効活用」「企業のイメージの向上」が８社と多かった。次いで、「売上高増加」（4 社）となっている。

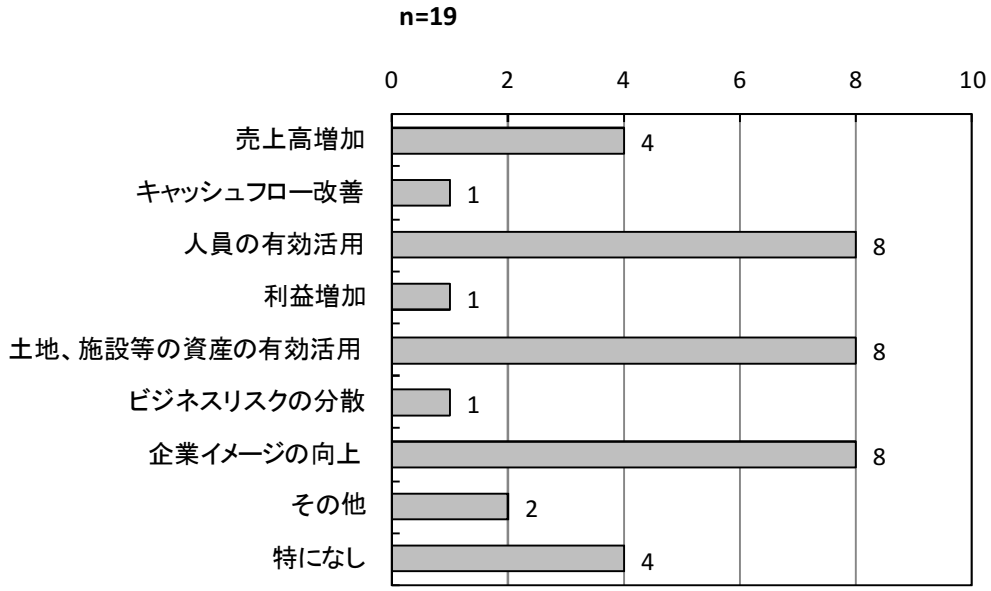

②成果が上がるまでに、どれくらいの期間がかかりましたか。

成果が上がるまでの期間は、「5 年以上」（6 社）が最も多く、次いで「2 年以内」(5 社)、「3 年以内」(3 社)となっている。事業が軌道に乗るにはある程度の期間が必要であることがわかる。

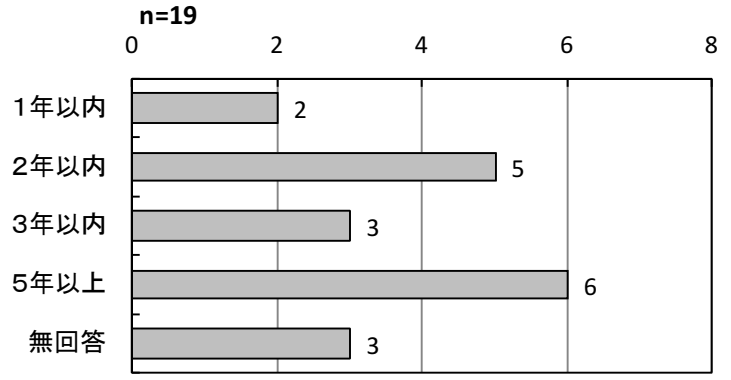

③成果が上がるまでに、生じた問題や失敗があればお聞かせください。

「あり」（13 社）と回答した企業が 68%を占めている。

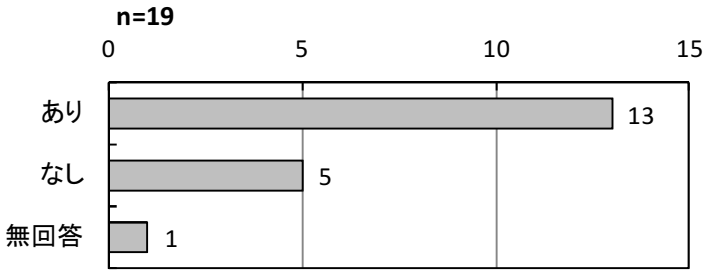

④これまでに生じた問題の解決のために、他者からアドバイスうけた方にお聞きします。どのようなところからアドバイスを受けましたか。（該当する番号すべてに○）

設問（３）の③で成果があがるまでに問題が生じたと回答した企業 13 社の回答について集計を行った。

アドバイスを受けた相手は、「個人的な友人・知人」（6 社）が最も多く、次いで「行政機関」(5 社)、「同業者」(4 社)となっている。

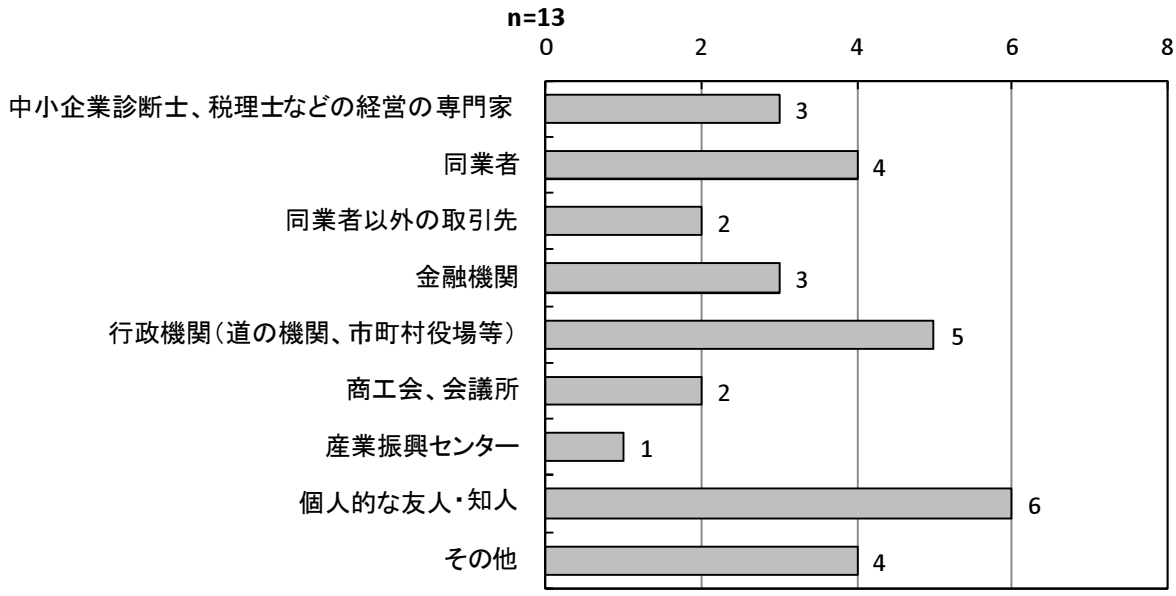

⑤現在までのところ、新分野進出は成功とお考えですか、失敗とお考えですか。

「成功」（4 社）と「やや成功」（7 社）を併せると半数以上は成功と感じている。「どちらともいえない」（7 社)と、事業が軌道に乗るには時間がかかるため、様子をみているものと思われる。

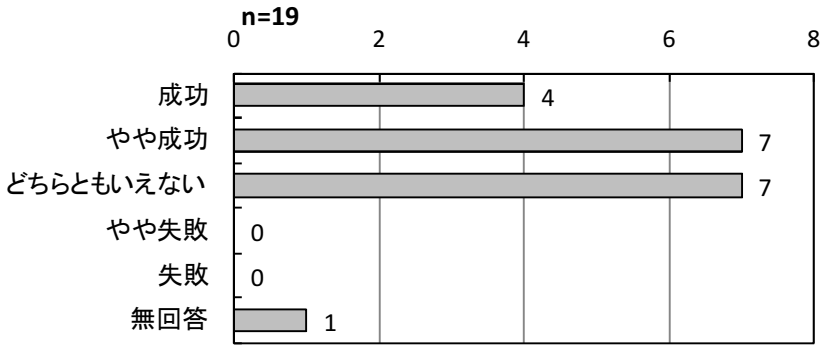

⑥現時点での問題点は何ですか。（該当する番号に○を３つまで）

「販路の確保・拡大」（8 社)、「人材育成・確保・雇用維持」（８社）と回答する企業が多い。次いで、「技術やノウハウの継承」（5 社)、「資金調達」（5 社）となっている。

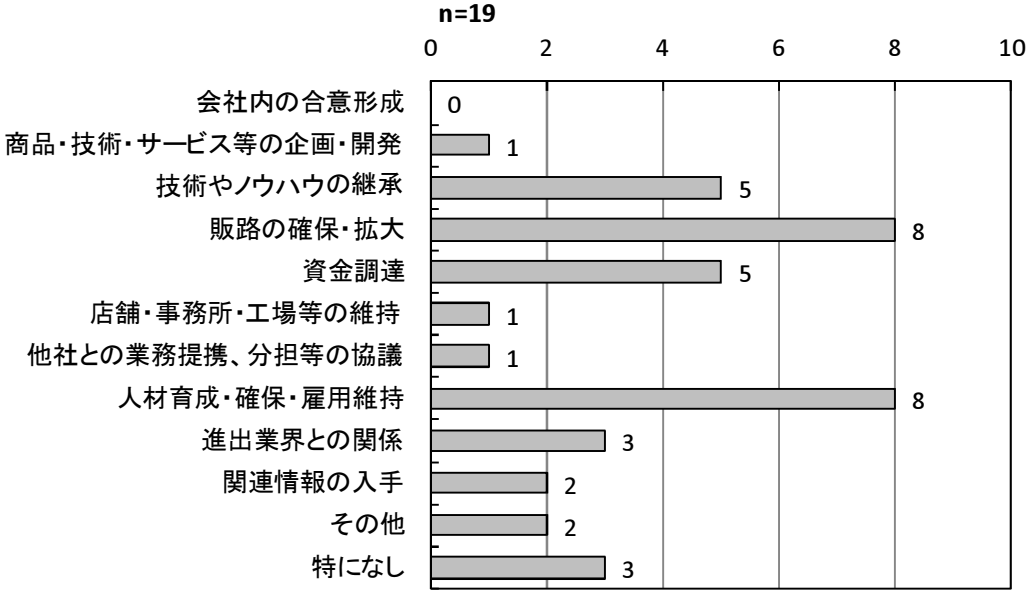

⑦現時点での問題の解決に向けて、他者からアドバイス受けている方にお聞きします。どのようなところからアドバイスを受けていますか。（該当する番号すべてに○）

「特になし」（9 社）が最も多く、各社独自の工夫で問題解決に取り組んでいると思われる。

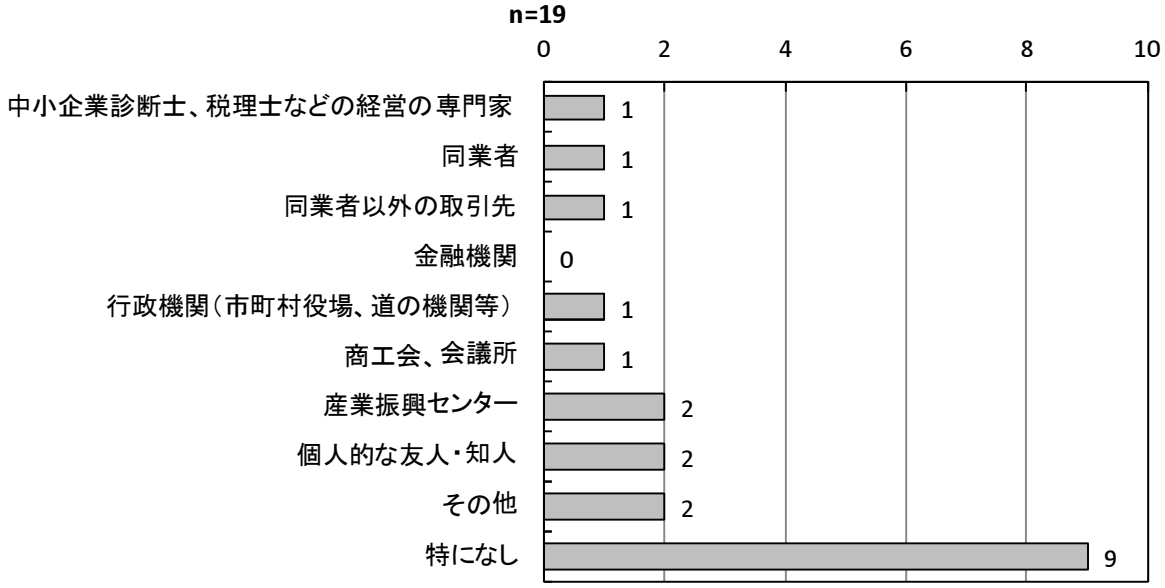

⑧現在進出している新分野事業の今後の事業展開についてお聞かせください。

今後の事業展開について、「現状維持」（9 社）と「拡大予定」（9 社）と回答した企業が多かった。「縮小予定」の企業は 1 社に留まっており、「撤退」と回答する企業はなかった。公共事業が減少する中で、ある程度経営を安定させ雇用の維持するために、多角的な経営の必要性感じている企業が多いと思われる。

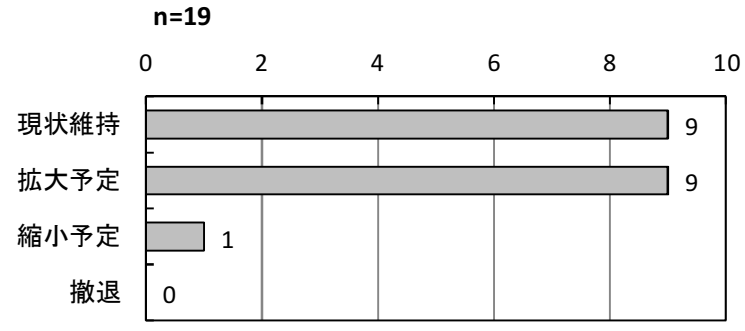

（４）公的な新分野進出の支援策についてお聞きします。

①新分野進出にあたり行政の支援制度を活用しましたか。

行政の支援制度については、「活用した」（15 社）と回答した企業が約 8 割となっている。活用した支援制度としては、「ソフトランディング対策モデル事業補助金」「建設業等経営革新補助金」等の道の支援事業や、「介護基盤人材確保助成金」「継続雇用定着促進」等の支援制度など、進出先分野や用途により様々な制度があげられていた。

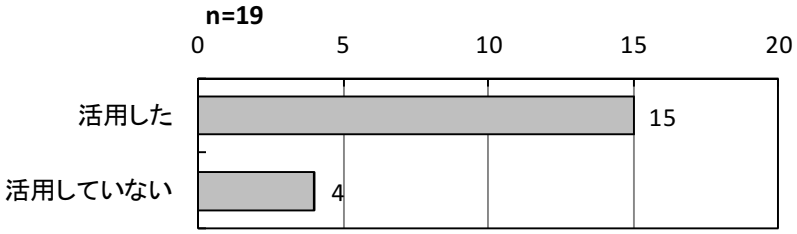

②活用した支援制度の評価について、教えて下さい。

行政の支援制度対しては、「満足」（7 社）と「やや満足」（5 社）を併せて、支援制度を利用した 15 社のうち 8 割の企業が満足している。制度を使用して良かった点として、助成金を設備投資や開発費、従業員の給与確保などに充てることで自己の資金調達額を低減することが出来たことがあげられている。反面、「助成金の金額が少なかった」「支援の種類が少なかった」「行政担当者の知識がなさすぎる」などの問題点もあげられていた。

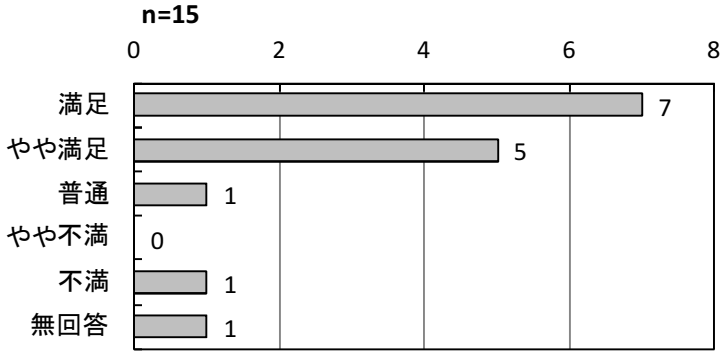

③新分野進出にあたり、道の支援内容は、どのようなものであればよいと思いますか。（該当する番号に○を３つまで）

今後、行政に望む支援として、「補助金・助成金制度の充実」（13 社）、「低金利での融資」（6 社）、「税制面での優遇措置」（4 社）など、資金面での支援を望む意見が多い。

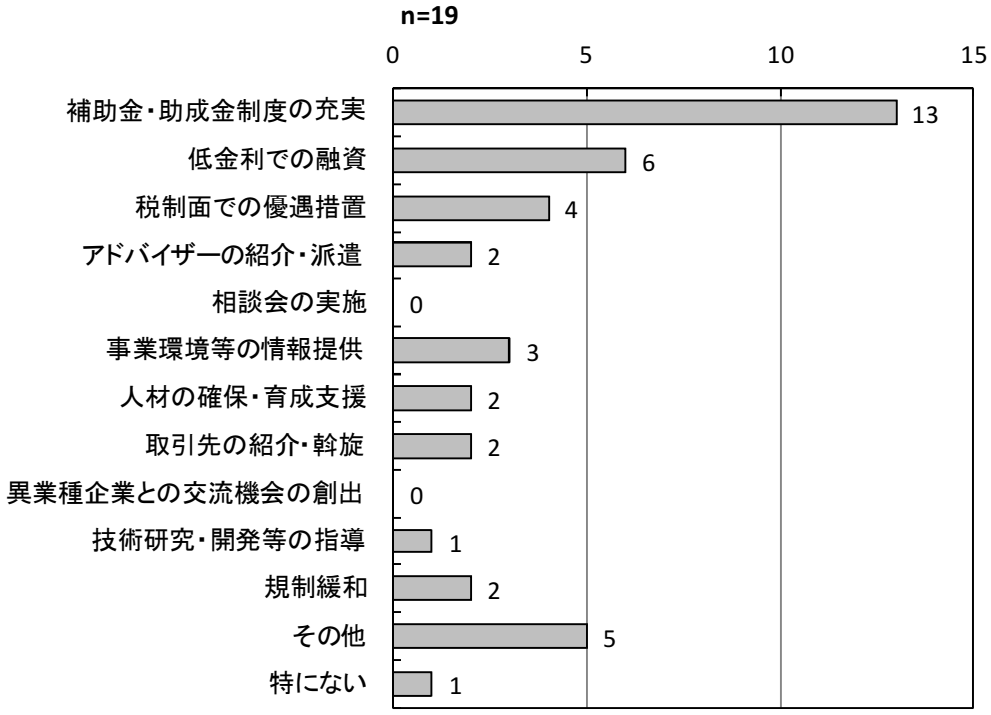

【参考資料】ヒアリング調査票

新分野進出に関する調査項目

■基本調査事項

企業概要		
	業種・業態	1.総合工事業(土木・建築) 2.専門工事業(　　業)
	本店所在地 (本店が所在する振興局管内)	1.空知総合振興局　2.石狩振興局　3.後志総合振興局 4.胆振総合振興局　5.日高振興局　6.渡島総合振興局 7.檜山振興局　8.上川総合振興局　9.留萌振興局 10.宗谷総合振興局　11.オホーツク総合振興局 12.十勝総合振興局　13.釧路総合振興局　14.根室振興局
	創業時期	年　月
	代表者年齢	歳
	資本金	百万円
	従業員数	人 直近5年の傾向：増加 ／ 横ばい ／ 減少
	完工高	ピーク時（　　万円）
		新分野進出時（　　万円）
		直　　近（　　万円）
新分野進出に関する基本項目		
	進出先分野	1.農林業分野　2.福祉分野　3.環境、リサイクル　4.国際 5.製造業　6. IT 関連　7. 小売、飲食業 8.運輸、流通業　9.自動車販売、修理　10.不動産業 11.公共施設管理　12.宿泊施設経営 13.その他（具体的＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
	事業概要	(例:メロン栽培(3ha) ／ 老人ホーム経営 ／ 太陽光発電･･･etc.)
	進出時期	年　月
	事業形態	1.別会社を設立　2.事業部門を設立 3.その他（　　）
	従業員数	専任　　人／兼務　　人

新分野進出に関して、進出当時の状況、現在の状況、公的な支援政策等についてお聞きします。「☆」のついた設問については、ヒアリング時に詳しく聞かせていただきたいと思っておりますので、ご記入は簡単で結構です。

■貴社が建設業以外の新分野へ進出した当時のことについてお聞きします。

(1)新分野に進出した理由はなんですか。　（該当する番号に○を３つまで）

1.本業の受注減　2.将来的な転業　3. 売上高増加
4. キャッシュフロー改善　5. ビジネスチャンスの活用　6. 利益増加
7. 余剰人員の有効活用　8. 余剰資産(土地、施設等)の有効活用
9.ビジネスリスクの分散　10.企業イメージの向上
11.その他（　　）

(2)新分野進出に際して、類似事例の調査を実施しましたか。

1. 実施した　2. 実施していない

☆【「1.実施した」と回答した方】参考になった事例があれば、その内容をお聞かせください。

事例内容（企業名、事業内容、･･･　etc）

(3)新分野事業進出時の問題点は何ですか。（該当する番号に○を３つまで）

1. 会社内の合意形成　2. 商品・技術・サービス等の企画・開発
3. 事業計画の策定　4. 行政上の手続（許認可等）　5. 資金調達
6. 店舗・事務所・工場等の確保　7. 他社との業務提携、分担等の協議
8. 人材育成・確保　9. 進出業界との関係　10. 仕入れ先や販路の確保
11. 関連情報の入手　12.その他（　　）

(4)新分野でのビジネスプラン策定時、どこから助言を受けましたか。（該当する番号すべてに○）

1. 中小企業診断士、税理士などの経営の専門家　2. 同業者
3. 同業者以外の取引先　4. 金融機関　5. 商工会、会議所
6. 行政機関（市町村役場、道の機関等）
7. 産業振興センター（北海道中小企業総合支援センターなど）
8. その他（　　）

☆(5)新分野進出にあたり、どの程度の費用がかかりましたか。
概算金額（　　）

(6)新分野進出にあたり資金調達はどのように行いましたか。（併用している場合は、該当する番号すべてに○）
1. 国・道・市町村からの助成金　　2. 金融機関からの借入　　3. 自己資金
4. その他（　　）

(7)新分野に乗り出した時の、新分野の業務の職員体制はどのような体制でしたか。（併用している場合は、該当する番号すべてに○）
1. 自社社員が対応　　2. 派遣社員が対応　　3.新規雇用者が対応
4. その他（　　）

■進出した新分野事業の現在の状況と今後の事業展開についてお聞きします。

(8)新分野事業の収支の状況についてご回答ください。
1. 黒字　　2. やや黒字　　3. ほぼ均衡　　4. やや赤字　　5. 赤字

(9)総売上に対する新分野事業の売上比率はどの程度の割合ですか。
1. 1%未満　　2. 1~10%未満　　3. 10~30%未満
4. 30~50%未満　　5. 50%以上

☆(10)新分野事業と建設業本体との関係性はどのようなものですか。
1. 建設業本体から新分野事業の支援をしている　　→　①へ
2. 新分野事業から建設業本体の支援をしている　　→　①へ
3. 特に相互の支援はない
4. 建設業本体と新分野事業を一体として実施している
5. その他（　　）

☆①相互の支援はどのような内容ですか。
1. 資金的な支援　　2. 人材面での支援　　3. マネジメント面での支援
4. その他（　　）

【選択した項目について、具体的な支援内容についてお聞かせください。】

(11)新分野事業の現在の状況についてお聞かせください。

①新分野進出の成果として、どのようなものがありますか。(該当する番号すべてに○)

1.売上高増加　2.キャッシュフロー改善　3. 人員の有効活用
4.利益増加　5.土地、施設等の資産の有効活用　6.ビジネスリスクの分散
7.企業イメージの向上　8.その他(　　)
9.特になし

②成果が上がるまでに、どれくらいの期間がかかりましたか。

1. １年以内　2. ２年以内　3. ３年以内　4. ５年以上

☆③成果が上がるまでに、生じた問題や失敗があればお聞かせください。

1. あり　2. なし　→⑥へ

【「1. あり」と回答した方】問題点や失敗の具体的内容についてお聞かせください。

【これまでに生じた問題の解決のために、他者からアドバイスうけた方にお聞きします】

④どのようなところからアドバイスを受けましたか。(該当する番号すべてに○)

1. 中小企業診断士、税理士などの経営の専門家　2. 同業者
3. 同業者以外の取引先　4.金融機関　5. 行政機関(道の機関、市町村役場等)
6. 商工会、会議所　7.産業振興センター
8. 個人的な友人・知人　9. その他(　　)

☆⑤アドバイスの内容は、どのようなものでしたか。

☆⑥成果が上がるまでに苦労した点・工夫した点についてお聞かせください。

☆⑦現在までのところ、新分野進出は成功とお考えですか、失敗とお考えですか。

1. 成功　2.やや成功　3.どちらともいえない　4.やや失敗　5.失敗

(12)現時点での問題点は何ですか。(該当する番号に○を３つまで)

1. 会社内の合意形成　　2. 商品・技術・サービス等の企画・開発
3. 技術やノウハウの継承　　4. 販路の確保・拡大　　5. 資金調達
6. 店舗・事務所・工場等の維持　　7. 他社との業務提携、分担等の協議
8. 人材育成・確保・雇用維持　　9. 進出業界との関係　　10.関連情報の入手
11. その他（　　）　　12.特になし

【現時点での問題の解決に向けて、他者からアドバイス受けている方にお聞きします】

①どのようなところからアドバイスを受けていますか。(該当する番号すべてに○)

1. 中小企業診断士、税理士などの経営の専門家　　2. 同業者
3. 同業者以外の取引先　　4.金融機関　　5. 行政機関（市町村役場、道の機関等）
6. 商工会、会議所　　7. 産業振興センター
8. 個人的な友人・知人　　9. その他（　　）
10.特になし

☆②アドバイスの内容は、どのようなものですか。

(13)現在進出している新分野事業の今後の事業展開についてお聞かせください。

1. 現状維持　　2. 拡大予定　　3. 縮小予定　　4. 撤退

☆【「3. 縮小予定」「4. 撤退」と回答した方】今後の事業に関するお考えをお聞かせください。

■公的な新分野進出の支援策についてお聞きします。

(14)新分野進出にあたり行政の支援制度を活用しましたか

1. 活用した
2. 活用していない　　→③へ

☆①どのような支援制度を活用しましたか。

活用した支援制度： 具体的内容：

☆②活用した支援制度の評価について、教えて下さい。

1. 満足　　2.やや満足　　3.普通　　4.やや不満　　5.不満

（活用した制度の利点、良かった点：　　）

（活用した制度の問題点、悪かった点：　　）

☆③活用しなかった理由はなんですか

理由（　　）

☆(15) 利用したかったができなかった支援制度があれば、その制度名と利用できなかった理由についてお聞かせください。

支援制度： 理　　由：

(16) 新分野進出にあたり、道の支援内容は、どのようなものであればよいと思いますか。（該当する番号に○を３つまで）

1. 補助金・助成金制度の充実　　2. 低金利での融資　　3. 税制面での優遇措置
4. アドバイザーの紹介・派遣　　5. 相談会の実施　　6. 事業環境等の情報提供
7. 人材の確保・育成支援　　8. 取引先の紹介・斡旋
9. 異業種企業との交流機会の創出　　10. 技術研究・開発等の指導
11. 規制緩和（具体的に：　　）　12.その他（　　）
13. 特にない

調査項目はこれで終了です。ご協力ありがとうございました。

２．香川県に関わる状況

2.1　統計データ

2.1.1　建設投資の動向・見通し

(1)建設投資の動向・見通し

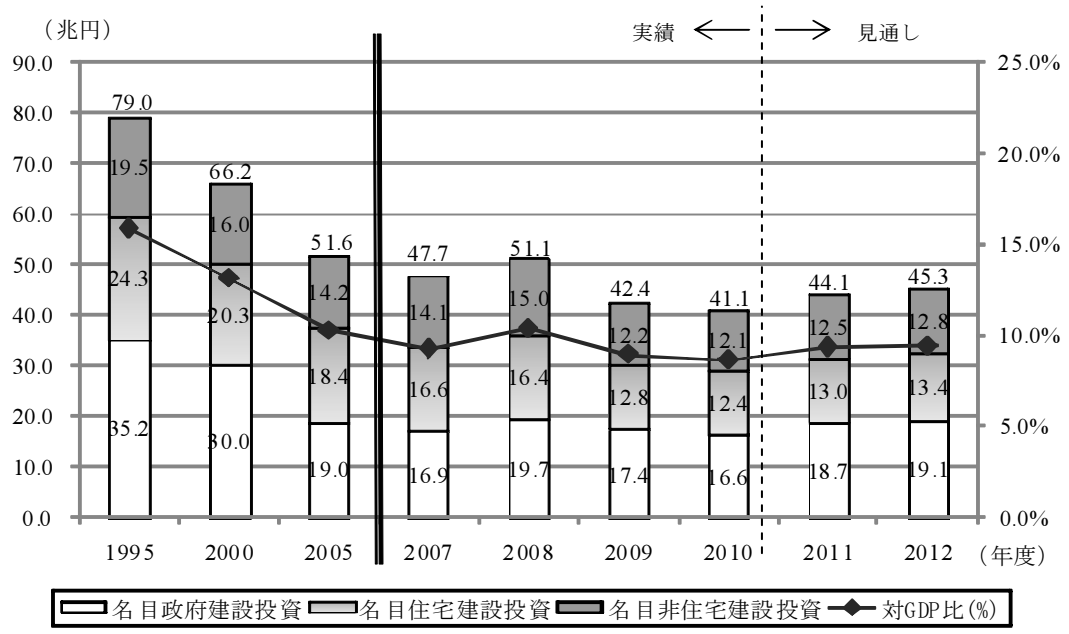

出典：（財）建設経済研究所「建設経済モデルによる建設投資の見通し（2011 年 7 月）」

注：2009 年度までは、国土交通省「平成 22 年度建設投資見通し」より。

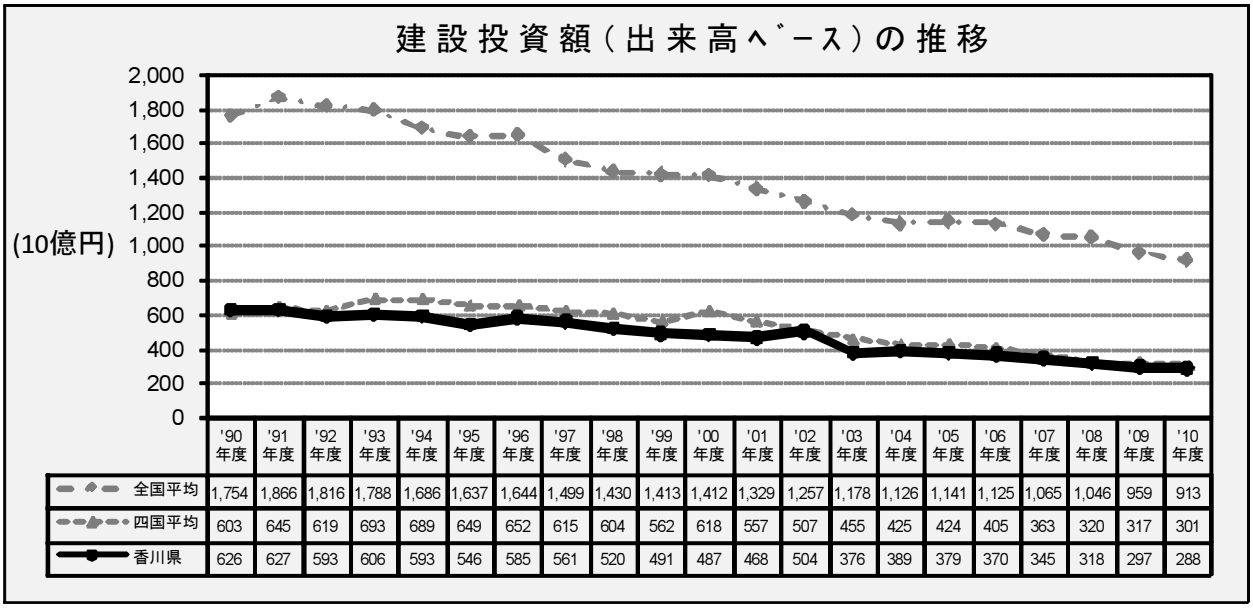

	'90年度	'91年度	'92年度	'93年度	'94年度	'95年度	'96年度	'97年度	'98年度	'99年度	'00年度	'01年度	'02年度	'03年度	'04年度	'05年度	'06年度	'07年度	'08年度	'09年度	'10年度
全国平均	1,754	1,866	1,816	1,788	1,686	1,637	1,644	1,499	1,430	1,413	1,412	1,329	1,257	1,178	1,126	1,141	1,125	1,065	1,046	959	913
四国平均	603	645	619	693	689	649	652	615	604	562	618	557	507	455	425	424	405	363	320	317	301
香川県	626	627	593	606	593	546	585	561	520	491	487	468	504	376	389	379	370	345	318	297	288

出典：国土交通省「建設総合統計」

注：全国平均とは都道府県の合計金額を４７で割った数値（以下同じ）

2.1.2　県内経済における建設産業の推移

(1)　県民経済計算における建設産業生産額

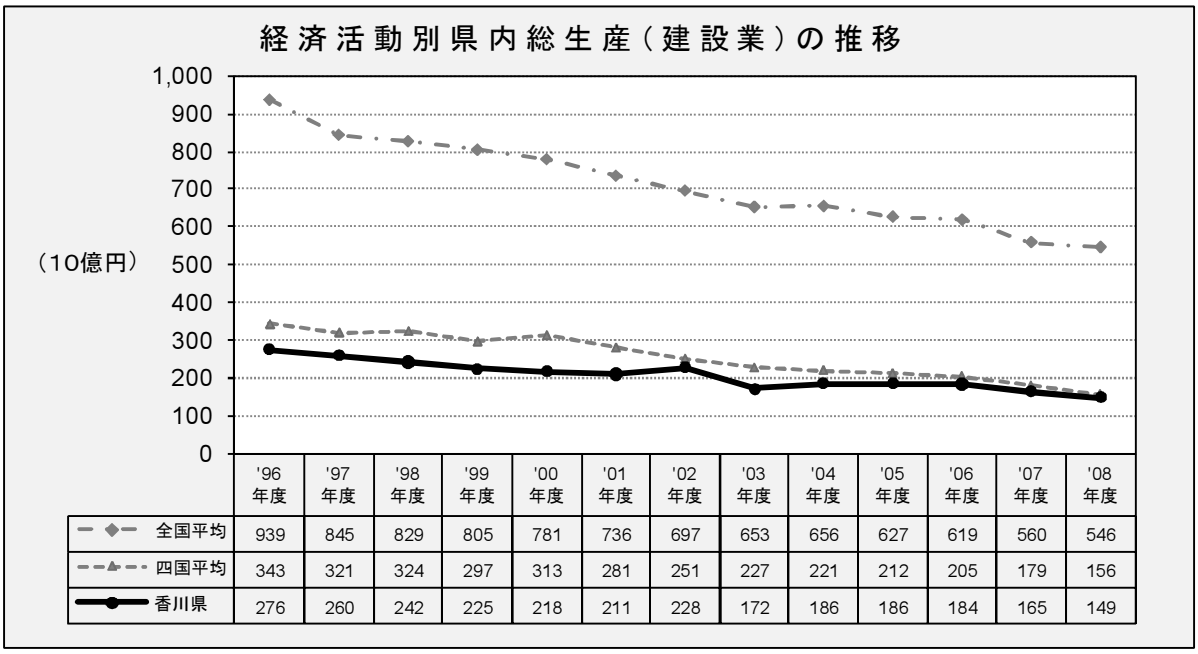

	'96年度	'97年度	'98年度	'99年度	'00年度	'01年度	'02年度	'03年度	'04年度	'05年度	'06年度	'07年度	'08年度
全国平均	939	845	829	805	781	736	697	653	656	627	619	560	546
四国平均	343	321	324	297	313	281	251	227	221	212	205	179	156
香川県	276	260	242	225	218	211	228	172	186	186	184	165	149

出典：内閣府「県民経済計算」

(2)　県民経済計算に占める建設産業生産額の割合

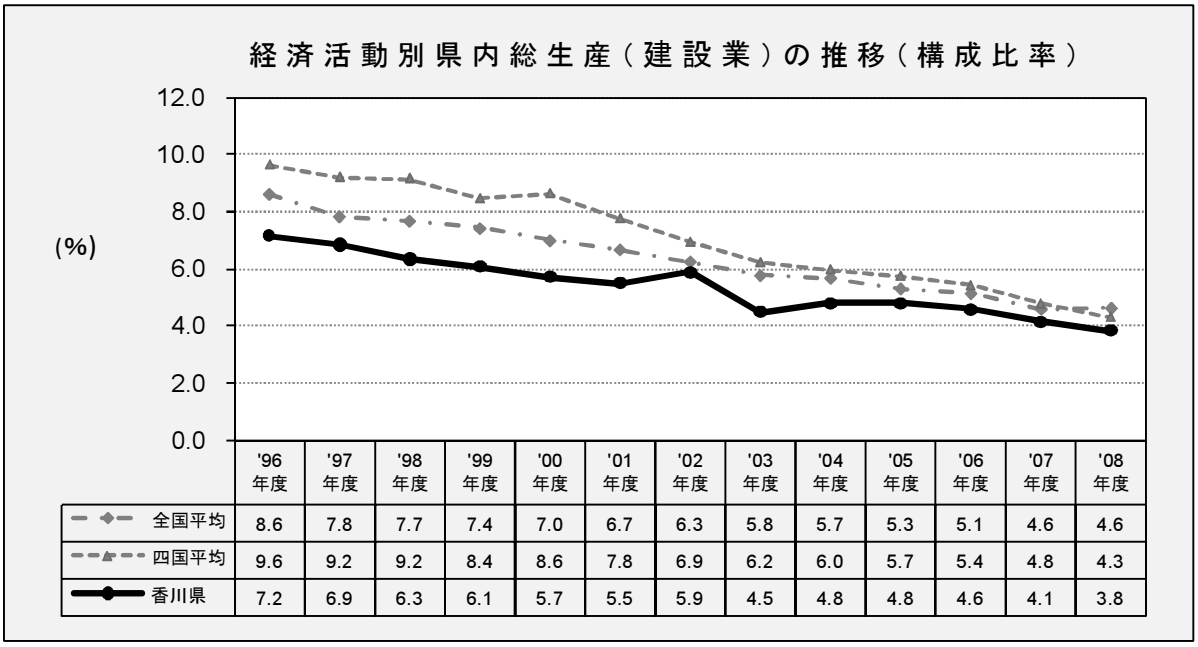

	'96年度	'97年度	'98年度	'99年度	'00年度	'01年度	'02年度	'03年度	'04年度	'05年度	'06年度	'07年度	'08年度
全国平均	8.6	7.8	7.7	7.4	7.0	6.7	6.3	5.8	5.7	5.3	5.1	4.6	4.6
四国平均	9.6	9.2	9.2	8.4	8.6	7.8	6.9	6.2	6.0	5.7	5.4	4.8	4.3
香川県	7.2	6.9	6.3	6.1	5.7	5.5	5.9	4.5	4.8	4.8	4.6	4.1	3.8

出典：内閣府「県民経済計算」

(3)　産業構成比

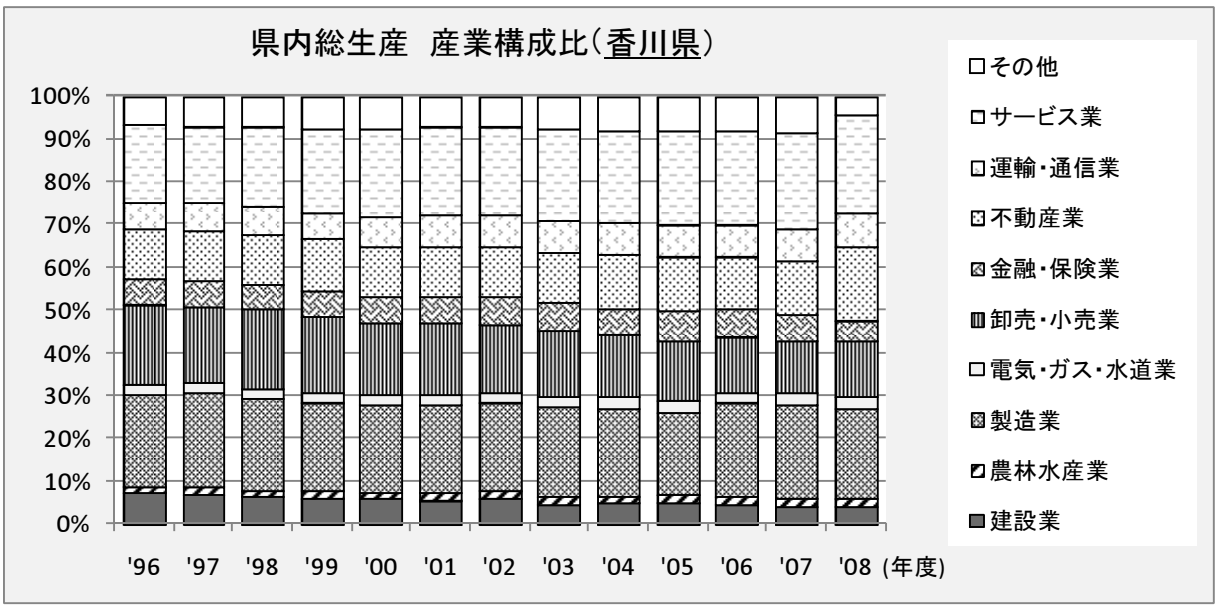

出典：内閣府「県民経済計算」

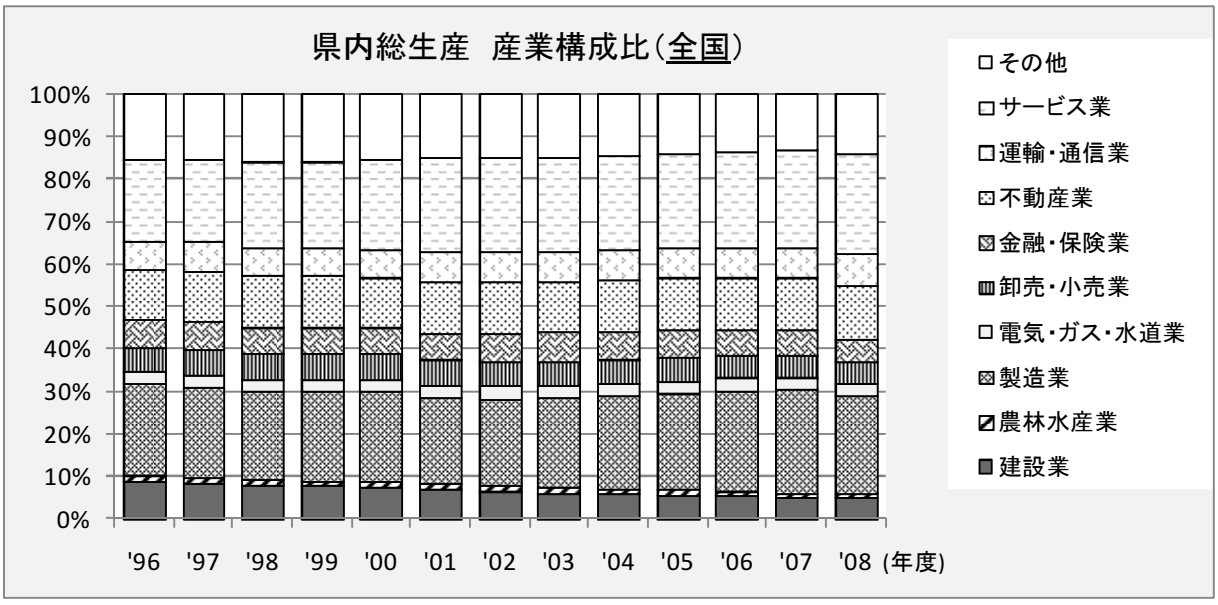

出典：内閣府「県民経済計算」

2.1.3 事業費・工事費の推移

(1) 普通建設事業費の推移

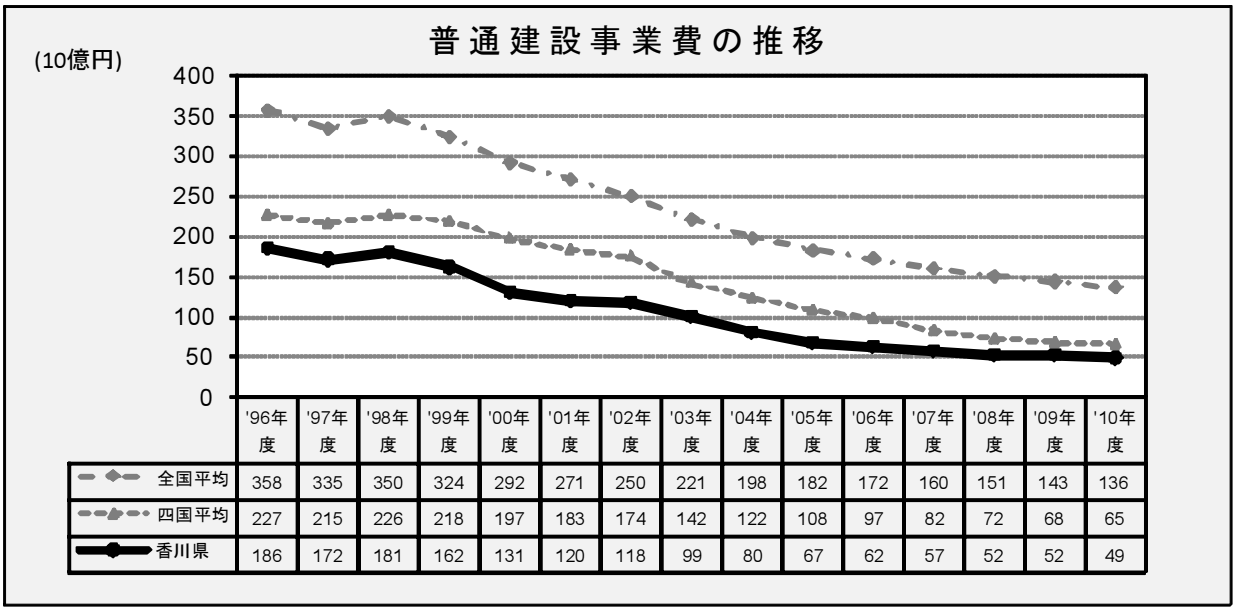

	'96年度	'97年度	'98年度	'99年度	'00年度	'01年度	'02年度	'03年度	'04年度	'05年度	'06年度	'07年度	'08年度	'09年度	'10年度
全国平均	358	335	350	324	292	271	250	221	198	182	172	160	151	143	136
四国平均	227	215	226	218	197	183	174	142	122	108	97	82	72	68	65
香川県	186	172	181	162	131	120	118	99	80	67	62	57	52	52	49

出典：総務省「地方財政統計年報」

(2)　受注高の推移

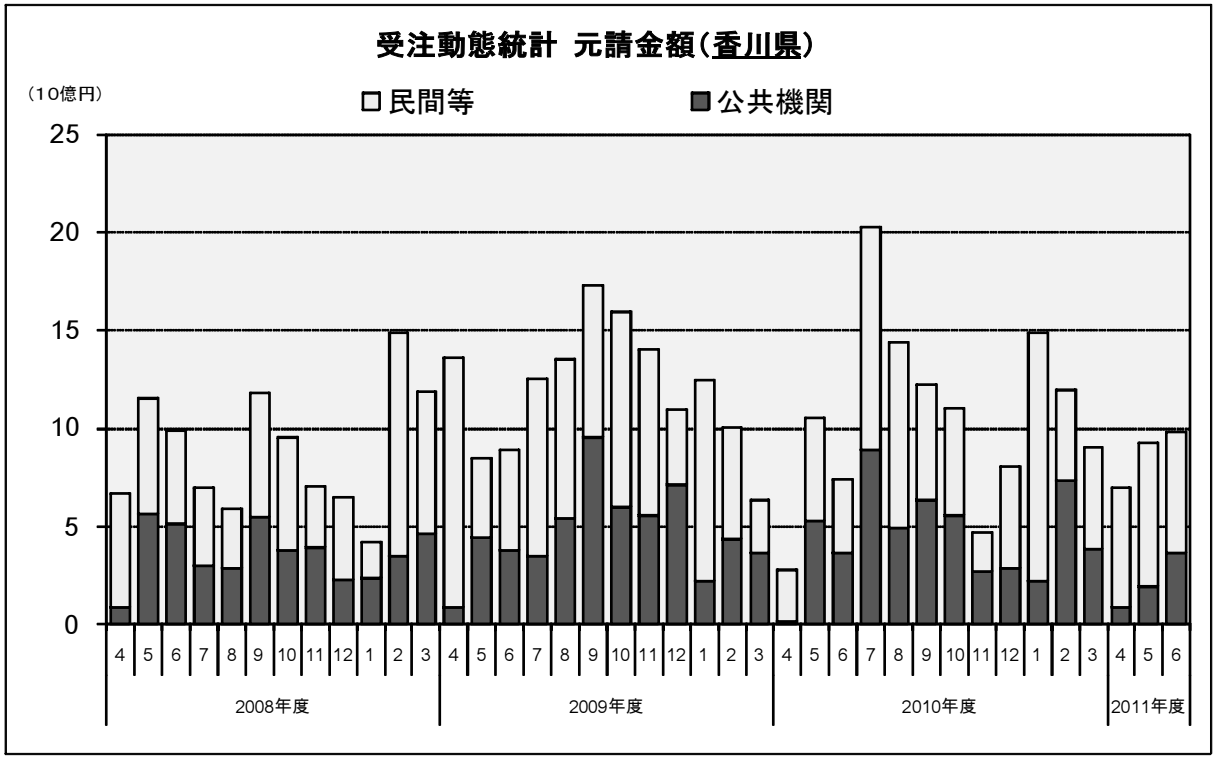

出典：国土交通省「建設工事受注動態統計調査」

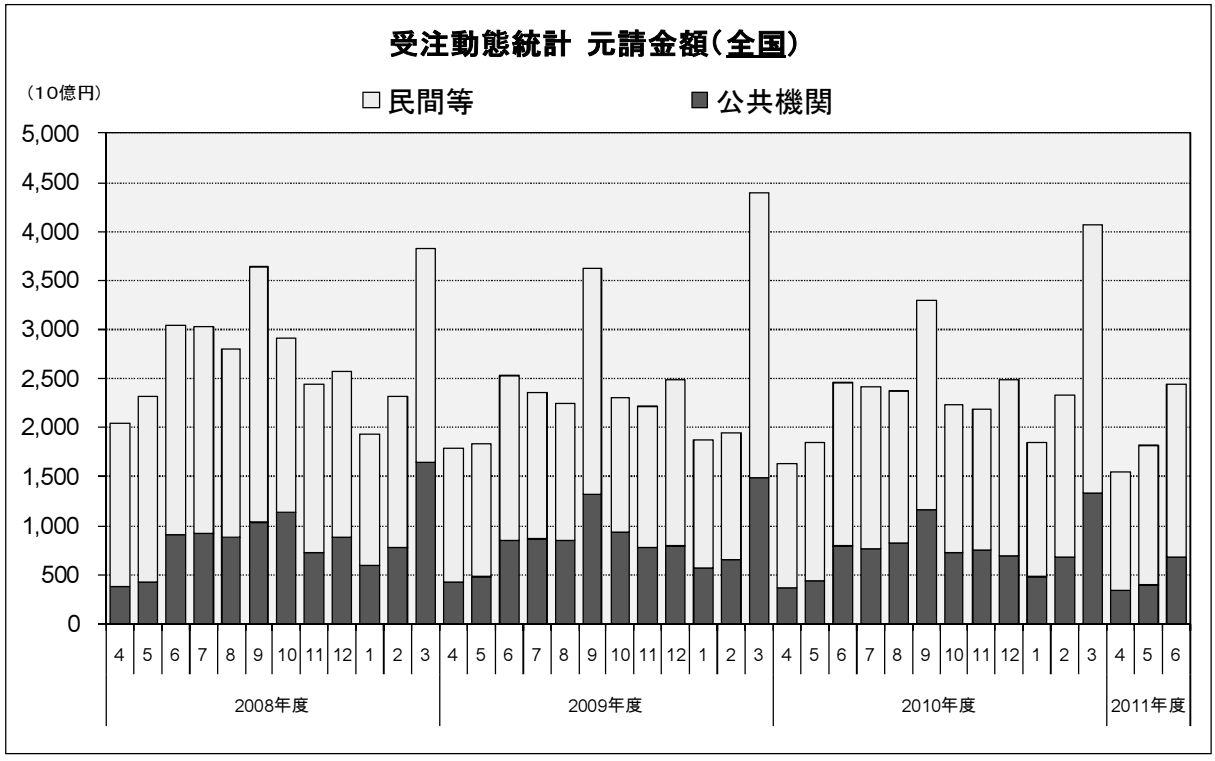

出典：国土交通省「建設工事受注動態統計調査」

2.1.4 労働、雇用情勢

(1) 労働者数

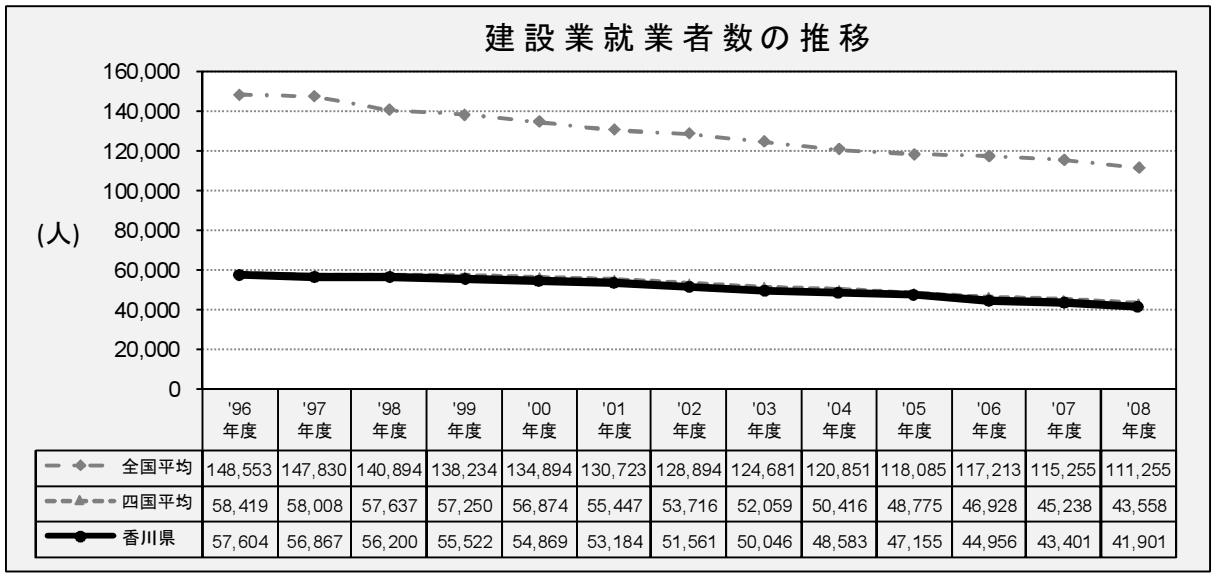

	'96 年度	'97 年度	'98 年度	'99 年度	'00 年度	'01 年度	'02 年度	'03 年度	'04 年度	'05 年度	'06 年度	'07 年度	'08 年度
全国平均	148,553	147,830	140,894	138,234	134,894	130,723	128,894	124,681	120,851	118,085	117,213	115,255	111,255
四国平均	58,419	58,008	57,637	57,250	56,874	55,447	53,716	52,059	50,416	48,775	46,928	45,238	43,558
香川県	57,604	56,867	56,200	55,522	54,869	53,184	51,561	50,046	48,583	47,155	44,956	43,401	41,901

出典：内閣府「国民経済計算」「県民経済計算」

注　：就業者数の推計については、基本的に『国勢調査』（総務省）を用いて推計を行っている。

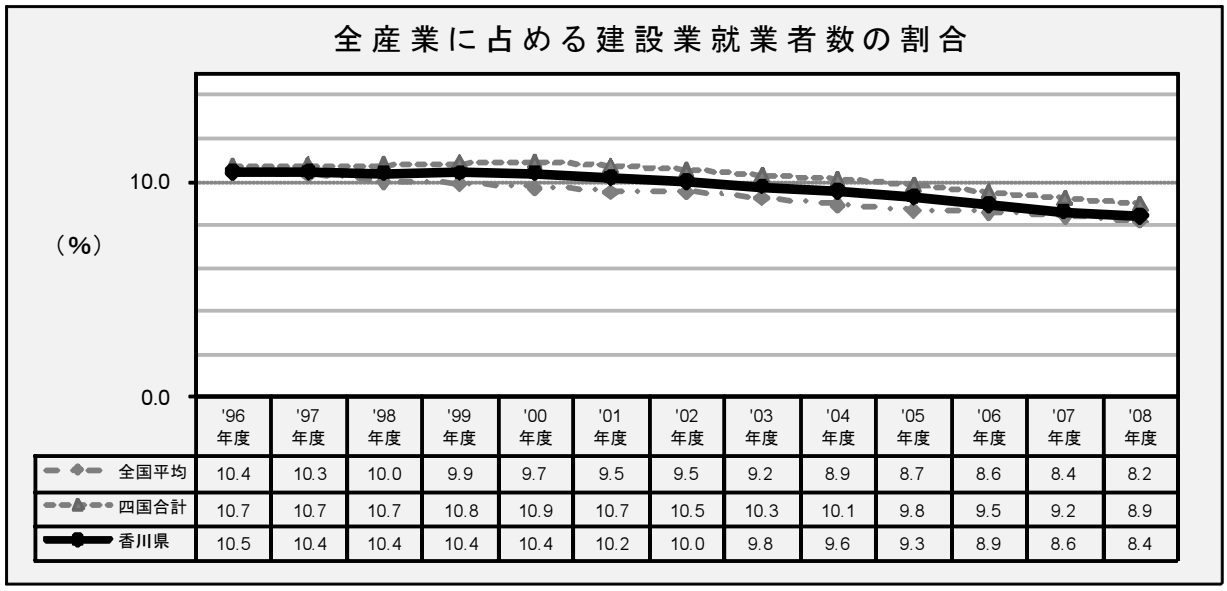

	'96 年度	'97 年度	'98 年度	'99 年度	'00 年度	'01 年度	'02 年度	'03 年度	'04 年度	'05 年度	'06 年度	'07 年度	'08 年度
全国平均	10.4	10.3	10.0	9.9	9.7	9.5	9.5	9.2	8.9	8.7	8.6	8.4	8.2
四国合計	10.7	10.7	10.7	10.8	10.9	10.7	10.5	10.3	10.1	9.8	9.5	9.2	8.9
香川県	10.5	10.4	10.4	10.4	10.4	10.2	10.0	9.8	9.6	9.3	8.9	8.6	8.4

出典：内閣府「国民経済計算」「県民経済計算」

注　：就業者数の推計については、基本的に『国勢調査』（総務省）を用いて推計を行っている。

(2) 賃金

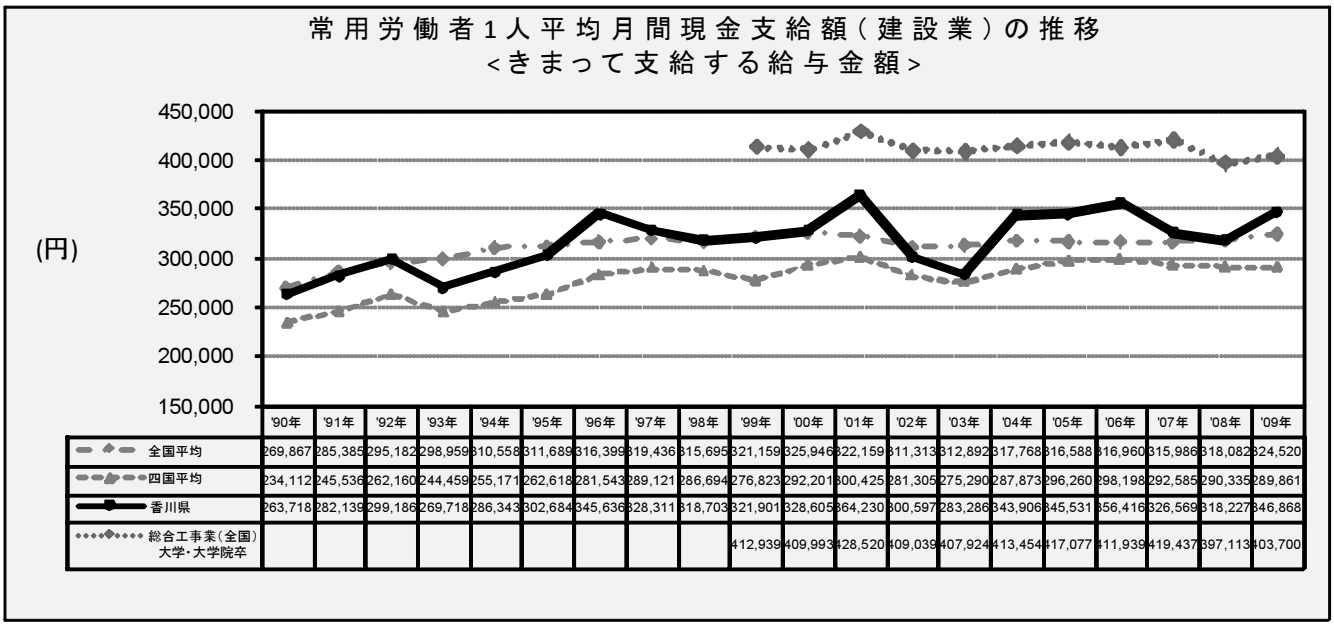

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」（全国、香川県）「賃金構造基本調査」（大学・大学院卒）

注１：毎月勤労統計調査は、常用労働者５人以上の約 180 万事業所(事業所･企業統計調査)から抽出した約 33,000 事業所を対象にした調査の結果を使用している。

注２：賃金構造基本調査は、10 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（62,302 事業所、有効回答 45,010 事業所）の常用労働者についての集計結果を使用している。

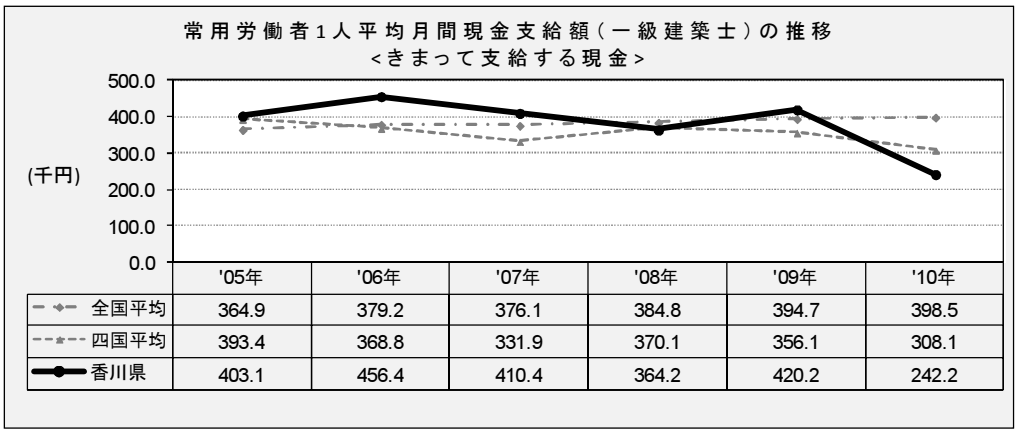

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年	'10年
全国平均	364.9	379.2	376.1	384.8	394.7	398.5
四国平均	393.4	368.8	331.9	370.1	356.1	308.1
香川県	403.1	456.4	410.4	364.2	420.2	242.2

出典：厚生労働省「賃金構造基本調査」

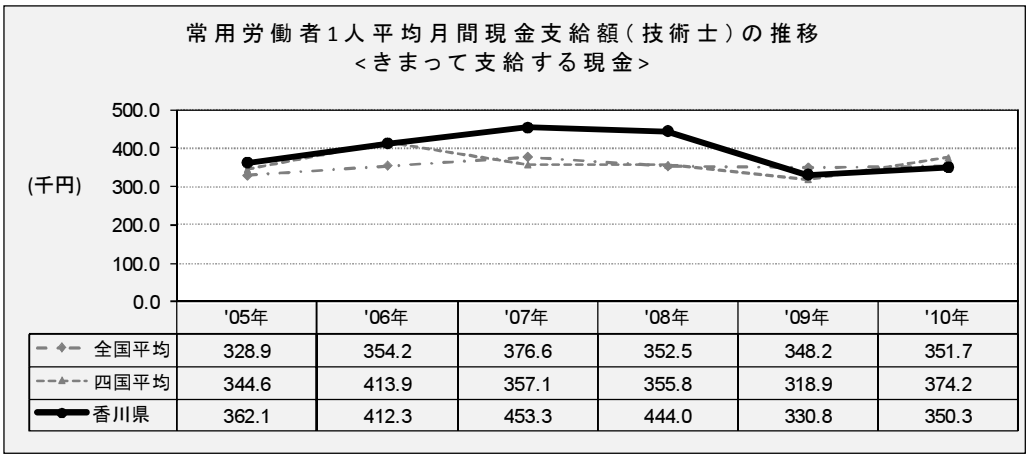

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年	'10年
全国平均	328.9	354.2	376.6	352.5	348.2	351.7
四国平均	344.6	413.9	357.1	355.8	318.9	374.2
香川県	362.1	412.3	453.3	444.0	330.8	350.3

出典：厚生労働省「賃金構造基本調査」

常用労働者1人平均月間現金支給額（土工）の推移
<きまって支給する現金>

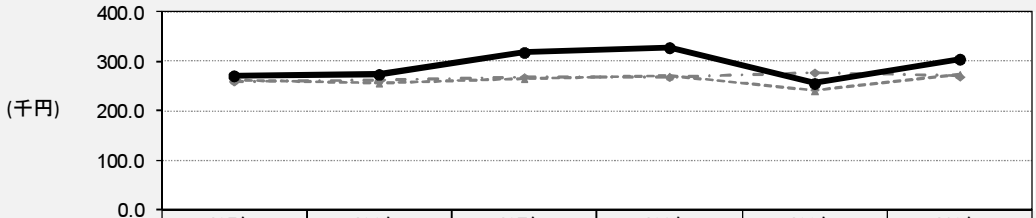

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年	'10年
全国平均	260.0	261.0	268.6	268.4	277.8	269.5
四国平均	262.4	255.7	265.1	270.6	240.1	274.1
香川県	271.0	274.0	318.3	328.0	255.2	304.9

出典：厚生労働省「賃金構造基本調査」

常用労働者1人平均月間現金支給額（電気工）の推移
<きまって支給する現金>

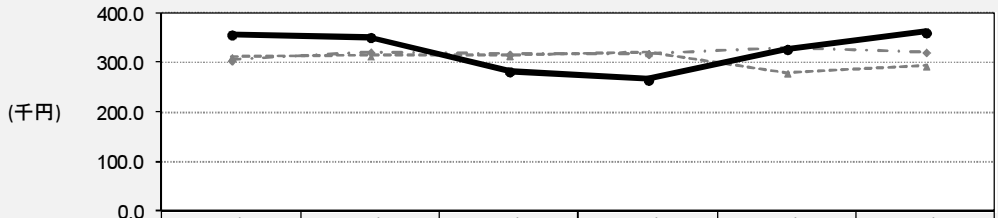

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年	'10年
全国平均	305.1	321.7	317.4	318.3	330.1	321.7
四国平均	311.9	313.8	314.7	320.6	279.4	293.5
香川県	357.0	351.9	282.8	265.9	327.7	361.2

出典：厚生労働省「賃金構造基本調査」

常用労働者1人平均月間現金支給額（建設機械運転工）の推移
<きまって支給する現金>

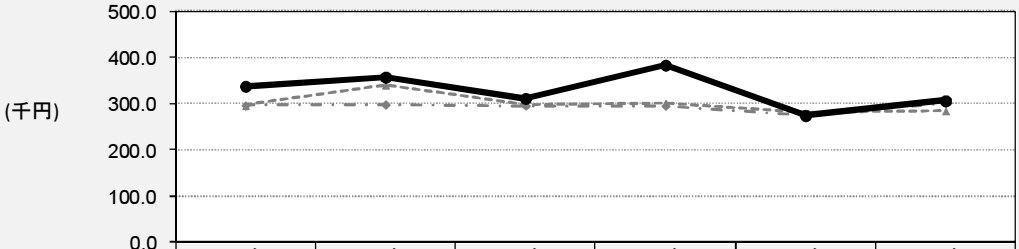

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年	'10年
全国平均	296.2	298.2	295.7	295.2	276.0	301.9
四国平均	295.7	339.8	298.8	301.0	279.8	283.7
香川県	337.5	357.2	311.4	383.3	274.4	306.0

出典：厚生労働省「賃金構造基本調査」

(3)　労働時間

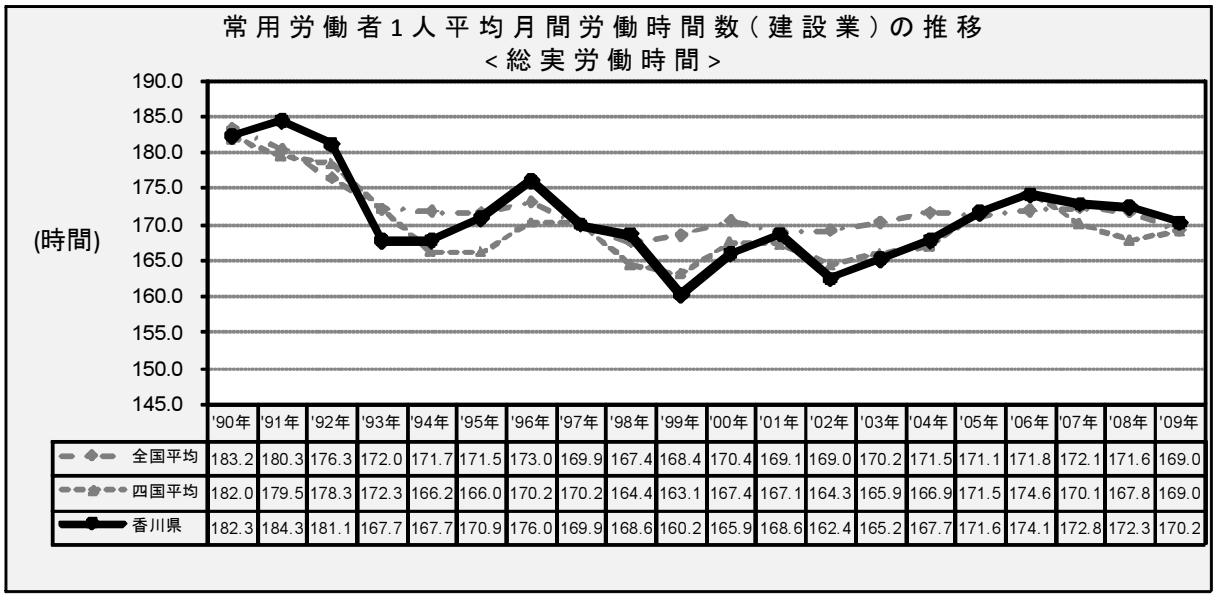

	'90年	'91年	'92年	'93年	'94年	'95年	'96年	'97年	'98年	'99年	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年
全国平均	183.2	180.3	176.3	172.0	171.7	171.5	173.0	169.9	167.4	168.4	170.4	169.1	169.0	170.2	171.5	171.1	171.8	172.1	171.6	169.0
四国平均	182.0	179.5	178.3	172.3	166.2	166.0	170.2	170.2	164.4	163.1	167.4	167.1	164.3	165.9	166.9	171.5	174.6	170.1	167.8	169.0
香川県	182.3	184.3	181.1	167.7	167.7	170.9	176.0	169.9	168.6	160.2	165.9	168.6	162.4	165.2	167.7	171.6	174.1	172.8	172.3	170.2

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」

(4)　労働日数

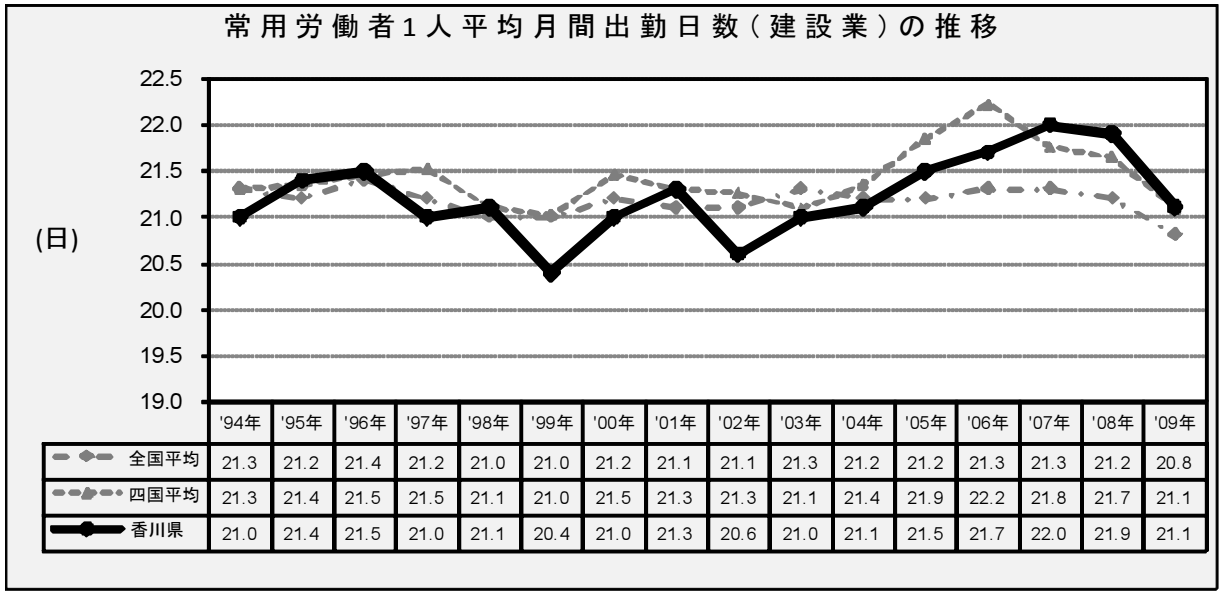

	'94年	'95年	'96年	'97年	'98年	'99年	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年
全国平均	21.3	21.2	21.4	21.2	21.0	21.0	21.2	21.1	21.1	21.3	21.2	21.2	21.3	21.3	21.2	20.8
四国平均	21.3	21.4	21.5	21.5	21.1	21.0	21.5	21.3	21.3	21.1	21.4	21.9	22.2	21.8	21.7	21.1
香川県	21.0	21.4	21.5	21.0	21.1	20.4	21.0	21.3	20.6	21.0	21.1	21.5	21.7	22.0	21.9	21.1

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」

(5)　完全失業率、有効求人倍率

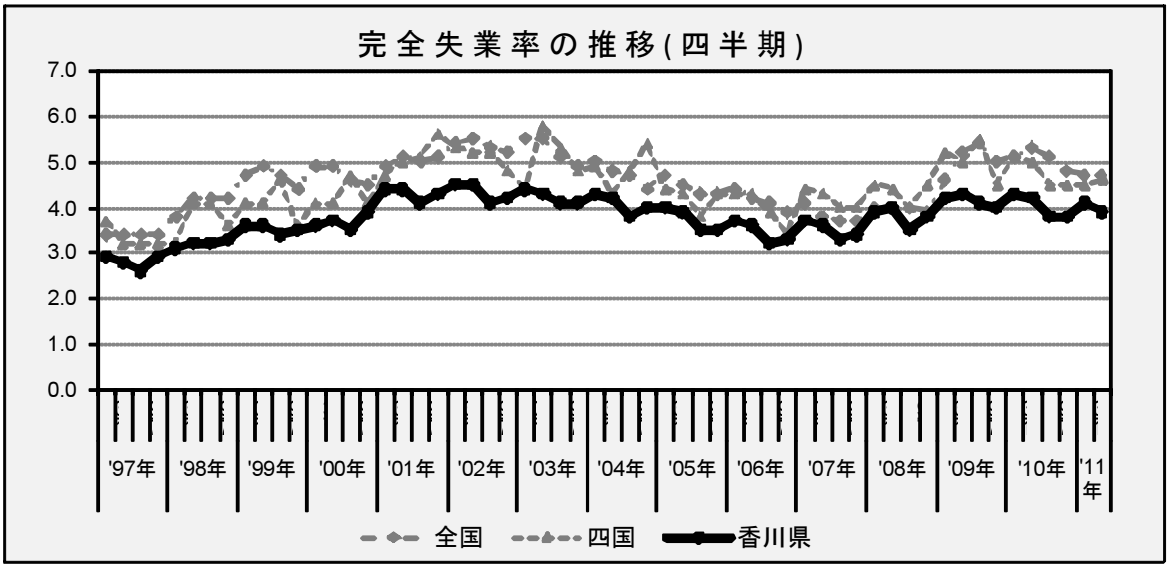

出典：総務省「労働力調査[2]」

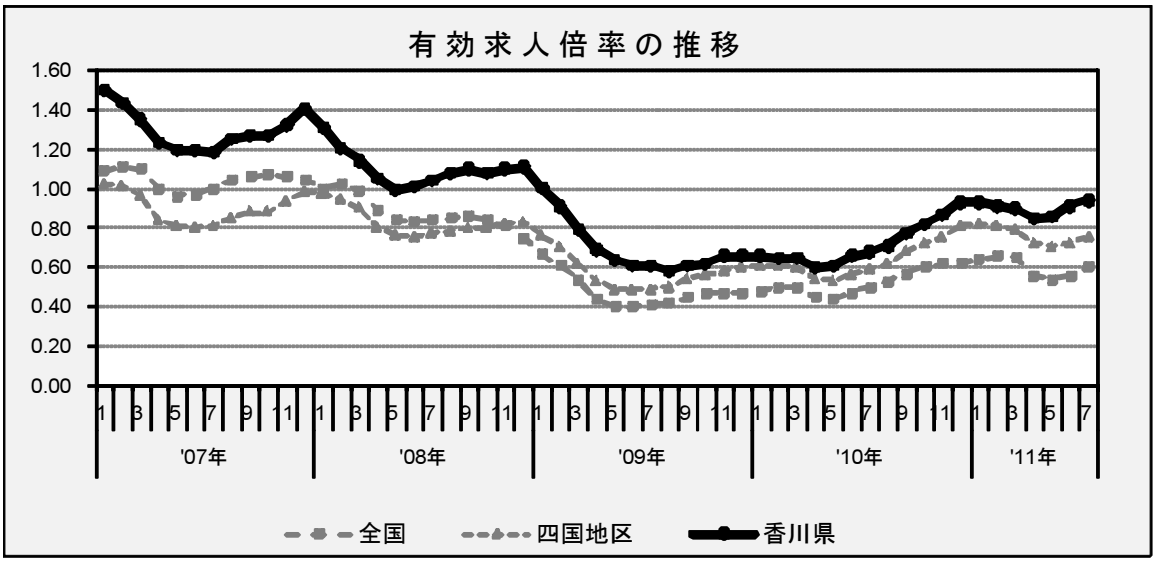

出典：厚生労働省「一般職業紹介状況」

[2] 全国およびブロック別は原数値、都道府県別のデータは<参考>労働力調査（基本集計）都道府県別結果を使用。労働力調査は，都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道及び沖縄県を除く。)、標本規模も小さいことなどにより， 全国結果に比べ結果精度が十分に確保できないとみられることから，結果の利用に当たっては注意を要する。

2.1.5　建設企業数

(1)　建設業許可業者数の推移

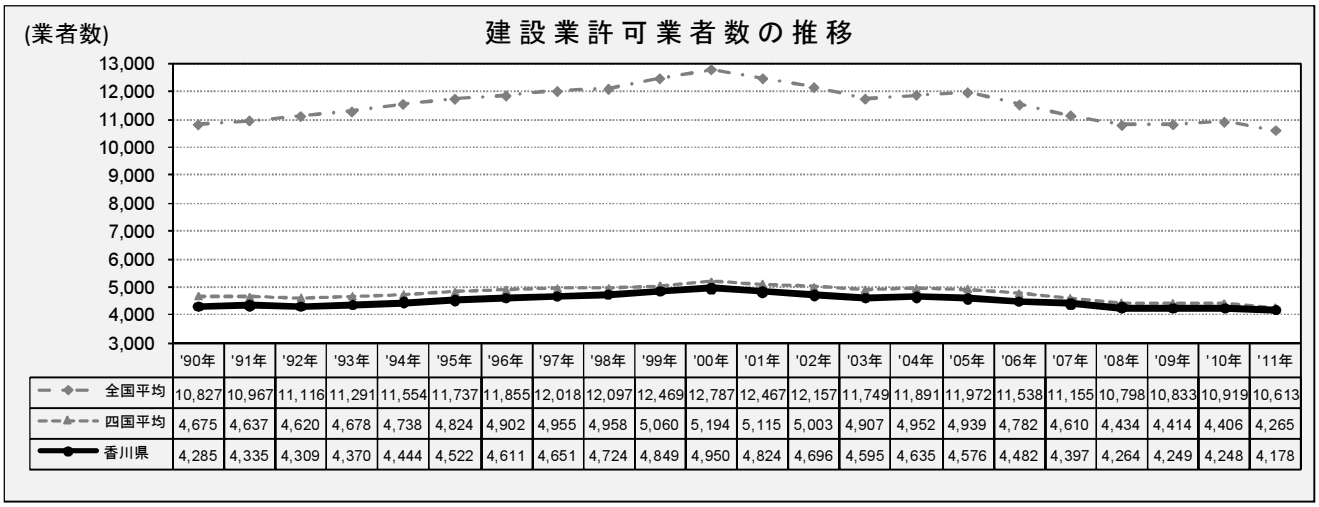

	'90年	'91年	'92年	'93年	'94年	'95年	'96年	'97年	'98年	'99年	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年	'10年	'11年
全国平均	10,827	10,967	11,116	11,291	11,554	11,737	11,855	12,018	12,097	12,469	12,787	12,467	12,157	11,749	11,891	11,972	11,538	11,155	10,798	10,833	10,919	10,613
四国平均	4,675	4,637	4,620	4,678	4,738	4,824	4,902	4,955	4,958	5,060	5,194	5,115	5,003	4,907	4,952	4,939	4,782	4,610	4,434	4,414	4,406	4,265
香川県	4,285	4,335	4,309	4,370	4,444	4,522	4,611	4,651	4,724	4,849	4,950	4,824	4,696	4,595	4,635	4,576	4,482	4,397	4,264	4,249	4,248	4,178

出典：国土交通省「建設業許可業者数調査の結果について」

注　：許可業者数については各年３月末時点の数である。

(2)　建設企業数の推移

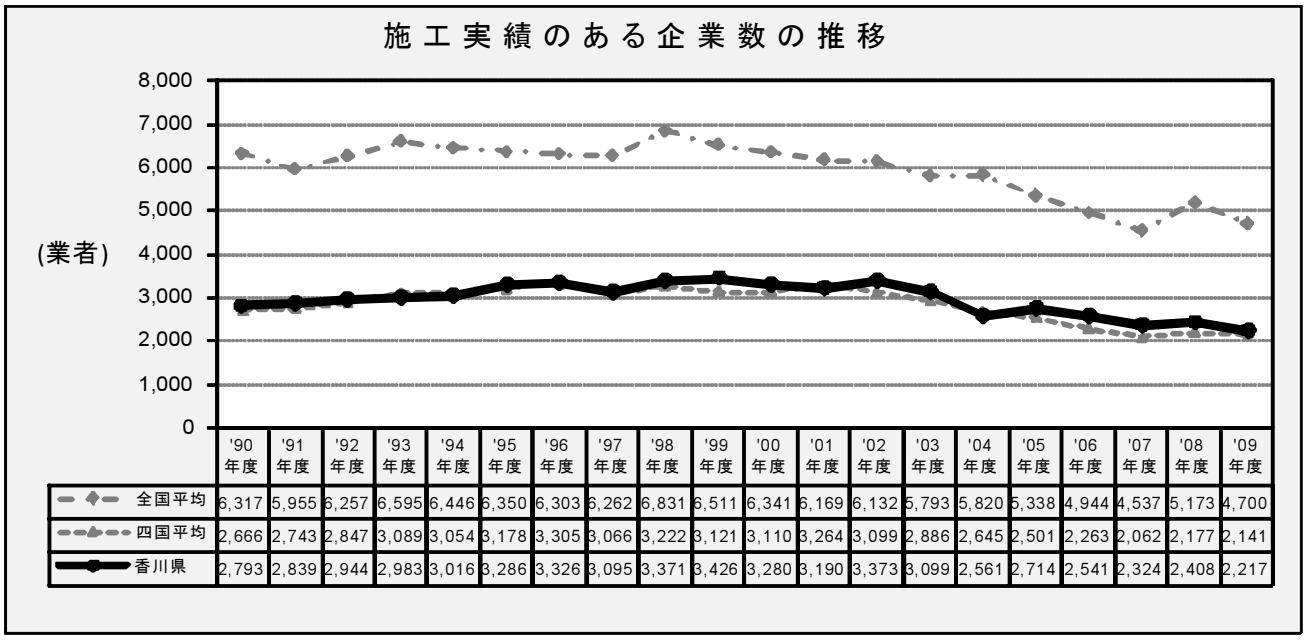

	'90 年度	'91 年度	'92 年度	'93 年度	'94 年度	'95 年度	'96 年度	'97 年度	'98 年度	'99 年度	'00 年度	'01 年度	'02 年度	'03 年度	'04 年度	'05 年度	'06 年度	'07 年度	'08 年度	'09 年度
全国平均	6,317	5,955	6,257	6,595	6,446	6,350	6,303	6,262	6,831	6,511	6,341	6,169	6,132	5,793	5,820	5,338	4,944	4,537	5,173	4,700
四国平均	2,666	2,743	2,847	3,089	3,054	3,178	3,305	3,066	3,222	3,121	3,110	3,264	3,099	2,886	2,645	2,501	2,263	2,062	2,177	2,141
香川県	2,793	2,839	2,944	2,983	3,016	3,286	3,326	3,095	3,371	3,426	3,280	3,190	3,373	3,099	2,561	2,714	2,541	2,324	2,408	2,217

出典：国土交通省「建設工事施工統計調査」

注　：業者所在都道府県別：主たる営業所（いわゆる本店、本社）の所在する都道府県別に調査結果を集計した数値を使用している。

2.1.6 倒産

(1) 建設業の倒産数の推移

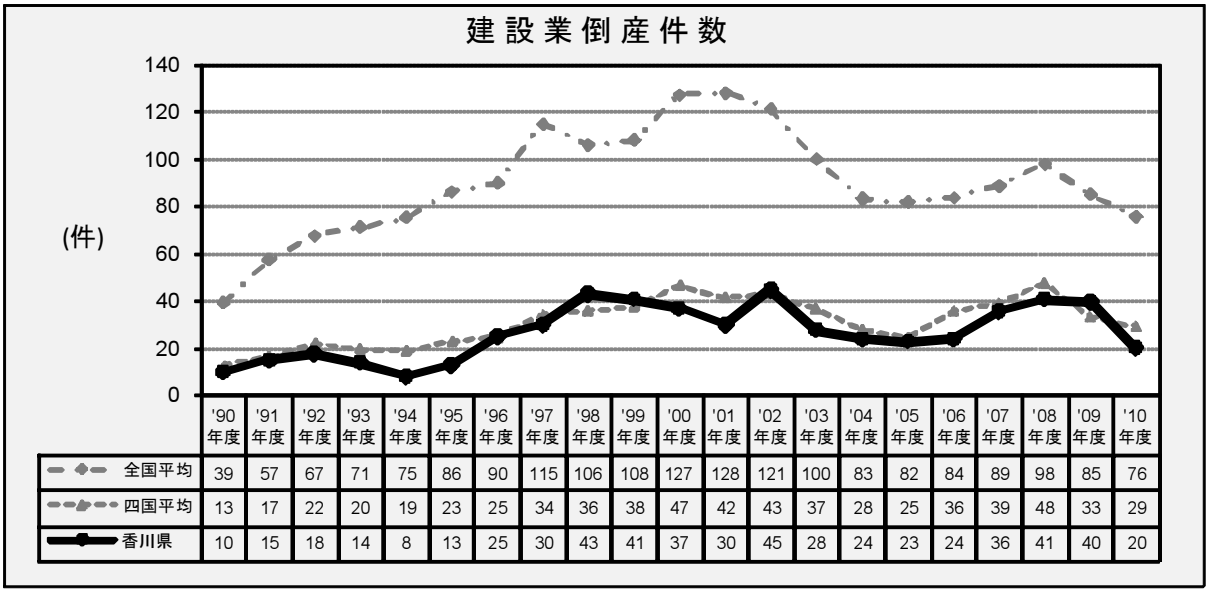

	'90年度	'91年度	'92年度	'93年度	'94年度	'95年度	'96年度	'97年度	'98年度	'99年度	'00年度	'01年度	'02年度	'03年度	'04年度	'05年度	'06年度	'07年度	'08年度	'09年度	'10年度
全国平均	39	57	67	71	75	86	90	115	106	108	127	128	121	100	83	82	84	89	98	85	76
四国平均	13	17	22	20	19	23	25	34	36	38	47	42	43	37	28	25	36	39	48	33	29
香川県	10	15	18	14	8	13	25	30	43	41	37	30	45	28	24	23	24	36	41	40	20

出典：独立行政法人 中小企業基盤整備機構「企業倒産調査年報」

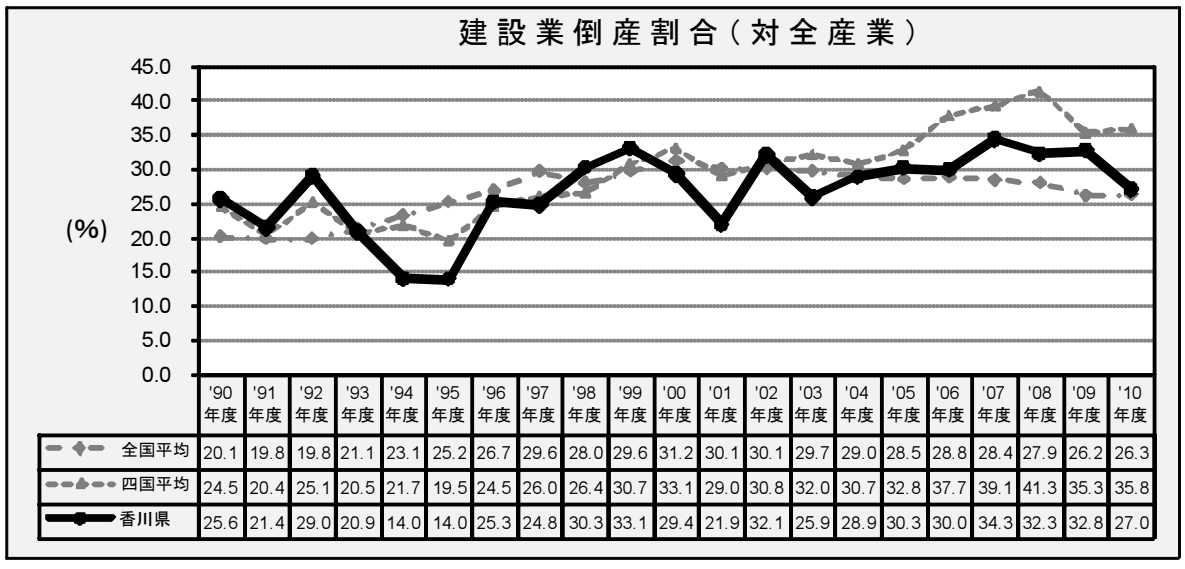

	'90年度	'91年度	'92年度	'93年度	'94年度	'95年度	'96年度	'97年度	'98年度	'99年度	'00年度	'01年度	'02年度	'03年度	'04年度	'05年度	'06年度	'07年度	'08年度	'09年度	'10年度
全国平均	20.1	19.8	19.8	21.1	23.1	25.2	26.7	29.6	28.0	29.6	31.2	30.1	30.1	29.7	29.0	28.5	28.8	28.4	27.9	26.2	26.3
四国平均	24.5	20.4	25.1	20.5	21.7	19.5	24.5	26.0	26.4	30.7	33.1	29.0	30.8	32.0	30.7	32.8	37.7	39.1	41.3	35.3	35.8
香川県	25.6	21.4	29.0	20.9	14.0	14.0	25.3	24.8	30.3	33.1	29.4	21.9	32.1	25.9	28.9	30.3	30.0	34.3	32.3	32.8	27.0

出典：独立行政法人 中小企業基盤整備機構「企業倒産調査年報」

2.1.7　主要な経営財務比率

(1)　売上高営業利益率

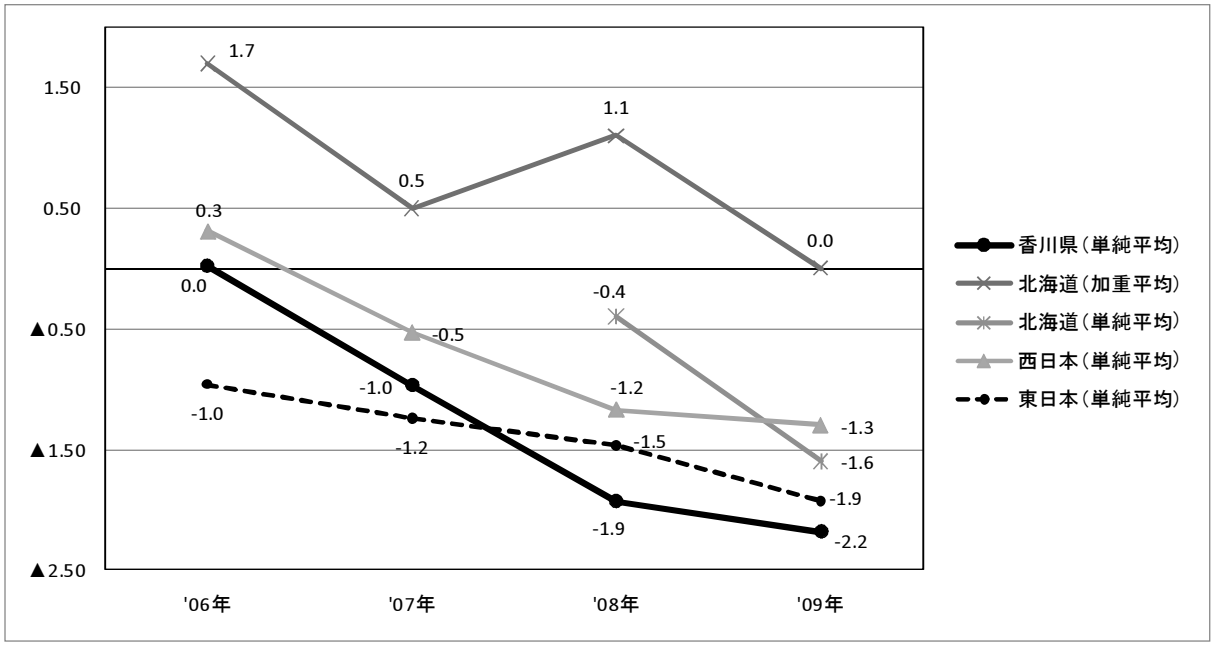

出典：北海道建設業信用保証株式会社「道内建設業（保証契約者）の財務比率」
西日本建設業保証株式会社「建設業の経営指標」
東日本建設業保証株式会社「建設業の財務統計指標」

注：加重平均とは、各企業の財務数値を合計し、その合計を財務比率の算式に当てはめて算出した値。単純平均とは、各企業の財務比率を合計し、その合計を対象となった企業数で除した値。（以下同じ）

(2)　売上高経常利益率

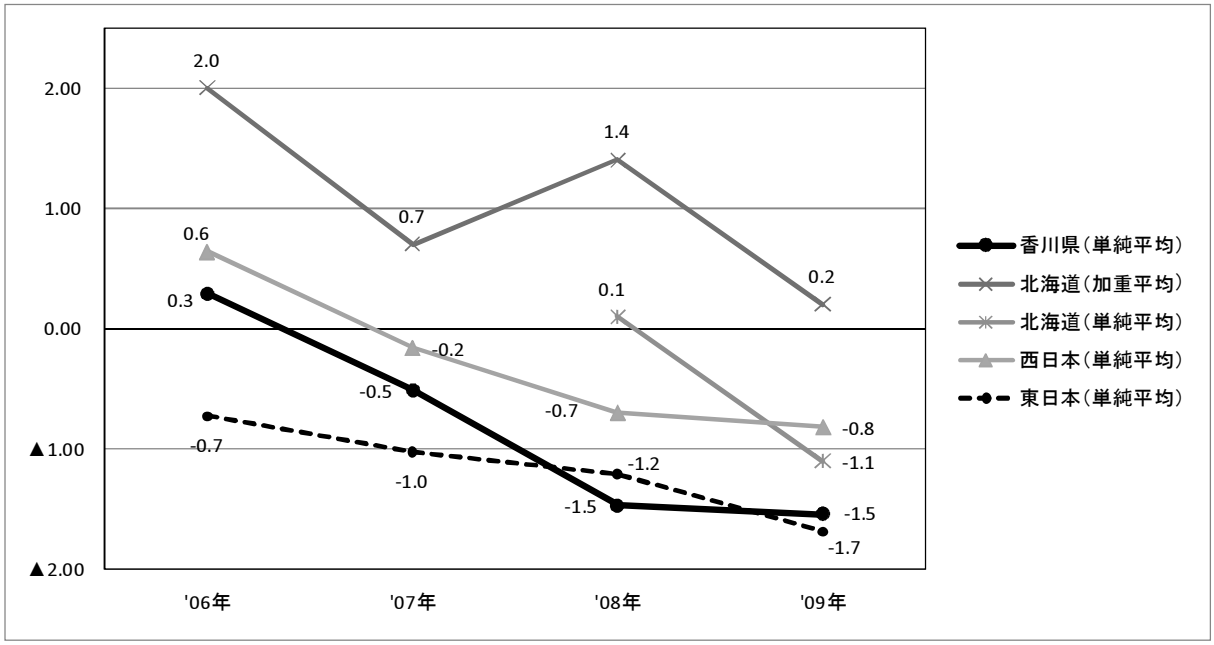

出典：北海道建設業信用保証株式会社「道内建設業（保証契約者）の財務比率」
西日本建設業保証株式会社「建設業の経営指標」
東日本建設業保証株式会社「建設業の財務統計指標」

2.2　香川建設企業の経営分析データ

(1)　売上高営業利益率

香川県全体の売上高営業利益率は、過去 3 年間マイナスで推移している。香川県全体は 2008 年度（－3.758%）、2009 年度（－3.74%）からは改善を示し、2010 年度（－2.39%）となっているが、依然としてマイナスの状況にある。また、全国の値を下回っている状況である。四国ブロックの値と比較すると、そのマイナス幅は小さい。

業種別では、「設備」を除いた 4 業種（「土木建築」、「土木」、「建築」、「職別」）で改善傾向がうかがえるが、一部の企業の業績改善の影響により数値が押し上げられている可能性も高く、全体的なトレンドとして改善傾向にあるとの判断には至らない。「設備」は、全国でも同様であるが、香川県においても、従来から他の 4 業種よりも値のマイナス幅は小さい状況にある。しかしながら、建設投資が減少する中において、競争環境の激化は他の 4 業種と同様であり、結果として数値の低下がみられる。今後の動向を注視していく必要がある。

売上高別では、売上高階層が大きくなるほど値が高くなる傾向にある。これは、全国の傾向と同じである。香川県は、「3 億円以上」より大きい階層での業績の改善が著しい。

香川県建設産業全体が底上げされ、業績の改善傾向を示しているのか、あるいは一部企業の業績改善による影響であるのかの判断は難しく、引き続き、今後の動向を注視していく必要がある。

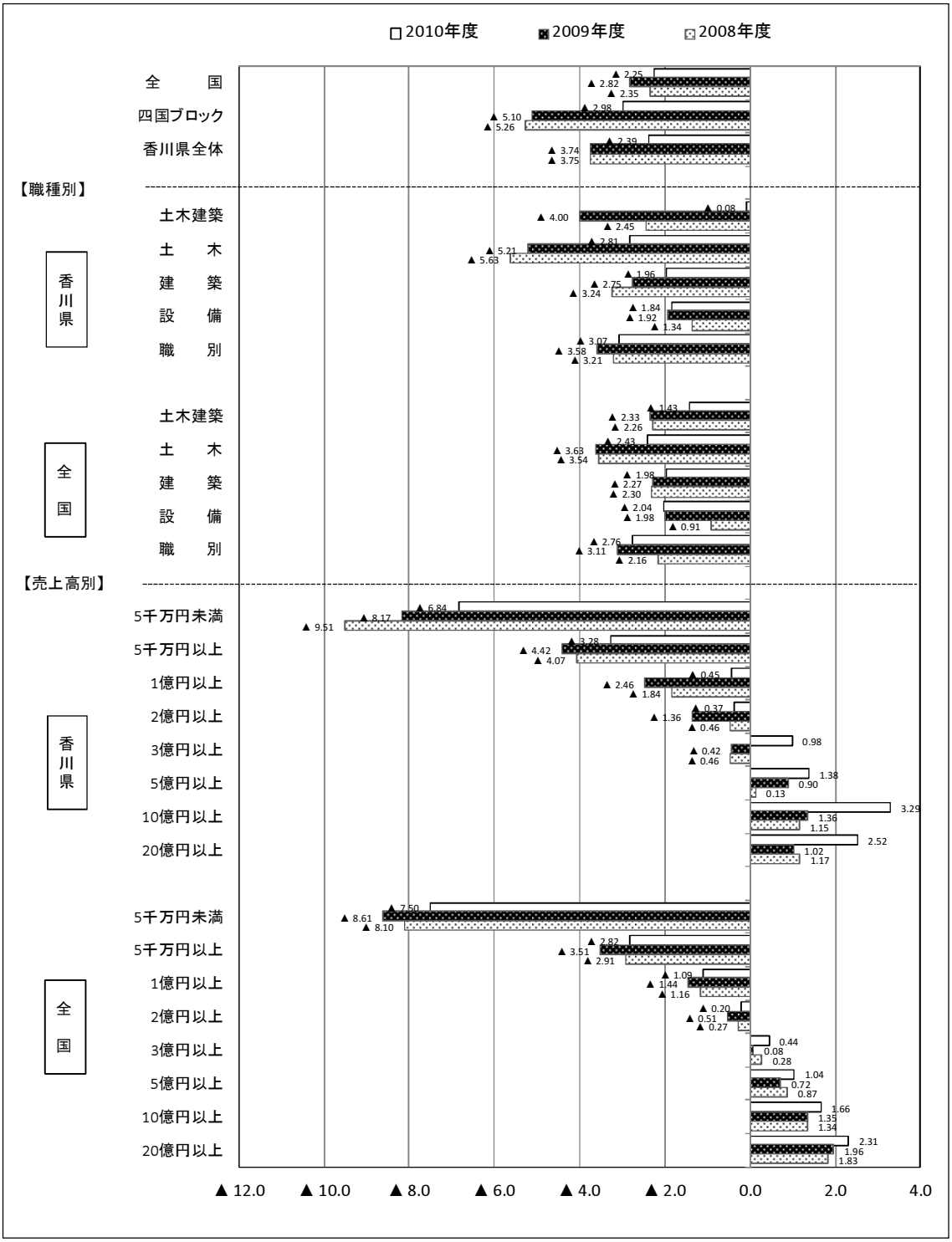
□2010年度
■2009年度
▨2008年度
全　国
四国ブロック
香川県全体
【職種別】
土木建築
土　木
建　築
設　備
職　別
香川県
土木建築
土　木
建　築
設　備
職　別
全国
【売上高別】
5千万円未満
5千万円以上
1億円以上
2億円以上
3億円以上
5億円以上
10億円以上
20億円以上
香川県
5千万円未満
5千万円以上
1億円以上
2億円以上
3億円以上
5億円以上
10億円以上
20億円以上
全国
▲ 12.0
▲ 10.0
▲ 8.0
▲ 6.0
▲ 4.0
▲ 2.0
0.0
2.0
4.0

(2) 売上高経常利益率

「売上高経常利益率」の傾向は、「売上高営業利益率」と同様であるが、値は若干高い。これは、受取利息、支払利息等の営業外損益がプラスとなっているためである。

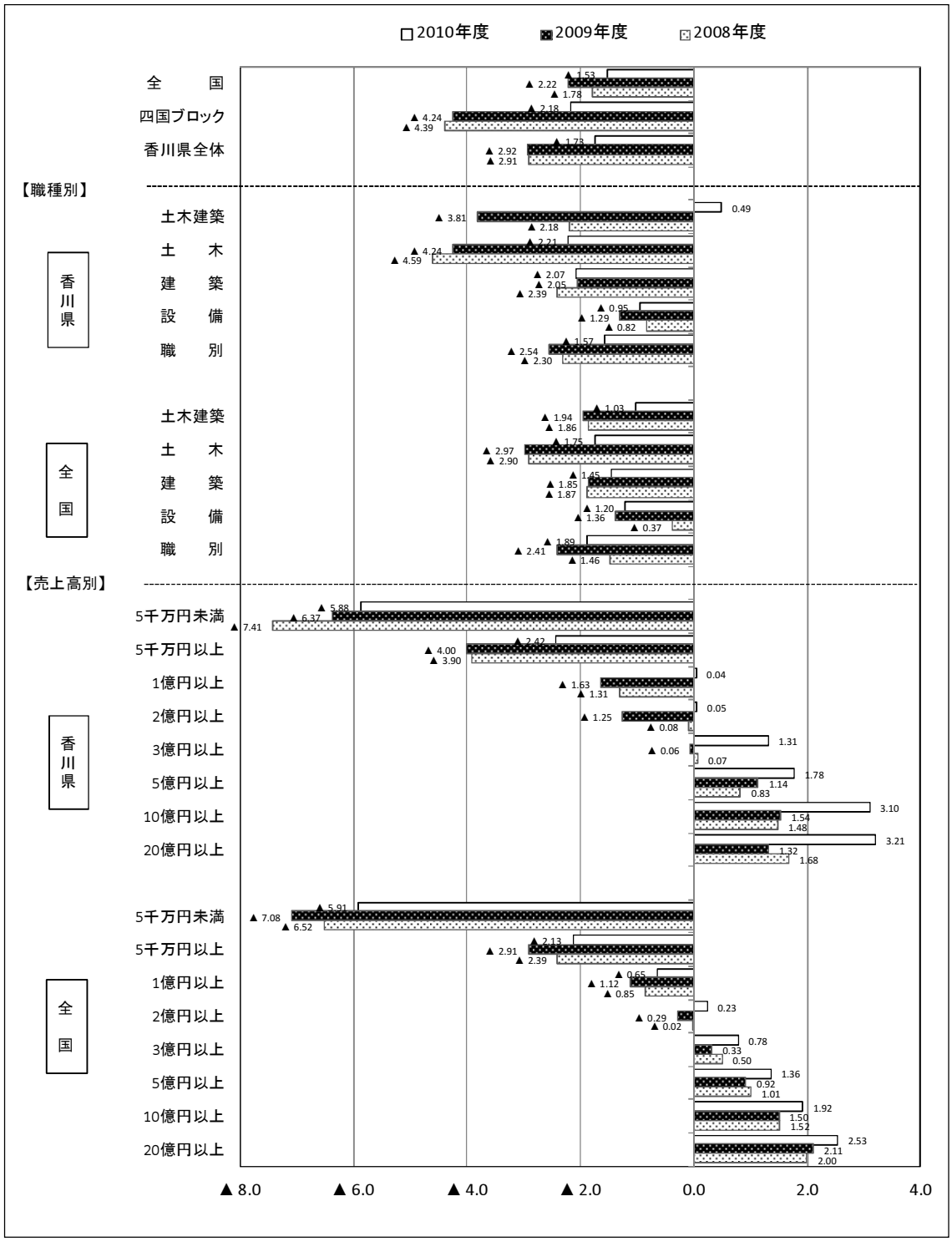

(3) 借入金依存度

「借入金依存度」は、香川県は全国と比較して、その値は大きく異ならない。これは、業種別、売上高別にみても、同様の状況である。また、売上高階層が小さくなるほど借入金等の他人資本に依存している傾向となっている。

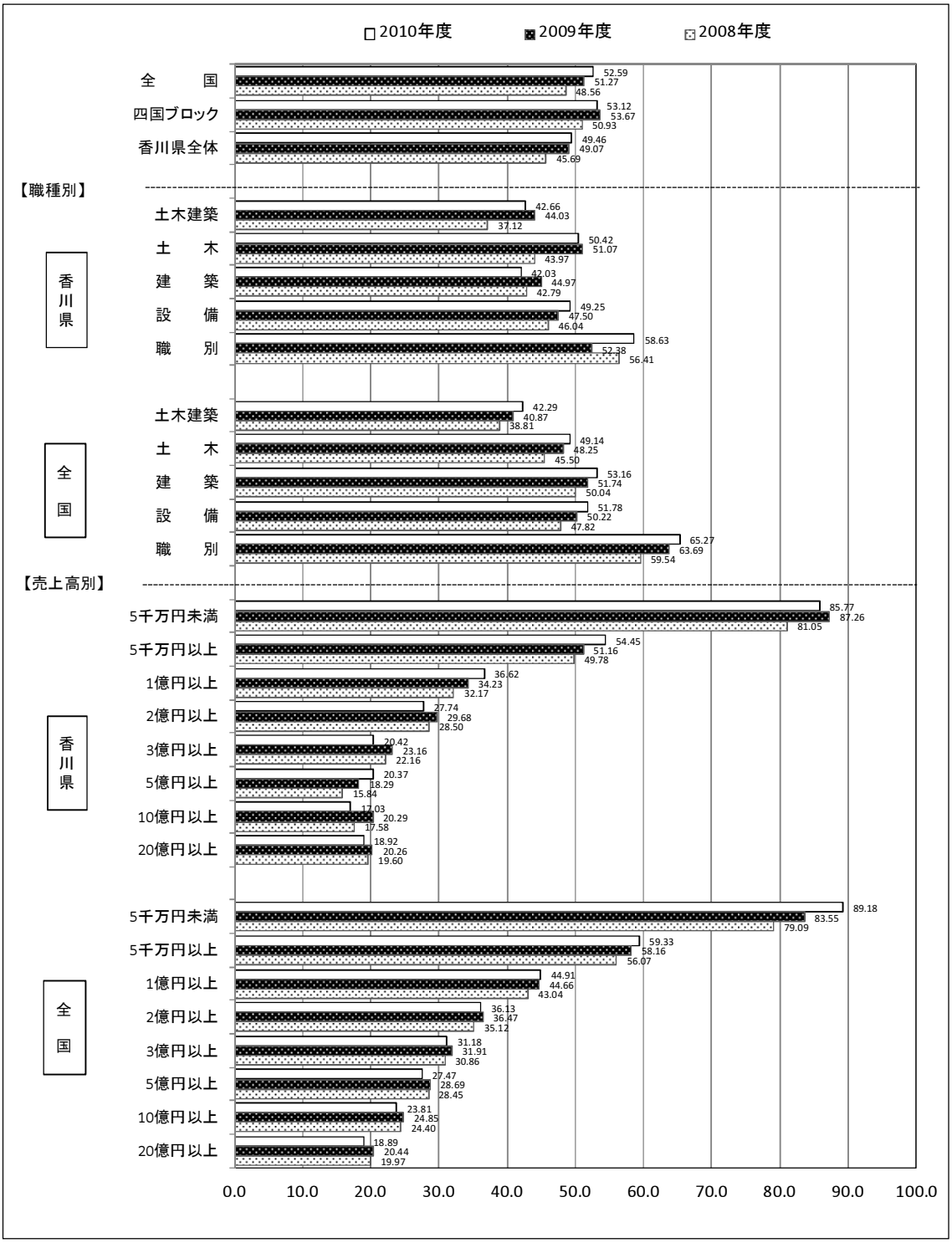

2.3 現地視察記録

地域建設産業のあり方検討委員会
香川県現地視察報告

参加者

検討委員会委員・分科会委員

成蹊大学　経済学部　教授	井出 多加子
(社)群馬県建設業協会　専務理事	田村 孝夫
(財)建設業技術者センター　常務理事	大竹 重幸
(財)建設業技術者センター　業務部　調査役	田口 芳一
(財)建設業情報管理センター　専務理事	齋藤 芳久
(財)建設業情報管理センター　企画業務部　次長	小川 栄一
(財)建設業情報管理センター　西日本支部　支部長	曽川 紫朗
(財)建設経済研究所　特別研究員	松本 直也
(財)建設経済研究所　研究理事	丸谷 浩明

香川県

土木部　土木監理課長	中村 貴紀
土木部　技術企画課長	樋口　晋
土木部　土木監理課主幹	三好 俊彦
土木部　土木監理課　契約・建設業グループ　課長補佐	宮崎 真二

事務局

(財)建設経済研究所　総務部　次長	米沢 隆司
(財)建設経済研究所　研究員	江村 隆祐
(財)建設経済研究所　研究員	油谷 晃広
(財)建設経済研究所　研究員	保立　豊

現地視察日程

日　時　9 月 8 日（木）14:00～15:00
内　容　現場視察「高松工芸高校校舎棟第 3 期改築工事」
対応者　香川県
　　株式会社　合田工務店

日　時　9 月 9 日（金）9:00～10:00
内　容　現場視察「高松港港湾環境整備工事・埋築工事（合冊）」
対応者　香川県
　　アイエン・丸高特定建設 JV

日　時　9 月 9 日（金）10:30～11:30
内　容　現場視察「上佐料川砂防ダム（本堤工）」
対応者　香川県
　　東讃建設株式会社

現地視察記録「高松工芸高校校舎棟第 3 期改築工事」

１．工事概要

工　事　名　高松工芸高校校舎棟第 3 期改築工事
工 事 種 別　建築工事
工　　期　平成 22 年 10 月 13 日～平成 23 年 11 月 30 日
工 事 箇 所　香川県高松市番町 2 丁目 9－30
発　注　者　香川県
請　負　者　株式会社　合田工務店
目　　的　平成 11 年策定の「高松工芸高校校舎等改築基本計画」に基づき、機械科・電気科・デザイン科の工業系実習室を整備するものである。
工 事 概 要　・校舎棟改築工事
　　鉄筋コンクリート造、地上４階建
　　延べ面積（2260.89m^2）
　・外構工事　一式



２．事前質問に対する説明

（1）工事概要

上記参照

（2）現場の組織・人員体制

●現場にいる技術者、職長、技能労働者などの所属及び概数

元　請：一級建築士（監理技術者）、一級施工管理技士（担当技術者）

下　請：職長（職長教育修了者・作業主任者）

技能士：適用工種の１班に１名配置

●年齢構成

各年齢別の分布は以下のようになっている。

年齢	人数(人)	構成比(%)	
10 代	26	7.6	(18 歳以下 11 名)
20 代	82	24.1	
30 代	92	27.1	
40 代	55	16.2	
50 代	48	14.1	
60 代	35	10.3	(65 歳以下 12 名)
70 代	2	0.6	
合計	340	-	

●現場の勤務状況について

休暇：日曜日、盆、正月、GW（状況により３～５日間）

残業：コンクリート打設等、特定の作業では残業あり

（3）発注者とのコミュニケーション

●発注者に対する進捗状況の報告（時期、手段など）

・工事履行報告書により月に一度の報告

・定例会（隔週）に月間工程表、3 週工程表にて報告

（現場定例会打合記録、分科会打合記録）

●契約変更その他不測の事態における発注者の対応が必要な場合の協議方法

・打合せ簿（指示・協議・通知・承諾・提出・報告・届出・その他）にて協議

・事故、台風対策等は、直接監理者経由で電話連絡

（4）作業従事者への配慮について

●作業従事者に配慮している事項（暑さ対策、休憩時間など）

・作業員休憩室にエアコンを設置

・熱中症対策：送風機・扇風機設置、塩飴配布、冷茶タンク

・適度な休憩の励行（毎朝礼指示）

・通常休憩　10 時・3 時（各 15 分～20 分程度）、12 時（60 分）

（5）社会貢献、環境の配慮について

●現場、または元請企業として実施している社会貢献活動

・現場での取組

搬入車両の通行規制（登校時間、左折入退場）

外周歩道の一斉清掃（週 1 回程度）

・会社での取組

高潮・洪水警報時の土嚢作成・配布

河川清掃（建設業協会）への参加

（6）その他

●本件工事を落札できた理由として考えられる点

総合評価方式の入札であったので、配置技術者も高得点となるものを配置し、技術提案に力を入れ、各評価項目の点数の積み上げをはかりながら、最安値となるよう価格を決定して入札を行ったため。

●本件工事の入札で想定された競争相手

県内 A クラスの業者で、施工実績要件の過去 15 年間に RC-1800m^2 以上の施工実績を有する会社。県の名簿と CORINS により 20 社程度と推察。

●当該工事の収益面での苦労とその対策

最近建設単価の下落により、発注価格が下がり、収益が厳しい。特に労務単価の下落が労働者の建設業離れを進めている。特に、30 代、40 代の人が減っている。

●発注者からの工事代金の支払い条件の概要、改善要望

支払いは適切に実行されている。

●下請・資材・リース会社・作業員への支払い条件の概要、問題点

労務への支払いは現金で、材料関係の支払いは主に手形（120 日）にて、出来高の 90%を支払っている。

支払い契約については、基本事項の協定を結び各工事ごとに契約を行っている。

香川県発注工事では、中間検査において、施工体系図・施工体制台帳のチェックがあり、ルールからの逸脱防止に寄与している。

●機材の調達方法、保有形態

建設重機は、輸送のためのトラック以外はリース、或いは協力業者の調達によっている。仮設資材は資材倉庫にて自社保有しているが、徐々に減らしている。資材リース会社も充実し、守備範囲が広がった。



３．その他質疑

Q：	現場にいる就労者のなかで、職長の概念を教えてください。
A：	労働安全衛生規則のなかで、職長は決まった資格を有する者として記載があったと思います。元請とどのように連絡体制をとって現場を運営していくか、ということや、安全に関する事柄などについて講習を受けて、知識を持ってやっていけるというのが職長である、と思う。 作業主任者というのは、元々危険を含む作業について必要なものであり、この資格を持っているものは職長教育修了者と同等の知識を持っているとして、職長を屋ってもらうことがある。
Q：	施工体系図に記載されている監理技術者、主任技術者の資格や経験をわかるようにして、発注者に企業の優れている点をアピールするような取組をしていないのか？
A：	施工体制台帳については、各々技術者の有する資格等を報告している。 現場内外について、資格者の配置状況は安全看板等を掲示、設置することにより、当現場が十分に安全に配慮しながら作業を行っている、などのアピールは対外的に行っている。

Q：	どのような職種の職人が不足しているのか？
A：	県としては、仮枠大工や左官などの業種が作業員が不足している、と聞いている。 最近は、比較的人員が揃っていた内装業者も、感じとして２～３割減っている。それから、金物製作（階段を金物で作るなど特殊な作業を行う）、木工事が減っており、香川県でも探すのに苦労している。ちょっとした造作、家具工事をしてもらう人がいない。かなり逼迫している。
Q：	現場には 339 人の作業員がいるようですが、20～30 代の人が 50%を越えており、比較的若い人が多いようですが、新規入場者の割合はそうだが、若手は入れ替わりが激しく、高齢の方は長く現場に留まるため、このような数字になっているのか？
A：	この現場は、たまたま比較的若い職人が入った現場だと思う。とび職さんや鉄筋工さんなど比較的若手が多い職種が多かった。大工さんもたまたま若い人が多かった。
Q：	長いトレンドの中で、人員が減少している原因は何だとおもいますか？
A：	３年間のリーマンショックの時期に急激に仕事がストップして、一時的に他業種で働くようになったが、そちらで建設業より楽な仕事で同等程度の賃金が貰えるということで、建設業に戻ってこなかった人もいた。
Q：	施工体制について、どうして三次、四次の階層が必要なのか？
A：	杭工事についていえば、一次は杭打ち機を保有しており、オペレーター或いは技術者を連れてくる。ここは場所打杭なので、鉄筋かごが必要であり、その作業のために二次の武田建設（鉄筋工）が入り、三次の三共工業から作業員が入っている。 例えば、金物屋は金属工事を請けた場合、自分ところにも金物工はいるし、加工等も行うが、部分的に外注を行う必要がある。それが二次、三次なることがある。
Q：	施工体制、元請・下請の組み合わせはその時々で変わるのか？
A：	なるべく同じ組み合わせで工事を行いたいと思っている。ただし、工法によってはその業種が得意な業者を組む必要があるので、その時は新しい業者と組むこともある。
Q：	工事の収益について、工事原価分は賄えるが一般管理費、販管費分が賄えない状況だと理解して良いか？
A：	現場での施工をより良く行うためには、会社としてバックアップが大切であるため、一般管理費等は必要な経費である。
Q：	こちらの現場では、木材がたくさん使われているが、こういった材料について県産品を優先して使うなどのきまりがあるのか？

A：	現在の木材の使用について、香川県では平成１５年に県産品を主に使いましょう、と県内の産業振興として方針を出している。土木としても、下請業者としては県内の業者を優先してつかうとか、材料に関しても県産品を優先して使うなど、努力義務としている。それと別に、香川県としても地場の木材の利用促進ということで、軽微なものは木で作るとか、内装については腰壁を木にするとか、促進活動をしている。 ただ、なかなか建物については公的な規制があって、木材を使うにも限度がある。
Q：	労務単価についてですが、千葉県野田市では契約した単価をちゃんと下請に支払うよう義務付けているようだが、香川県ではそういった取組をしているのか？
A：	労務単価については、あまり立ち入った話をしていない。下請ダンピングが発生しないように最低制限価格をもうけるなどの対策をしている。

現地視察記録「高松港港湾環境整備工事・埋築工事（合冊）」

１．工事概要

工　事　名　高松港港湾環境整備工事・埋築工事（合冊）

工 事 種 別　土木工事

工　　期　平成 20 年 12 月 16 日～平成 24 年 3 月 26 日

工 事 箇 所　香川県高松市朝日新町 34 地先

発　注　者　香川県

請　負　者　アイエン・丸高特定建設工事共同企業体

目　　的　国と香川県が進める「高松港国際物流ターミナル整備事業」で、約 16ha を埋め立てて水深－12m の耐震強化岸壁を整備する計画で、物流機能の大幅な充実強化を図るとともに、大規模地震発生時の復旧拠点を構築することを目的としており、うち本件工事は埋立外周護岸を築造するものである。

工 事 概 要　・施工延長　L= 815.2m

・グラブ・土運船運搬　V=53980m^3

・置換材　V=47270m^3

・基礎捨石　V=93920m^3、捨石均し　A=18303m^2

・埠頭護岸　ケーソン据付（H12.3m、B6.7m、L20.0m）N=12 函

・緑地・港湾護岸　ケーソン据付（H8.0m、B3.9m、L16.0m）N=37 函

・裏込材　V=93250m^3、裏埋材　V=87050m^3



２．事前質問に対する説明

（1）工事概要

上記参照

（2）現場の組織・人員体制

●年齢構成

各年齢別の分布は以下のようになっている。

年齢	人数(人)	構成比(%)
10 代	4	1.8
20 代	29	12.9
30 代	54	24.1
40 代	44	19.6
50 代	62	27.7
60 代	31	13.8
70 代	0	0.0
合計	224	-

●現場の勤務状況について

現場の休暇は祝日、日曜日としているが、勤務時間が日の出～日没の間で、潮のひいている時間帯だけ、潮の満ちている時間帯だけと、潮位に影響される不規則な作業時間での作業となるので、祝日、日曜日に作業したこともある。

（3）発注者とのコミュニケーション

●発注者に対する進捗状況の報告（時期、手段など）

「かがわ建設情報共有システム」により１ヶ月に一度報告

●契約変更その他不測の事態における発注者の対応が必要な場合の協議方法

あらかじめ口頭にて打合せを行い、内容等は「かがわ建設情報システム」で承諾、承認、協議を行っている。

（4）作業従事者への配慮について

・朝一番に作業員の健康状態を確認している

・暑さ対策として水分を持参しているか確認し、なければ支給する

（5）社会貢献、環境の配慮について

●社会貢献活動

・７月に安全連絡協議会にて海水浴前の海の清掃に参加した。

●社会貢献活動

・周辺海域に濁りを発生させないよう、各工種において配慮した。（汚濁防止膜の使用、干潮時の作業など）

・持参した弁当の入れ物は必ず持ち帰り、事務所横にある収集箱に入れている。



３．その他質疑

Q：	どのような理由でアイエンと丸高建設（株）でJVを組むことになったのか？
A：	公募条件に、「施工実績があること」や「地元の企業とJVを組むこと」と言った条件があり、それらに合致したのが丸高建設（株）さんだった。過去にJVを組んだことは無いが、元請・下請などの関係で何十年と一緒に仕事をしている。
Q：	外注している割合は、どの程度か。
A：	60～70%くらいだと思う。
Q：	アイエンさんは、海洋土木に長けているのか。
A：	そうです。

Q：	主な活動範囲はどのあたりか。
A：	瀬戸内海近辺。
Q：	いろいろ場所で作業をしていると思うが、地域によって条件に違いはあるのか。
A：	地域によって、干潮、満潮の差があるなど、違いはある。
Q：	海洋土木専用の船を所有しているのか。
A：	作業船を３隻（200t 吊り、120t 吊りの起重機船とコンクリートミキサー船）とクレーン付台船がある。
Q：	その他の重機は、所有しないでレンタルしているのか。
A：	バックホウなど基本的な重機は所有している。
Q：	海洋土木の技能労働者と陸上の土木の技能労働者は、違うのか？
A：	船の作業は海洋の作業員、ケーソン上の作業などは陸上の作業員で作業している。
Q：	若い人と年配の人で仕事の内容は違いがあるのか。
A：	同じである。
Q：	若手が少ないということは、先々技術が伝承されないのではないか。
A：	最近の若い人は作業船に乗りたがらない。家から通勤したいという希望が多い。作業船の乗るのは 50 歳代の人が多い。
Q：	職長、作業員を直庸することはあるのか。
A：	それは、無い。作業員は、協力会社が連れてくる。船上の作業については、慣れた人の方が良いので、なるべくそういった人に来てもらう。
Q：	耐震岸壁は、国直轄が多いのか。
A：	規模の大きなものは国直轄だが、小さいものが県のものもある。完成後の管理は県に任せられる。

現地視察記録「上佐料川　通常砂防工事」

１．工事概要

工　事　名　（社会資本整備総合交付金）上佐料川　通常砂防工事

工事種別　土木工事

工　　期　平成 23 年 7 月 26 日～平成 24 年 3 月 15 日

工事箇所　香川県高松市鬼無町是竹地内

発　注　者　香川県高松土木事務所

請　負　者　東讃建設株式会社

工事概要　土石流危険渓流における砂防堰堤建設工事。

堰堤コンクリート 413m^3

前庭保護工 16m

流路工ブロック積 106.6m^2

工事用道路 34.2m



２．事前質問に対する説明

（1）工事概要

上記参照

（2）現場の組織・人員体制

●施工体系

・一次下請は 3 社。堰堤本体工、クレーン作業、砂防堰堤・流路工をお願いしている。

●年齢構成

・各年齢別の分布は以下のようになっている。

年齢	人数(人)	構成比(%)
10 代	0	0
20 代	1	11.1
30 代	4	44.5
40 代	3	33.3
50 代	1	11.1
60 代	0	0
70 代	0	0
合計	9	－

●現場の勤務状況について

・休暇：日曜日（コンクリート養生のため休日が増える場合あり）

（3）発注者とのコミュニケーション

●発注者に対する進捗状況の報告（時期、手段など）

・基本的に「かがわ建設情報共有システム」によりメールで報告（１カ月に１度)。軽微な事項については口頭にて打合せを行い、記録に留める必要がある事項については「かがわ建設情報共有システム」により承認依頼（メール）を送る。

（4）作業従事者への配慮について

●作業従事者に配慮している事項（暑さ対策、休憩時間など）

・作業の休息時間を長めに取ることや、残暑が厳しいので具合が悪いと感じたら作業を中止してエアコンのある現場事務所で休息を取らせている。

（5）社会貢献、環境の配慮について

・社会貢献としては、道路の保全を行う。

・環境への配慮としては、低騒音、低排出ガスの重機、機械を選定する。
また、下流で井戸水を使っている民家があるので、現場で発生した排水はノッチタンク及び PH 中和処理装置にて中和している。



３．その他質疑

Q：	作業員 9 名は現在ということだが、コンクリート打設する時など作業員は増えるのか？
A：	9 名は現在の人数である。作業内容により人数は増減する。
Q：	御社には直用の技能労働者はいるか。技術者だけか。
A：	1990 年代は技能者は 10 数名いたが、技術者が重要視されているため、技能者は数名、技術者は 15 名という構成である。

Q：	流路工は自社施工ということだが、それは技能労働者で行うのか。
A：	今いる数名の技能労働者で行う計画である。
Q：	県全体での砂防工事の事業量の進捗はどの程度か？
A：	現在、土砂災害危険箇所は 7000 ほどあるが、災害により危険渓流が増えていくため、進捗率を出すのは難しい。進捗中の砂防ダムは 15 箇所ほどあるが毎年 1 つ 2 つしか完成していない。
Q：	砂防と治山のすみ分けは？
A：	保安林に指定されているところは治山で、民家等に被害が及ぼすところは砂防で事業を進めている。
Q：	工事の安全のため、一定の気象条件になったら施工を中止するかどうかは、県が決めているのか、現場が決めているのか。警報が出たときはどういった対応をするのか。
A：	県で基準は設けておらず、請負業者から報告をうけ現場状況を見て判断している。 警報が出てもその現場が危険かどうかは、実際に見てみないと分からない。
Q：	請負者が一義的には工事中止・避難の判断をするのか。
A：	この現場では雨量計、風力計を設置しているのでそれを確認しながら作業している。
Q：	この雨量計などのデータは県が防災情報に使っているのか。
A：	使っていない。観測ポイントはすでにありますのでそれで対応している。
Q：	この現場は 2 年度に亘る事業だが、年度で分けて発注した理由は予算の都合か。
A：	大きな要因は予算である。単年度予算のため、発注時期が年度後半になると 2 ヶ年度に分かれてしまう。通常、砂防堰堤は一括で発注するようにしている。 災害で被害をうけた隣の大きなダムは 2，3 億円の事業で債務負担行為で一括発注している

Q：	ハザードマップの危険箇所の防御のためのダムを作っていると思うが、危険な場所に老人ホームや病院等を作らない、すでにあれば移転するという　計画はあるのか。
A：	土砂災害防止法が出来ているので、危険地域に立地しないようお願いをしている。
Q：	土砂災害防止法の地域指定の進み具合はどの程度か。
A：	高松土木事務所管内では、およそ半分くらいである。